

平成十二年一月二十八日受領
答弁第一七号

内閣衆質一四六第一七号

平成十二年一月二十八日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出国会閉会後に繰り返される死刑執行と世論調査などに関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出国会閉会後に繰り返される死刑執行と世論調査などに関する質問に

対する答弁書

一の(一)について

平成九年以前の死刑執行に関しては、死刑執行の年月日等を公表していないことから、答弁を差し控えたい。平成十年以後においては、死刑執行後に執行の事実及び執行を受けた者の人数に限って公表することとしているが、国会の会期中に死刑を執行したことはない。

一の(二)について

日本国憲法が施行された昭和二十二年以後、政府が国会の本会議や法務委員会で死刑に関して行った答弁を暦年ごとに示すと、別表第一から別表第五十三までのとおりである。

一の(三)について

平成九年以前に、死刑執行の前後、死刑に関する国会答弁が集中してきたかについては、一の(一)についてでお答えしたとおりの理由により答弁を差し控えたい。平成十年以後においては、平成十年十一月十九日の執行の後、同年十二月三日に死刑執行に関する質疑が行われている。

一の（四）について

御質問のような事例は、調査した限り見当たらないが、死刑執行の前日にその告知を受けた死刑確定者が自殺した事例を紹介したことはある。

一の（五）について

御質問のような事例は、調査した限り見当たらないが、一の（四）についてでお答えした事例にかんがみ、死刑執行の告知時期につき検討した結果、すべて当日に告知するよう改めたことはある。

一の（六）について

死刑執行に関しては、個々の事案につき関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等について慎重に検討し、これらの事由等が存在しないことが確認された場合に、初めて死刑執行命令を発することとしているものであり、死刑執行を行う時期と国会の会期とは関係がない。

一の（七）について

平成十一年十二月十七日、死刑確定者二名に対して、死刑を執行した。

二の（一）について

平成十一年九月実施の総理府世論調査における質問については、法務省において案を作成し、総理府において世論調査実施の専門的機関としての見地から検討を加えて、作成したものである。

二の（二）について

平成十一年九月実施の総理府世論調査における死刑制度の存廃に関する質問については、それ以前に行った同種世論調査との継続性を重視するとともに、死刑制度の存廃に関する我が国の議論があらゆる犯罪について死刑を全面的に廃止すべきか否かというものであることを踏まえて、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」及びこれに対する反対意見である「場合によっては死刑もやむを得ない」並びに「わからない・一概に言えない」との選択肢が適当であると考えたものである。

二の（三）、（六）及び（七）について

死刑制度に関する世論について、特定の一回の調査結果を取り上げてその結果が出た理由を分析し、特定すること、あるいは、特定の一回の調査結果とその前後の調査結果とを単純に比較してその変化の具体的原因を特定することは、いずれも困難であり、また、適当でもないと考えており、長期間にわたり同様

の調査を繰り返すことにより国民意識の動向を把握することが重要であると考えている。

死刑制度に関する総理府世論調査については、これまで、昭和三十一年四月、昭和四十二年六月、昭和五十年五月、昭和五十五年六月、平成元年六月、平成六年九月及び平成十一年九月の七回にわたり実施してきたところ、昭和三十一年四月から平成元年六月までに実施した五回の世論調査においては、「今の日本で、どんな場合でも死刑を廃止しよう」という意見に賛成か、反対か」という質問に対して、回答結果は、次の表のとおりであった。

実施年月	賛成(%)	反対(%)	わからない(%)
昭和三十一年四月	一八	六五	一七
昭和四十二年六月	一六・〇	七〇・五	一三・五
昭和五十年五月	二〇・七	五六・九	二二・五
昭和五十五年六月	一四・三	六二・三	二三・四
平成元年六月	一五・七	六六・五	一七・八

また、平成六年九月及び平成十一年九月に実施した二回の世論調査においては、「死刑制度に関して、

このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか」という質問に対し、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」及び「場合によっては死刑もやむを得ない」という選択肢を記載した回答票を示して回答を求めたところ、回答結果は、次の表のとおりであった。

実施年月	どんな場合でも死刑は廃止すべきである (%)	場合によっては死刑もやむを得ない (%)	わからない・一概に言えない (%)
平成六年九月	一三・六	七三・八	一一・六
平成十一年九月	八・八	七九・三	一一・九

これらの調査結果から、国民世論の多数は、死刑制度の存置はやむを得ないと考えているものと理解している。

二の(四)及び(五)について

御質問の点について、その結果が出た理由を分析し、特定することは、困難である。

二の(八)、(九)及び(十二)について

死刑制度に関する世論について、特定の一回の調査結果を取り上げて評価を加えることは、困難であ

り、また、適當でもないと考えており、長期間にわたり同様の調査を繰り返すことにより国民意識の動向を把握することが重要であると考えている。

二の(一〇)について

死刑制度に関する世論について、特定の一回の調査結果と直近の調査結果とを単純に比較してその変化の具体的原因を特定することは、困難であり、また、適當でもないと考えており、長期間にわたり同様の調査を繰り返すことにより国民意識の動向を把握することが重要であると考えている。

二の(十一)について

平成十一年九月実施の総理府世論調査において、「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答した者のうち、五十六・五パーセントの者が「将来も死刑を廃止しない」と答えているほか、三十七・八パーセントの者についても、状況が変われば、将来的には死刑を廃止してもよいが、現在の状況では、死刑制度の存置をやむを得ないと考えているものと理解でき、御指摘のように、「過半数の人は死刑制度の維持を望んでいない。」ということとはできないと考えている。

死刑制度の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討

すべき問題であるところ、二の（三）、（六）及び（七）についてでお答えしたとおり、国民世論の多数が死刑制度の存置はやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪事犯を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を全面的に廃止することは、適当でないと考えている。

二の（十三）について

死刑を廃止した諸外国において、死刑制度の廃止前後で凶悪犯罪の発生件数がどのように変化したかという統計については十分に把握していないが、犯罪の発生原因には様々な要素が考えられるので、凶悪犯罪の発生件数の変化を死刑制度の存廃のみによって説明することは困難であると考えている。

二の（十四）について

アメリカ合衆国の五十州及び一特別区における凶悪犯罪の発生率は、各州によって相当異なるが、それらに影響を与える要因には各州ごとに様々なものがあると考えられるので、その差異を死刑制度の存廃のみによって説明することは困難であると考えている。

二の（十五）について

死刑の犯罪抑止力を科学的、統計的に証明することは困難であるものの、一般に刑罰は犯罪に対する抑止力を有するものと認識されており、また、昭和四十二年六月から平成元年六月までの間に、三回にわたり実施した総理府世論調査において、「死刑という刑罰をなくしてしまうと悪質な犯罪が増えると思うか、別に増えるとは思わないか」という質問に対し、「増えると思う」という回答が常に過半数を占めていたこと、平成六年九月及び平成十一年九月に実施した総理府世論調査においても、「死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見があるがどのように考えるか」との質問に対し、「増える」と回答したものが過半数を占めていたこと等から、死刑が犯罪に対する抑止力を有することとは、広く認識されていると考えられる。さらに、死刑制度の存在が長期的に見た場合の国民の規範意識の維持に有用であることは否定し難く、死刑制度は、凶悪犯罪の抑止のために一定の効果を有しているものと理解している。

二の（十六）について

御指摘の調査結果については、国民意識を把握する上での基礎的資料の一つとして参考にしてまいりたい。

二の（十七）について

公的な被疑者弁護制度の導入の問題については、被疑者段階に限定することなく、被告人段階における弁護制度とも一体として見て、捜査及び公判を通じた人権保障や手続の迅速化という観点から在るべき公的弁護制度が考究されるべきであり、また、公的弁護制度が国民の税金によって支えられるものであることを考慮すれば、国民の十分な理解と支持を得られるものとすることが不可欠であると考えており、そのためには、弁護活動の適正確保、弁護士偏在の解消のほか、刑事司法における喫緊の課題である迅速な裁判の実現の問題を併せ検討する必要があると考えている。

いわゆる代用監獄については、我が国の刑事司法は、被疑者取調べを含む密な捜査とそれに裏付けられた起訴、不起訴の決定段階における厳格な選別をその神髄としつつ、起訴前の被疑者の身柄拘束には令状主義と最長二十三日間の期間制限という厳しい限定を設けているところ、このような短期間に被疑者の取調べその他の捜査を円滑かつ効率的に実施しつつ、被疑者と家族、弁護人等との接見の便に資するためには、多数の警察官が常駐し、各地域の中心部にきめ細かく設置されている警察署等の留置場に被疑者を勾留することが現実的な方法であり、いわゆる代用監獄制度は必要であると考えている。

逮捕状請求時の疎明資料の開示については、このような資料の開示によって、関係者のプライバシー等の保護や将来における捜査に対する協力の確保等が害される場合がある上、裁判所が事後的にその内容等を確認する必要がある場合には、捜査機関に対し、その提出を求めることが可能であり、これによって捜査機関の不正や濫用の防止を図ることができるともあつて、一律に被疑者若しくは被告人又は弁護人に対し開示することとする必要性はないものと考えている。

被疑者に対する取調べについては、その人権に最大限配慮しつつ行うべきものであることは当然であり、捜査機関においても、食事、休憩をとらせ、連続した長時間の取調べは行わず、深夜に及ぶ取調べはやむを得ない事由のある場合に限り例外的に行うなどの配慮をしている上、捜査が流動的なものであり、取調べに要する時間は事案に応じて様々であること等を考慮すると、取調べ時間を法制化する必要はないし、また、一律にこれを制限することは相当でないと考えている。

我が国の刑事司法手続が適正に運営され、被疑者及び被告人の権利が十分に保障されている点については、今後とも、国民多数の理解を得られるよう努めてまいりたい。

二の（十八）について

神奈川県警察が御指摘の事件を捜査する過程で被疑者の逃亡や罪証隠滅のおそれ等の逮捕の必要の有無について判断した結果であり、被疑者の権利擁護を目的とした新たな措置ではないと承知している。

三の（一）について

国の治安の確保は、国の責務であると考えている。

三の（二）について

検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）によれば、検察庁は、検察官の行う事務を統括し、検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行うこととされている。

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）によれば、警察は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することとされている。

公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）によれば、公安調査庁は、公共の安全の確保に寄与することを目的とし、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の規定による破壊的団体の

規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置等に関する国の行政事務を一体的に遂行することとされている。

三の（三）について

検察及び警察においては、緊密に連携をとりながら、一連のオウム真理教関連事件に厳正に対処してきたものであるが、オウム真理教の閉鎖性、組織的な証拠隠滅活動等から、御指摘の両事件の発生を予測し得る情報を入手することができなかつたものである。

公安調査庁においても、オウム真理教の動向について関心を持って注視していたものの、前記両事件の発生を予測し得る情報を入手することができなかつたものである。

三の（四）について

御指摘の両事件については、犯罪史上類を見ない極めて凶悪な犯罪であり、このような事件の発生が再びあつてはならないものと考えている。

政府としては、テロ行為を行うおそれのある集団に関する情報の収集、銃器や大量殺りく兵器として使

用される可能性のある物質等の規制の強化等を行ってきたところであるが、今後ともこのような事件の再発を防止するための施策を講じ、国民の安全の確保に万全を期してまいりたい。

三の（五）について

犯罪による被害については、加害者である犯人がその損害を賠償するのが原則であつて、犯罪被害者は、犯人に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることができるものであり、御指摘のような方策をとることは考えていない。

なお、社会の連帯共助の精神に基づいて、犯罪被害者の被害の緩和を目的に、昭和五十五年に犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）が制定され、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度が設けられている。この制度によれば、国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得することとされている。

三の（六）について

御指摘の調査結果については、国民意識を把握する上での基礎的資料の一つとして参考にしてまいりた

い。

三の（七）について

御指摘の「犯罪被害者救済法」が具体的にどのような事項を内容とするものであるのか必ずしも明らかではないが、現在、法務省においては、告訴期間の制限の見直し、ビデオリンク方式（証人を法廷外の別室に在室させ、テレビモニターを通じて尋問を行う方式）による証人尋問等の証人の負担の軽減、被害者等による心情、意見等の陳述等、刑事手続における犯罪被害者等の保護に関する法整備について検討を進めている。また、平成十一年十一月十一日、犯罪被害者対策関係省庁連絡会議を設置し、犯罪被害者対策に係る問題について、関係省庁の密接な連携を確保し、政府として必要な対応を検討している。

三の（八）について

御指摘の「犯罪被害者救済法」が具体的にどのような事項を内容とするものであるのか必ずしも明らかではないことから、このような法律を制定している諸外国の事例を示すことは困難であるが、諸外国における犯罪被害者のための法律としては、例えば以下のものが挙げられる。

アメリカ合衆国（連邦）においては、合衆国法典第四十二編において、公正並びに尊厳及びプライバ

シーの尊重をもって処遇される権利、裁判手続を知らされる権利、裁判手続に出席する権利等を被害者が有することを定めた規定が置かれている。

ドイツ連邦共和国においては、刑事訴訟法において、被害者の刑事手続への関与及び証人保護等に関する規定が置かれている。

イギリスにおいては、千九百八十八年刑事司法法等においてビデオリンク方式による証人尋問制度等が定められている。

三の（九）について

死刑を含む刑罰には、被害者又はその家族、更には社会一般の報復感情を和らげ、満足させる機能があると認識している。

四の（一）について

死刑の適用を慎重にする立場から、死刑判決については裁判官全員の一致を要することとすべきであるとの意見があることは承知しているが、このような制度を採用した場合、裁判官の中に一人でも死刑の適用に反対する者がいればその言渡しができなくなり、死刑の適用が裁判所の構成という偶然の事情に左右

されることとなることから、相当でないと考えている。また、個別の事件における死刑の選択は、昭和五十八年七月八日の最高裁判所判決において示された「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」との判断を踏まえて、極めて厳格かつ慎重に行われていることから、死刑の言渡しについて更に厳格な要件を定める必要はないと考えている。

四の(二)について

個別の事件における裁判所の判断にかかわる事項であり、答弁は差し控えたい。

四の(三)について

仮釈放を認めない終身刑については、死刑を緩慢に執行するようなものであり、長期間の服役により受刑者の人格が完全に破壊されてしまうなど、死刑よりも残虐であるとの意見もあり、そのような終身刑を創設することについては、慎重な検討が必要であると考えている。

四の(四)について

アメリカ合衆国の連邦、一部の州及びコロンビア特別区においては、仮釈放を認めない終身刑が導入されている。

ドイツ連邦共和国においては、千九百八十二年に刑法が改正されるまで、すべての無期自由刑について仮釈放の制度がなかったが、同年の改正により仮釈放が認められることとなった。

仮釈放が認められない終身刑がいつごろどの国でどのような経緯で採用されたのかは、承知していない。

四の(五)について

明治六年七月十日から施行された改定律例(明治六年太政官布告第二百六号)において、懲役終身の刑が設けられていた。

五の(一)及び(二)について

死刑確定者の家族関係等については、必要な範囲で把握しており、死刑執行後、速やかに遺族にその旨を連絡するが、連絡に当たっては、執行の事実が周囲に漏れるなどして刑の執行を受けた者及びその未成年

年の子を含む遺族の名誉を損なうことのないよう留意するとともに、遺族との応対に際しては、その心情に十分配慮している。

五の(三)について

児童養護施設等に入所している児童については、心身の状況に応じた処遇が行われているところであり、児童の心的後遺症が著しい場合においては、当該施設又は児童相談所の専門職員により、心理療法を含めた相談又は指導等が行われている。

別表第一（昭和二十二年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭二二・七・三〇	参・司法	<p>松井道夫議員 死刑は、基本的人権の尊重等を理念とする憲法の規定と矛盾すると考えられるので、憲法改正に伴う刑法の一部を改正する法律案に死刑廃止を盛り込むべきではないか。</p>	<p>鈴木義男司法大臣 私個人として、社会主義の理想を実現するという見地から言えば、死刑廃止に賛成であるが、この問題は非常に根本的な問題であるので、次の刑法全面改正の際に、衆知を集めて十分に検討したいと考える。</p>
2	昭二二・一一・二二	衆・司法	<p>本田英作議員 死刑廃止の請願について、所見を問う。</p>	<p>佐竹晴記司法政務次官 死刑廃止の問題は、その時々々の社会情勢とも密接な関連を有するものであり、今日のように治安の良くない状況下では特に有力な反対論も考えられ、今回の刑法の一部を改正する法律案には取り上げなかった次第である。近く着手予定の刑法全面改正作業において、十分検討したいと考えている。</p>

別表第二（昭和二十三年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭二三・一二・一一	衆・法務	<p>中村俊夫議員 刑事補償法を改正する法律案において、死刑の執行を受けた者の遺族に対する附加的補償の金額を一万円以内としているが、現在の経済情勢から言って、不十分ではないか。</p>	<p>宮下明義法務庁検務局刑事課長 この金額を幾らにするかについては、なかなか妥当な金額を決めることは難しく、要するに、ある意味の慰謝料的なものとしての附加的補償だと考えたものであり、計算による根拠によって額を出したのではない。死刑により遺族が受ける損害の平均ぐらいを考え、また国家財政等をもにらんで、一万円としたものである。</p>
2	昭二三・一二・一一	参・法務	<p>深川タマエ議員 裁判の誤りのために死刑判決を下し、国民一人を死に至らしめたときの補償が一万円以内というのは、今日の経済実情では、あまりにも低額に過ぎるのではないか。</p>	<p>宮下明義法務庁検務局刑事課長 第一に、これは附加的補償であり、遺族に対する慰謝料的な補償であること、第二に、刑事補償の本質は、公平の観点からある程度損害の補償をするという考え方に立っており、すべての本人の損害を補填するという考え方は採っていないことが、この案を立案した際の考え方である。</p>
3	昭二三・一二・一三	衆・法務	<p>石川金次郎議員 附加的補償とは、どういう意味か。</p>	<p>岡咲恕一法務庁調査意見第一局長 死刑の執行を受けた者の遺族から補償請求があった場合に、本来本人が受けるべき補償以外に附加的な補償をするものであり、多分に慰謝料的な要素が含まれている。</p>

別表第三（昭和二十四年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭二四・一一・一一	参・法務	<p>松村眞一議員 刑事補償法案第四条第三項では、死刑執行に対する補償金額が五十万円以下とされており、生命を失った場合に支払われる最低額が決まっていなは、人命に対する考慮が不十分ではないか。</p>	<p>高橋一郎法務府検務局長 裁判所の判断で適正を期し得るであろうと考えたものであるが、なお研究したい。</p>
2	昭二四・一一・一五	衆・法務	<p>石川金次郎議員 刑事補償法案第四条第三項に定められている死刑執行の補償金額の上限五十万円は、どのように定めたのか。</p>	<p>高橋一郎法務府検務局長 いろいろな資料により調査したものの、現実に死刑の執行を受ける者の年齢、家族関係、その他あらゆる事情が千差万別であり、統計的に幾らを相当とするか示すことが不可能であるため、社会通念によって決めることとした。 その際、刑事補償は不法行為に基づく損害賠償ではなく、公務員に過失がない場合を前提としており、また、生命侵害による物質的損害算定の方法として用いられるホフマン式計算方法は、純粹の慰謝料の算定には利用できないのであるが、一応参考とするため、生命侵害の場合の損害賠償額をホフマン式計算方法で計算した。この結果に慰謝料が加わって全損害となるが、この計算には推定による不正確な数字が基礎となつてゐる上、更にこれを故意、過失のない場合に引</p>

	3	昭二四・一一・一五 衆・法務	石川金次郎議員 刑事補償法案第四条第三項では、死刑の執行を受けた場合の補償の金額が五十万円以内となっているが、この五十万円は慰謝料と考えてよいか。	き直すことは数字的に不可能であるので、結局、五十万円という金額をもって相当であると定めたものである。
	4	昭二四・一一・二五 参・法務	伊藤修議員 刑事補償法案第二条の規定によって、死刑の執行を受けた者に対して補償する場合には、その死刑の執行を受けた者についてまず請求権が発生して、その請求権を相続人が相続するという擬制的な方法を用いたと考えてよいか。	高橋一郎法務府検務局長 そのような建前を採ったものである。
5	昭二四・一一・二九 衆・法務	衆・法務	梨木作次郎議員 刑事補償法案第四条第三項における死刑の場合の五十万円の枠は、少なすぎるのではないかと、法務当局の見解を問う。	高橋一郎法務府検務局長 誤った死刑の執行が公務員の故意過失に基づく場合は、国家賠償法の適用により十分な損害の填補を受けることとなるのに対し、刑事補償法の適用の場合は、それではカバーできない場合についての規定であり、五十万円ということであれば、なお多少のプラスもあり、良いのではないかと考えたものである。

別表第四（昭和二十五年）

1	番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
		昭二五・四・四	衆・法務	世耕弘一議員 最近における死刑確定者の数を問う。	古橋浦四郎法務府矯正保護局長 ただいま全国の刑務所にいる死刑囚は八十二名である。

7	番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
		昭二四・一一・二九	衆・法務	松井道夫議員 冤罪により死刑の執行を受けた者についての補償について、抑留、拘禁が要件ではないと思うが、法務当局の見解を問う。	高橋一郎法務府検務局長 刑の執行による補償であるので、抑留、拘禁は前提とならない。しかし、死刑囚は、通常同時に抑留、拘禁を受けていると思われるので、その場合には抑留、拘禁に対する補償も合わせて受けることとなる。
6	番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
		昭二四・一一・二九	衆・法務	石川金次郎議員 刑事補償法案第四条第三項は、死刑の場合には五十万円を補償すべきものとの趣旨によって立案されたと思うが、法務当局の見解を問う。	高橋一郎法務府検務局長 死刑の場合には、五十万円以内ということになっているので、おそらく五十万円あるいはそれに近い金額が決定されると考える。

別表第五（昭和二十六年）

番号	1	年月日	昭二六・一二・一四	本会議・委員会の別	衆・法務
質問議員・質問要旨	<p>梨木作次郎議員 死刑を宣告された者及び死刑の判決を受けた者が多数収容されている仙台の刑務所においては、居房に目隠しがあり、日光が入らない不健康な状態となっているが、その改善についての見解を問う。</p>				
答弁者・答弁要旨	<p>草鹿淺之介法務府刑政長官 実情を調査の上、被收容者の健康上最も適当な措置を採るよう善処したい。</p>				

別表第六（昭和二十七年）

番号	年 月 日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答 弁 者 ・ 答 弁 要 旨
1	昭二七・二・八	衆・法務	<p>田嶋好文議員 女性の死刑確定者について、他の凶悪犯と区別して取り扱う考えがあったか。</p>	<p>草鹿淺之介法務府刑政長官 女性に対する死刑の執行は、大正十年に名古屋で一名、昭和七年に広島で一名、昭和十年に広島で一名、昭和十四、五年ころに前橋で一名であるが、女性の死刑確定者に対して、特別の考えはない。</p>
2	昭二七・二・八	衆・法務	<p>田嶋好文議員 女性の死刑確定者である山本廣子に対する取扱いの実情について問う。</p>	<p>齋藤三郎中央更生保護委員会事務局長 山本から昨年十一月に恩赦の嘆願があり、中央更生保護委員会において、慎重に調査しているところである。</p>
3	昭二七・二・八	衆・法務	<p>田嶋好文議員 戦後、死刑囚の死刑執行までの期間が特に長いように見受けられるが、何か特別な事情でもあるのか。</p>	<p>草鹿淺之介法務府刑政長官 現在、死刑判決が確定して未執行でいる者は約七十名余りかと思う。数字からいうと、特に多く残っているということはないように聞いている。</p>

別表第七（昭和二十八年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭二八・二・二四	衆・法務	田嶋好文議員 昭和二十八年二月十九日、東京拘置所で発生した、死刑判決を受けた被告人の脱走事件について、報告を求めらる。	押谷富三法務政務次官 東京拘置所において死刑囚二人が逃走したが、一人は強盗殺人事件で控訴中の被告人、もう一人は同事件で上告中の者である。
2	昭二八・二・二四	衆・法務	大川光三議員 昭和二十七年中、全国で六十九件百四十一人の脱走事件が発生し、その中には宮城及び大阪刑務所における死刑囚の脱走事件も含まれるが、今日までに講じた法務省当局としての対策について問う。	押谷富三法務政務次官 脱走事件を惹起したことは誠に遺憾であり、事件について個々に厳密な調査をし、原因を究明するとともに、それぞれの責任者の処分をし、綱紀を引き締めるように努力している。
3	昭二八・二・二四	衆・法務	田嶋好文議員 今まで死刑囚で脱走した人間がいるが、その監督に当たっていた刑務所の責任者が処罰された例について問う。	押谷富三法務政務次官 脱走事件の責任者中、看守及び看守部長に対しては、それぞれ減給の処分を行い、その余については未決定である。
4	昭二八・二・二四	衆・法務	古屋貞雄議員 死刑囚の脱走が全国数人に及んでおり、将来更に発生する可	押谷富三法務政務次官 誠にこともな意見であり、法務省としても、十分御意見を尊重し、研究したい。

別表第八（昭和二十九年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
該当なし				
6	昭二八・七・二二	参・法務	<p>中山福藏議員 死刑は、判決確定後、平均どのくらい後に執行されるのか。</p>	<p>下牧武法務省刑事局参事官 判決確定後、大体一年程度で執行されているが、再審が申し立てられ、二年以上経過して執行される場合もある。</p>
5	昭二八・七・二二	参・法務	<p>中山福藏議員 刑事訴訟法の一部を改正する法律案で、第三百六十条の二に、死刑判決に対する上訴は放棄することができないという特例を設けた理由は何か。死刑判決についても、上訴を放棄することができるとしてはどうか。</p>	<p>下牧武法務省刑事局参事官 死刑については、被告人に十分再考の余地を与えるという趣旨から特に慎重を期しているものであり、法制として死刑について上訴の放棄を認めるといのは行き過ぎであると考え。</p>
			<p>能性があるが、保安費等を法務行政、特に刑務所行政等に当てる努力をする意思はあるか。</p>	

別表第九（昭和三十年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭三〇・五・一四	衆・法務	<p>世耕弘一議員 東京拘置所における逃走事故について、報告を求める。</p>	<p>中尾文策法務省矯正局長 逃走事故防止のため、少なくとも死刑関係の収容者を収容する独房の格子の鉄棒については鋼鉄に変えることを考えたい。</p>
2	昭三〇・五・一四	衆・法務	<p>世耕弘一議員 逃走事故再発防止の観点からの意見を求める。</p>	<p>川上惲東京拘置所長 死刑囚を視察する職員の負担が非常に重いので、こういう点を緩和していただきたい。</p>
3	昭三〇・五・二〇	衆・法務	<p>志賀義雄議員 死刑判決を受けた竹内景助について、逃走事故発生後、毎夜、懐中電灯で十分ごとに顔を照らされているとのことであるが、すぐやめるよう処置を採りたい。</p>	<p>中尾文策法務省矯正局長 調査しないと何とも申し上げられないが、逃走事故の善後策について、行き過ぎのないようにしたい。</p>
4	昭三〇・六・二五	衆・法務	<p>淺沼稻次郎議員 人が最も尊ばなければならぬものは人の生命であり、人が人を裁判する上で全く誤りがないということはありませんか、法務大臣として死刑制度を研究し直す考えはないか。</p>	<p>花村四郎法務大臣 世界各国の例をみても大部分の国が死刑を存置していることは疑いがなく、また、死刑に凶悪な犯罪を抑制する効果があることや、被害を受けた遺族の気持ちを癒すという見地から考えて、やはり死刑制度は必要であると考えている。</p>

別表第十（昭和三十一年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭三二・一一・二九	参・法務	宮城タマヨ議員 大阪拘留所を視察した当時、 死刑囚が十人いたが、今もいる のか。	渡部善信法務省矯正局長 現在も拘禁を続けている。

別表第十一（昭和三十三年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
	該当なし			

別表第十二(昭和三十三年)

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭三三・二・二〇	衆・法務	<p>高橋禎一議員 死刑の確定した事件について、刑事訴訟法で、六か月以内に死刑を執行しなければならぬにもかかわらず、執行されていないものがあればその数を問う。また、執行されない理由を説明されたい。</p>	<p>竹内壽平法務省刑事局長 死刑確定者で未執行の者は、現在六十二名である。 精神病のため執行できない者もいるが、大部分は再審請求を行っているものであり、それが却下になると、又重ねて再審請求を行うので、その審理に手間取っているのである。</p>
2	昭三三・二・二〇	衆・法務	<p>高橋禎一議員 死刑制度を廃止する、あるいは一定の条件の下で恩赦によって死刑の執行はしない措置を採るなどの制度が必要だという考え方もあり得ると思うが、見解を問う。</p>	<p>唐澤俊樹法務大臣 法制審議会や刑法改正準備会において刑法全般の改正について研究しており、その一環として死刑制度についても研究しているが、まだ確定した結論を得ていない。当分現行制度のまま続けてまいりたい。</p>
3	昭三三・三・一三	衆・法務	<p>神近市子議員 三鷹事件の竹内景助の恩赦の審理状況について、見解を問う。</p>	<p>唐澤俊樹法務大臣 三鷹事件の竹内の恩赦については、本人の意願に基づき、東京拘置所長から上申を受け、中央更生保護審査会において、審査中である。</p>

別表第十三（昭和三十四年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭三四・八・一〇	衆・法務	坂本泰良議員 東京地方裁判所において、死刑受執行義務不存在確認請求の行政訴訟の本案判決があるまで死刑の執行を停止する旨の決定がなされたが、当該申請人以外の死刑確定者についても、当該事件の解決に至るまで、死刑の執行を中止すべきではないか。	井野碩哉法務大臣 この死刑執行停止は個人だけの問題であり、他の死刑囚に対しては、停止の申請の効果は及ばないと考えている。

別表第十四（昭和三十五年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
該当なし				

別表第十五（昭和三十六年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
該当なし				

別表第十六（昭和二十七年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭三七・一〇・三一	参・法務	<p>稲葉誠一議員 藤本松夫について、再審の結果を待たないで死刑の執行の判断を押さなければならぬ特段の理由があったのか。</p>	<p>中垣國男法務大臣 そのような理由はないが、同じような趣旨で繰り返しの再審請求がなされ、その都度執行ができないとしたら、實際上死刑の執行はできないこととなってしまふから、そのような場合には、法務大臣としては、自分の責任において、関係書類を精読し、諸般の情勢を考慮に入れ、再審請求が却下されるであろうということの見通しがつけば、死刑執行の決裁をすることが、大臣の責任として当然のことだと考える。</p>
2	昭三七・一一・一〇	衆・法務	<p>坂本泰良議員 藤本がハンセン氏病患者であるから差別的に死刑が執行されたのではないか。</p>	<p>中垣國男法務大臣 特殊な病気の持ち主であったがために、特に死刑の執行を早めるため決裁をしたということは全くない。関係書類を見て、死刑を執行することが法務大臣としての責任を果たす一つの道であると考えたものである。</p>
3	昭三七・一一・一〇	衆・法務	<p>坂本泰良議員 藤本の死刑を執行する際、肉親に決別を許すか、遺言書を書かせるなどしなかったのか。</p>	<p>中垣國男法務大臣 死刑執行の決裁後、執行されるまでの間に、家族の面会を許したり、遺言等を残させるということは、できるだけ応じなければならぬと思う。</p>
4	昭三七・一一・一〇	衆・法務	<p>志賀義雄議員 再審請求を無視し、その却下の前に死刑の執行をしてよいという法律上の規定があるか。そ</p>	<p>竹内壽平刑事局長 これは刑事訴訟法の再審の規定と死刑の執行に関する規定の両方を合理的に判断して決めるほかないが、刑事訴訟法第四百四十二条に、「再審の請求は、刑の</p>

6	5	
昭三七・一二・七	昭三七・一二・七	
衆・法務	衆・法務	
<p>志賀義雄議員 死刑は執行したら再審のしようがなくなるから、再審請求に刑の執行を停止する効力がないとの刑事訴訟法の規定で、再審請求を無視してよいのか。死刑</p>	<p>赤松勇議員 平澤貞通を仙台刑務所へ移送したことについては、死刑執行のためではないかとの疑惑を持たれているが、法務大臣は、同人に対する判決記録を読んだか。</p>	<p>のような規定がないとすれば、再審請求があった場合、法律に従ってそれを却下した上で死刑を執行しなければならぬが、二度も三度も再審請求を出されると、いつ死刑の執行ができるか分からないから死刑を執行してもよいのだという規定があるか。</p>
<p>中垣國男法務大臣 私が知る限り、新しい証拠等に基づいて再審請求がされた場合、それが無視されたということはないと思う。ただ同じことを繰り返してきて、最初に却下された問題をまた持ち出し、二回、三回と却下になったという事実を承知している。</p>	<p>中垣國男法務大臣 平澤の死刑執行を命ずる書類については、まだ全く見ていない。 私は最高裁判所の最終の判決を尊重する立場に立っているが、もし関係書類を精査、精読した結果、私が納得できない点があれば、なお死刑執行については慎重に考えたい。他方、関係書類を精査、精読した結果、死刑を執行すべきだと考える場合には、やはり国民に対する義務として、決裁をすることが当然であろうと考えている。</p>	<p>執行を停止する効力を有しない。」とあり、再審の請求があれば当然に刑の執行を停止しなければならぬということになっていない。ただし、この条文については、「検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。」となっている。 そこで、再審事由等を検討するのはもちろん、既に再審の裁判がある場合には、この裁判の結果、審判の内容になっていない事項等をも検討して、場合によっては、死刑の執行を停止しないという処置を採る場合もあり得る。</p>

の場合には別の取扱いをしなければならぬのではないか。

一般論として、刑事訴訟法により、再審請求中であつても死刑の執行ができるというのは、一応の議論だろうと思う。しかし、実際、法務大臣として決裁をするときには、やはり努めて避けて、十分な機会を与えることの方が当然だろうと思う。

別表第十七（昭和三十八年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭三八・二・一九	衆・法務	<p>猪俣浩三議員 帝銀事件の平澤貞通に対する死刑執行について、判を押さないうちに願いたい、大臣の所見を問う。</p>	<p>中垣國男法務大臣 最高裁判所の判決については、これを尊重し、またこれを行うことが、法務大臣としての重要な任務の一つである。人間の命が大事であるということは御指摘のとおりで、軽々に死刑執行の裁決をする考えはないが、ただ世論がこうであるからということ、これを遷延するという考え方も持っていない。</p>
2	昭三八・三・一四	衆・法務	<p>猪俣浩三議員 平澤の再審の問題について、どういう態度で臨むのか。</p>	<p>中垣國男法務大臣 平澤の問題については、現に再審請求の審理中であり、裁判所において事実を明らかにしてもらいたいと考える。法務大臣の立場から申し上げることは、裁判所の判決は尊重しなければならないものであるということ、すべての制度を活用してどこまでも真実を明らかにする機会を与えることが当然であるということである。</p>
3	昭三八・五・九	参・法務	<p>稲葉誠一議員 死刑確定者について、現在再審係属中のものは何件か。</p>	<p>竹内壽平法務省刑事局長 十二件である。</p>
4	昭三八・五・一七	衆・法務	<p>坂本泰良議員 昭和三十八年三月十五日付け法務省矯正甲第九十六号法務省矯正局長依命通達「死刑確定者</p>	<p>大澤一郎法務省矯正局長 死刑というものは社会から厳格な隔離を内容とする刑罰であり、死刑確定者の外部との交通において、その刑罰の本旨に照らした制限を受けるのは当然のこと</p>

6	5	
昭三八・五・一七	昭三八・五・一七	
衆・法務	衆・法務	
<p>坂本泰良議員 昭和三十八年通達を發出した理由について問う。</p>	<p>坂本泰良議員 監獄法第九条は、死刑囚には、刑事被告人に適用すべき規定を準用すべきとしており、また、死刑囚はいつかは生命を絶たれるということを考慮すると、死刑囚には同法第四十五条第一項を準用すべきと考えるが、どうか。</p>	<p>の接見及び信書の発受について」（以下「昭和三十八年通達」という。）による外部交通制限の根拠について問う。</p>
<p>大澤一郎法務省矯正局長 例えば、ある死刑確定者が、週刊誌等で名前を知った未知の人に手紙を出したところ、相手方が、発信人が死刑囚であるということを知り、このようなことは迷惑だと取締りを要求してきたような事例もあり、死刑囚の処遇ということと統一を欠くことになるので、一応の根本的な基準を定める必要があると思ったからである。</p>	<p>大澤一郎法務省矯正局長 監獄法第九条については、死刑確定者について特段の規定のない限り刑事被告人に適用すべき規定を準用するという規定であり、外部交通の規制については、監獄法上刑事被告人についての特段の規定は存在せず、死刑確定者に準用すべき規定は存在しない。死刑確定者は、死刑判決の確定者として、つまり有罪判決を受けた者として、既決の囚人として入っているのである。 実際の運用については、死刑確定者の個人的事情等もしんしゃくし、相当の幅をもって許可している。</p>	<p>である。外部交通については、監獄法第四十五条にこれを許すという規定が置かれているが、無制限に許すという趣旨ではなく、死刑確定者の地位あるいはこれを拘禁する目的に照らして条理上制限がなされることは当然の帰結であると考ええる。 同条第二項に受刑者について親族以外の者は許さないと規定されているが、私はこの中に死刑確定者も当然入るものと考えている。</p>

10	9	8	7
昭三八・五・二三	昭三八・五・二三	昭三八・五・一七	昭三八・五・一七
参・法務	参・法務	衆・法務	衆・法務
小宮市太郎議員 福岡刑務所収容中の死刑囚二	小宮市太郎議員 死刑が確定してから十年以上執行されないというのは何件あるか。	坂本泰良議員 特に免田事件に関して、死刑囚が判決の批判その他で再審の申立てをした場合、死一等を減じて無期にすべきではないか。	坂本泰良議員 昭和三十八年通達は、死刑囚の再審を押さえるためのものではないか。死刑囚に対しては、長い命ではないから、自由にさせてやるとの考えはないか。法務大臣の見解を問う。
大澤一郎法務省矯正局長 同所長が同教誨師に対し、当該死刑確定者二名の担	竹内壽平法務省刑事局長 昭和二十六年中に確定したもので現在未執行になっているものが一名、同二十七年が二名、同三十年が三名、同三十一年が二名、同三十二年が一名、同三十三年が一名となっている。	中垣國男法務大臣 免田事件については、再審請求の審理中であり、正規の機関、正規の場を通じて問題が明らかになることが望ましいことであるので、ここで、例えば刑一等を減ずる努力をするかどうかということを上げるとは差し控えたい。	中垣國男法務大臣 真実の追求は重要であるが、死刑確定者による無罪の主張が、正当な手続等によらない運動等により行われることはむしろ好ましくなく、できる限りの法的な手続により行い、これを阻害したりしない法務行政こそ大事である。 例えわずかであっても、死刑確定者に対しての問題が起きており、そのため拘留所内の秩序の維持ができないとか、死刑確定者そのものが特定の社会人に対して不安やあるいは迷惑を掛けるというようなことはあってはならないので、昭和三十八年通達を撤回することは考えていない。

13	12	11	
昭三八・一二・一七	昭三八・六・七	昭三八・五・二三	
衆・法務	衆・法務	参・法務	
赤松勇議員	猪俣浩三議員 帝銀事件について、再審事件の結果がはっきりするまで死刑執行の判を押さぬよう、法務大臣の所見を問う。	小宮市太郎議員 死刑囚に対して、刑の執行延期の嘆願をしたり再審を請求するのは人命尊重の姿であると思ふが、そのような教誨師を不適当とすることにつき、法務大臣の所見を問う。	名の無実を訴える運動をしてい る同所教誨師が、同所長から、 当該運動を続けるなら教誨師を やめてほしいと勧告されたこと の事実関係を問う。
大澤一郎法務省矯正局長	中垣國男法務大臣 法的には、再審請求中であっても、その結果を待たずに死刑執行を命ずることはできるが、そういうことはできるだけすべきでないという考え方に立っている。 すべての手段を尽くして、なお最高裁判所の判決に変わりがなければ、そのときは法務大臣としては、この執行を行うということは最も重大な職責の一つであろうと考えている。	中垣國男法務大臣 教誨師が死刑確定者に対し、死刑執行までの間に本人の心情の安定のため教誨することが目的であることは疑いのないところ、本人が無罪であると信じ、救援のため、右目的以外のことをするのは、刑務所行政に支障を来たすという観点から、行き過ぎであると考え	当を断る旨を申し上げたのは事実であるが、教誨師をやめるとの点は誤解である。 右二名の担当を断ったのは、死刑確定者に対する教誨は、死刑確定者の信教の自由の保障と同時に、その者の心情の安定を図るという刑務行政の目標があるところ、同教誨師は、当該死刑確定者の無罪を信じ、再審のための活動を行っており、確定した裁判を正当なものとして尊重しその執行に当たる刑務行政の立場からはふさわしくないとの意味合いで、担当を断ったものである。

			<p>死刑確定者の収容施設、死刑確定者平澤を仙台に送った理由及び同人を非人間的な状況で送った理由について問う。</p>
<p>死刑確定者は大体高等検察庁所在地の刑務所又は拘留所にその管内確定者を収容している。ただ、東京管内に死刑執行場が整備されていないこと、東京高検管内の死刑確定者が非常に多く仙台高検管内が割合少ないことから、東京管内の死刑確定者は仙台で執行することとしており、同人も仙台へ移送したものである。また、同人の移送に当たっては、医師二名を同乗させ、休憩や食事にも配慮しており、非人間的な方法で移送したものではない。汽車を使用しなかったのは、同人の安全及び名誉に配慮したためである。</p>			

別表第十八（昭和三十九年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭三九・二・四	参・法務	<p>稲葉誠一議員 福岡刑務所の教誨師の古川氏は、今でも教誨師になっているのか。</p>	<p>賀屋興宣法務大臣 特定の死刑囚二名に対する教誨をやめてもらったものであり、それ以外の者に対する教誨はやめてもらうことにはなっていない。</p>
2	昭三九・二・四	参・法務	<p>稲葉誠一議員 なぜ、二人の死刑囚の教誨師をやめてくれと言ったのか。</p>	<p>大澤一郎法務省矯正局長 死刑確定者に教誨を行うゆえんは、死刑確定者の信教の自由の保障と同時に、その者の心情の安定を図るという刑務行政の目的にあるところ、同教誨師により当該死刑確定者が無罪であり、判決は間違っていると立場から死刑確定者に働き掛けられると、判決はあくまで正当なるものとして行っている刑務行政とちぐはぐになるので、教誨を断ったものである。</p>
3	昭三九・二・四	参・法務	<p>稲葉誠一議員 教誨の目的である心情の安定とは、死刑確定者に対し、早く死刑を受けるよう、あきらめるように説得することか。</p>	<p>賀屋興宣法務大臣 一人の人に対して本当に悟るための教誨であり、早く死ぬことに対してあきらめるということではないと考える。</p>
4	昭三九・二・二一	衆・法務	<p>鍛冶良作議員 刑事補償法では、身柄拘束の場合には精神的な慰謝料と物質的な損害の両方を含めた補償をするのに、死刑の場合は慰謝料</p>	<p>辻辰三郎法務省刑事事務局総務課長 刑事補償の内容は、拘禁の場合も死刑の場合も全く同じで、両方もも精神的な慰謝料と物質的な損害の両方を補償するが、死刑の場合に特に規定上区別されているのは、死刑の場合は事が重大であるから立証され</p>

	5	昭三九・二・二五	衆・法務	<p>だけの補償をするという区別をした理由を問う。</p> <p>た財産上の損害は別に補償するということで、国会審議の過程で同法第四条第三項ただし書が修正されたものである。</p>
	6	昭三九・二・二五	衆・法務	<p>大竹太郎議員 刑事補償法の一部を改正する法律案で、死刑の場合の補償金額を五十万円から百万円に引き上げているが、この五十万円を最初に決めた考え方を問う。</p> <p>竹内壽平法務省刑事局長 政府案としては、確か一万円として提出したが、国会での審議の際に少な過ぎるという議論があり、審議の過程において、計数的な根拠は何らなく、この程度ということまで五十万円という数字になったようである。</p>
	7	昭三九・二・二七	衆・法務	<p>鍛冶良作議員 死刑に対する刑事補償において、慰謝料が百万円では足りないという人は請求できるのか。</p> <p>竹内壽平法務省刑事局長 刑事補償による慰謝料は定額で、故意、過失なくして国が補償するものであるので、定額制という定型化された補償額だとみるのが相当だと思う。したがって、物質的な損害については証明することによって金額が伸びるけれども、精神上的損害の方つまり慰謝料の方は定額であるので、幾ら証明をしても、この法律の下では、百万円が限度である。</p>
				<p>神近市子議員 大逆事件の被告人のうち再審を請求している二人が仮に無罪となったとき、犯罪に参加したと思われて死刑になった人たちの遺族が刑事補償の請求をするには、再審を請求してからでなければできないのか。</p> <p>辻辰三郎法務省刑事局総務課長 再審の結果の無罪の裁判は、その再審を請求したその者についての判断であって、再審を請求しない者についてはまだ判断がなされていないから、理論の問題としては、やはり別個に再審請求をすべきものと思う。</p>

8	昭三九・三・一三	衆・法務	赤松勇議員 死刑確定者の平澤貞通について、健康上の理由及び民事訴訟等を提起している関係上、東京に収容すべきと考えるがいかかか。	大澤一郎法務省矯正局長 本人は、東京拘置所の収容能力等から仙台に移送されたものであるが、民事訴訟等は多数の弁護士が代理人となっており、健康状態にも十分留意しており、特に仙台に収容して差し支えるという状況はない。
9	昭三九・三・一三	衆・法務	赤松勇議員 平澤について、外部の権威のある医者の診断を受けさせることを拒否する理由について問う。	大澤一郎法務省矯正局長 本人の健康状態については、年齢相当の状況であるとの報告を受けているが、更に調査し、健康管理には十分な措置を採りたい。 また、外部の病院で診断を受けさせることについてはやぶさかではない。
10	昭三九・四・三	衆・法務	坂本泰良議員 死刑囚の免田栄が証拠物件の返還請求訴訟を東京地方裁判所に提起したが、同人が第一回口頭弁論へ出頭することは可能か。	大澤一郎法務省矯正局長 死刑確定者は、その死刑判決の効果として、その執行を確保するために拘禁され、一般社会とは厳に隔離されるべきであり、そのような死刑確定者を拘禁施設外に連れ出すことは、特段の必要がある場合以外は許されないと考え、本件民事訴訟は訴訟代理人によって遂行され得るものであり、免田を出廷させる必要はないと考えている。
11	昭三九・四・三	衆・法務	坂本泰良議員 免田の民事訴訟について、一回ぐらいは口頭弁論期日に出席させてもらいたいと思うが、どうか。	大澤一郎法務省矯正局長 本人尋問の決定があった場合は、その出廷について十分考慮したい。ただし、その方法については、刑務所内に特設法廷を設定するなどの方法があるので、そのときの情勢に応じ、訴訟の進行を妨げず、円滑に進

16	15	14	13	12
昭三九・六・五	昭三九・五・一五	昭三九・五・一五	昭三九・四・二三	昭三九・四・九
衆・法務	衆・法務	衆・法務	参・法務	参・法務
赤松勇議員	赤松勇議員 平澤について、民事裁判で現に訴訟が行われている場合、死刑執行できるか。	赤松勇議員 平澤について、死刑執行ということはないと思うがどうか。再審請求中は死刑執行できるのか。	稲葉誠一議員 死刑の場合に刑事補償というものとは具体的に考えられるのか、どういう場合を想定しているのか。	後藤義隆議員 死刑執行による補償について、従来の五十万円を百万円に引き上げることはいいと思うが、百万円でもなお少ないのではないか。
大澤一郎法務省矯正局長	竹内壽平法務省刑事局長 その場合も死刑の執行はできる。	賀屋興宣法務大臣 死刑執行がないとも申し上げられない。法規的には、再審請求中でも死刑を執行できる。	竹内壽平法務省刑事局長 死刑の執行を終わった後に再審を申立て、覆されるということが観念的に考えられる。	竹内壽平法務省刑事局長 死刑が執行された後無実であったというような場合に、その慰謝料的な意味の補償がわずか百万円ではないかということについては、実は疑問がないわけではない。今回の改正においては、五十万を倍にして百万円にすれば事が足りるという考えではないが、全般的に二倍という線を出したので、死刑の分についても二倍とした。これで一応賄えるのではないかと考えている。
				行できるよう考えたい。

20	19	18	17	昭三九・七・三二	昭三九・六・二六	昭三九・六・五	昭三九・六・五
衆・法務	衆・法務	衆・法務	衆・法務	赤松勇議員 帝銀事件について、事件を明るみに出して、黒白をつけることに努力をするという気持ち	稲葉誠一議員 アメリカなどでは我が国の刑法第二百二十五条ノ二と同じような状態の場合に、死刑が法定刑としてあるのか。あるいは殺人が行われた場合だけか。	赤松勇議員 人権擁護局として、死刑執行前の平澤に対し、人権を守る立場から努力を払う義務があるのではないか。	赤松勇議員 平澤の警視庁における動静報告書の概要について資料要求したが、どうなっているか。
鈴木信次郎法務省人権擁護局長 平澤の事件のように、刑事手続として正常に動いている事件については、特段の必要がない以上、やはり裁判所の刑事手続に任せるのが最も策を得たものであ	竹内壽平法務省刑事局長 外国の立法例を見ると、致死傷というような事情の伴わない単純な身の代金目的の誘拐に死刑を定めた例としては、アメリカのニューヨーク州の刑法、イリノイ州の刑法などがあり、千九百三十五年（昭和十年）の中華民國の刑法にも規定があり、承知している限りでは、今の三つの例があると考えている。	鈴木信次郎法務省人権擁護局長 本件事件は、慎重な手続を経て判決が確定したものであり、また、再審を開始するか否かについて裁判所において審理中であるので、人権擁護局として、改めて調査する必要はないと考えている。	竹内壽平法務省刑事局長 現在再審の審理中であり、当該記録を裁判所が所持していることから、提出を猶予願う方向で検討している。 健康診断書については、後日写しを提出したい。 同人の健康状況については、特段の病的所見は認められず、良好である。				

あるか、人権擁護局長の見解を問う。	ると考えている。したがって、現在のところ、この事件について、御指摘の事実の有無について調査し、更に処置を採るといふことは考えていない。

別表第十九(昭和四十年)

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭四〇・四・二	衆・法務	<p>赤松勇議員 平澤貞通の死刑執行の停止を 求める嘆願書に対してどのよう な見解を持っているか。</p>	<p>高橋等法務大臣 嘆願書については詳しく拝見したが、特定の死刑確 定者に関する具体的な死刑の執行についてあらかじめ 意見を述べることは、事柄の性質上差し控えざるを得 ない。</p>
2	昭四〇・一一・二三	衆・法務	<p>横山利秋議員 政治的判断、近代諸国として の判断から我々が死刑廃止につ いて考えるべき時期に來ている のではないか。死刑というもの の持つ意義について所見を問 う。</p>	<p>石井光次郎法務大臣 我が国において、今の時点で死刑を廃止すべきかど うか、そういう社会情勢かどうかは相当研究しなけれ ばならない問題だと思いが、少なくとも、死刑は絶対 に必要ない、又は死刑は当然だと言いきれるものでは ないと思う。私自身の考え方としては、死刑は軽々し くやるべきものではないと考えている。</p>
3	昭四〇・一一・二三	衆・法務	<p>横山利秋議員 本年三件の執行は、石井法務 大臣の在任中に執行されたの か。</p>	<p>津田實法務省刑事局長 具体的に死刑執行の事実がいつあったかということ は、外部に公表していない。したがって、どの大臣の 決裁により死刑の執行が行われたかは答弁を差し控え たい。</p>
4	昭四〇・一一・二三	衆・法務	<p>横山利秋議員 三鷹事件の竹内景助の再審及 び恩赦の問題について考えてや ることはできないか、同人のこ</p>	<p>津田實法務省刑事局長 同人については、昭和三十三年一月八日に恩赦が出 願され、また、同年二月三日に再審請求がなされてい る。</p>

別表第二十（昭和四十一年）

<p>番号</p>	<p>年月日</p>	<p>該当なし</p>	<p>本会議・委員会の別</p>	<p>質問議員・質問要旨</p>	<p>質問議員・質問要旨</p>	<p>答弁者・答弁要旨</p>	<p>答弁者・答弁要旨</p>
<p>5</p>	<p>昭四〇・一二・二四</p>	<p>衆・法務</p>	<p>衆・法務</p>	<p>横山利秋議員 死刑囚に対する扱いの基準について法律をもって定めるべきとの意見があるが、どう考えるか。また、居房のガラス一枚のことでも問題となるような状況を改善していく必要はないか。</p>	<p>とについて、所見を問う。</p>	<p>布施健法務省矯正局長 死刑囚の処遇は、監獄法の規定により、未決に準じて処遇しているが、一般的に、刑の執行を待つ者は非常に心情不安定であり、心情安定に役立てるため、一般の未決より処遇が寛大になったり、心情を害するおそれのある書信の授受、面会がある程度制限される場合もある。また、御指摘の点は、今後十分事情を聞き、改善できるものから改善していきたい。</p>	<p>一般論として、法律上死刑の執行を停止するということではないが、特定の例外を除いて、再審や恩赦の係属中には死刑執行の命令は出されないという例になっている。例外というのは、再審理由が全く同じ理由で数回再審請求をしているような場合に、死刑の執行が行われたこともあるということである。</p>

別表第二十一（昭和四十二年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭四二・六・二三	衆・法務	<p>中谷鉄也議員 法務大臣は、死刑執行の理想の方法としては、電気殺の方法が最善ではないかと考えているとのことであるが、そのように考えていることと、絞首刑の執行命令を発するということを、気持ちの中でどのように整理しているのか。</p>	<p>田中伊三次法務大臣 現在の絞首刑は死刑の執行方法としては有効であるとの前提に立ち、死刑執行の指揮を求めてくる場合には、慎重に死刑の執行に適することを確かめた上で、命令を下している。 それとは別個に、憲法の精神にかんがみ、それ以上にいい方法はないかと真剣に検討しているものである。</p>
2	昭四二・六・二三	衆・法務	<p>中谷鉄也議員 現在未執行の死刑確定者は何人か。</p>	<p>勝尾鏝三法務省矯正局長 本年六月一日現在で八十五名である。</p>
3	昭四二・六・二三	衆・法務	<p>中谷鉄也議員 死刑執行の視察・参観は行われているか。</p>	<p>勝尾鏝三法務省矯正局長 刑場に入るのは、検察官、刑務所長及び執行を補助する刑務官であり、それ以外は被執行者の生前の教誨に当たった宗教教誨師が、刑場の礼拝所まで同道することがあるだけであり、その他の者が視察・参観することは現在行われていない。</p>

別表第二十二（昭和四十三年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨				答弁者・答弁要旨
1	昭四三・三・二二	衆・法務	<p>猪股浩三議員 死刑確定者である平澤貞通、佐藤誠について、大臣は死刑執行を断行する意思なのか。</p>			<p>秋山長造議員 改正刑法準備草案については、法制審議会刑事法特別部に小委員会を設け、第一次審議を大体終えたものの、相当重大な留保事項があるとのことだが何か。</p>	<p>赤間文三法務大臣 当該二人については、あらゆる面から慎重に検討したいと考えている。</p>
2	昭四三・四・一八	参・法務	<p>神近市子議員 駐留軍がいた間の裁判によって死刑が確定した者につき再審を行う「死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案」（以下「再審臨時特例法案」という。）の対象となる七名については、名前が判明して助命運動が盛んに起こっているにもかかわらず、法務当局がその名前を隠す必要が</p>			<p>川井英良法務省刑事局長 例えば、死刑を廃止するか残しておくかという問題、残しておくにしても、死刑を言い渡す場合を思い切って制限をするという意見と現行のままでもいいという意見との対立があり、留保事項の一つになっている。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局総務課長 死刑囚には家族その他の関係者もあり、また公の席でお尋ねの都度答弁していると、結果的には大体いづる誰が執行されたということが明らかになるため、死刑密行の原則や関係者等の名誉の観点から、具体的な氏名については、申し上げることを差し控えたい。</p>
3	昭四三・四・二三	衆・法務					

6	昭四三・五・一四	衆・法務	<p>神近市子議員 再審臨時特例法案に該当する死刑囚の名前を国会で公表できないのはなぜか。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局総務課長 死刑囚は、人目に立たないように心情の安定を図って、じっと執行あるいは執行されることがなくなるような事態を待っており、その周りには、被害者の遺族や死刑囚自身の家族、その係累者などもろもろの者がいる。死刑囚の名前を公表することになると、当該死刑囚のみならず、周りの連累のある者たちの心情にも</p>
5	昭四三・四・二五	衆・法務	<p>山田太郎議員 死刑執行に対する刑事補償について、交通事故等によって亡くなる場合とは根本的な差があるのではないか。今回引き上げようとしている三百万円では適当ではなく、将来もっと引き上げるべきだと思うがどうか。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局総務課長 交通事故による死亡の場合と誤判による死刑の執行の場合とを同列に論じることは適当でないが、自動車損害賠償責任の関係は、少なくともそれより低い金額はおかしいという意味で考慮に入れたものである。 現時点としては、この程度の金額が適当であると考えているが、将来また事情が変われば、再検討の必要が生じるということも考えている。</p>
4	昭四三・四・二三	衆・法務	<p>神近市子議員 過酷な取調べを受け、ともかくここを逃れたいという考え方で、ありもしないことを供述し、それが裁判で取り上げられて、二十年も二十三年も監獄にいます、死刑囚というレッテルを貼られている、ということとは過酷だと考えないか。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局総務課長 刑事手続においては、例えば、警察官が検挙した者が検察官の吟味を受けて起訴され、一番の裁判所、控訴審、最高裁判所において慎重に審理が行われるのであり、その間に真相が白日の下にさらされ、正義にかかった裁判が行われるという仕組みになっている。</p>

あるのか。

別表第二十三（昭和四十四年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭四四・七・八	衆・法務	<p>大村襄治議員 再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者については、恩赦の運用について検討する余地があると思うが、見解を問う。</p> <p>また、同法律案の対象となる人は何人か。</p>	<p>西郷吉之助法務大臣 再審臨時特例法案が提案されたことを契機として、この法案の対象となるような死刑確定者に対しては、恩赦の積極的運用について努力したい。</p>
2	昭四四・九・九	衆・法務	<p>猪俣浩三議員 再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者については、恩赦の運用について積極的に検討するのか、見解を問う。</p>	<p>西郷吉之助法務大臣 再審臨時特例法案が提案されたことを契機として、この法案の対象となるような死刑確定者に対しては、恩赦の積極的運用について努力したい。</p>

響くこととなるので、個々の具体的な氏名についての席で明らかにすることは差し控えたい。

別表第二十四（昭和四十五年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭四五・四・一五	衆・法務	<p>畑和議員 再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者については、恩赦の運用について積極的に検討すると前大臣が述べているが、申し送りを受けているか。</p>	<p>小林武治法務大臣 前大臣から、再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者に対しては、恩赦の積極的運用について努力したい旨申し送りを受けている。また、中央更生保護審査会において、真剣に審議していただくことを強く希望している。</p>
2	昭四五・四・一五	衆・法務	<p>畑和議員 再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者に対する恩赦の運用状況について問う。</p>	<p>鹽野宣慶法務省保護局長 再審臨時特例法案の対象となる死刑確定者七名のうち、一名については、昨春秋に恩赦が実施され、残る六件についても、中央更生保護審査会で審理中である。</p>
3	昭四五・四・一五	衆・法務	<p>赤松勇議員 死刑確定者である平澤貞通の恩赦の運用状況について問う。</p>	<p>鹽野宣慶法務省保護局長 平澤の恩赦については、中央更生保護審査会で審理中であり、見通しがない。</p>
4	昭四五・四・二八	衆・法務	<p>羽田野忠文議員 改正刑法準備草案などを見ても、航空機を墜落させて人を死亡させたような結果的加重犯には原則として死刑を定めまいこととしているようだが、航空機</p>	<p>辻辰三郎法務省刑事局長 今回のこの法律は、現行刑法が施行されているこの時点において考えなければならない問題であり、現行刑法第二百四十条の強盗致死の場合には死刑が規定されており、この条文との関係で、現時点においては死刑をもって臨まなければならないと考えている。</p>

8	7	6	5	
昭四五・五・一二	昭四五・五・一二	昭四五・四・二八	昭四五・四・二八	
参・法務	参・法務	衆・法務	衆・法務	<p>の強取等の処罰に関する法律案 第二条と刑法改正の基本方針を どのように調和させるのか。</p>
<p>山田徹一議員 死刑廃止論につき法務大臣の 所見を問う。</p>	<p>山田徹一議員 航空機の強取等の処罰に関す る法律案第二条の法定刑に死刑 を定めていることは、人命尊重 の上から考えて酷ではないかと 思うがどうか。</p>	<p>岡沢完治議員 法務大臣就任以来、死刑執行 の署名をしたことがあるか。</p>	<p>岡沢完治議員 法務大臣の死刑廃止に対する 御見解を問う。</p>	<p>小林武治法務大臣 法制審議会においても死刑全廃は尚早であるとして いるが、これを当てはめる犯罪を減らしていこうとい う考え方を持っている。法務大臣としての私個人とし ては、死刑を廃止するというようなことは尚早である と考えている。</p> <p>小林武治法務大臣 そのようなことは言明しないこととしている。</p> <p>辻辰三郎法務省刑事局長 本法律案第一条のいわゆるハイジャックの犯罪とし ての性格を考えた場合、強盗の一つの形態と考えら れ、現行刑法の強盗致死及び強盗殺人に「死刑又ハ無 期懲役」という法定刑が定められていることから、現 行刑法とのバランスを考えた場合、同じ法定刑を定め ないと、かえって均衡を失う結果になると考えてい る。</p> <p>小林武治法務大臣 法制審議会においても論議の結果、死刑廃止は時期 尚早であるが、なるべく死刑になる犯罪を限定しよ うという方向に進んでいる。私も、死刑廃止はまだその 時期でないと考えている。</p>

10	9
昭四五・一二・一七	昭四五・五・一三
衆・法務	衆・法務
<p>畑和議員 再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者に対する恩赦の運用状況について問う。 また、同法案該当者である平澤について、積極的にお願いしたい。</p>	<p>田中伊三次議員 航空機の強取等の処罰に関する法律案のような特別立法を行う場合には厳罰の方針を採らないと効果はないと考えるが、人を傷つけた場合においても死刑又は無期にすべきではないか。</p>
<p>笛吹亨三法務省保護局長 再審臨時特例法案の対象となる死刑確定者七名のうち、二名については、恩赦が実施され、残る五名について、中央更生保護審査会で審理中である。 なお、平澤についても、同様に審理中である。</p>	<p>辻辰三郎法務省刑事局長 航空機の強取等の処罰に関する法律案で人が死んだ場合だけ死刑又は無期懲役としているのは、刑法第二百四十一条の法定刑とのバランスをとったということであり、また、死刑を廃止するかどうかについての議論及び死刑にあたる罪を極力減らすべきであるという議論も踏まえながら、このような法定刑となった。</p>

別表第二十五（昭和四十六年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭四六・三・一六	衆・法務	<p>沖本泰幸議員 刑事補償法で死刑の執行による賠償は三百万円となっているが、他方、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）では五百万円であり、その点おかしいのではないか。</p>	<p>貞家克巳法務省司法法制調査部長 決して現在の額が十分なものと考えているわけではない。従来から非常に安い額に定められているが、これは全くの無過失責任であること、国家賠償法による損害賠償の請求が可能であるということからきていると思われる。この点については関係事務当局において合理的な額にすべく鋭意検討中である。</p>
2	昭四六・七・二三	衆・法務	<p>畑和議員 再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者に対する恩赦の運用状況について問う。 また、同法案該当者である平澤貞通について、恩赦不相当となったが、再度恩赦の出願をしている点につき見解を問う。</p>	<p>前尾繁三郎法務大臣 恩赦の積極的運用については、中央更生保護審査会において、いろいろ努力されたと思う。 また、平澤については、中央更生保護審査会において、恩赦に値しないという結論が出ており、現在私がそれをどうこうすべき問題ではないと考えている。</p>
3	昭四六・七・二四	参・法務	<p>白木義一郎議員 法務大臣は死刑執行の最高責任者であるが、人命尊重という思想との関係についてどう考えるか。</p>	<p>前尾繁三郎法務大臣 死刑執行に関しては、刑であることから、万全を期して出た結果に対して、私が私情でいろいろと言うわけにはいかない。しかし、法の許す限りにおいては、人命尊重あるいは権利の尊重という意味合いからして、できるだけのこととは考えたい。</p>

別表第二十六（昭和四十七年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭四七・四・一八	衆・法務	青柳盛雄議員 帝銀事件の平澤貞通の死刑の執行をしばらく待っていただきたい。	前尾繁三郎法務大臣 平澤は、恩赦の出願しており、また、再審の申請をしていることから、それなりに考えてやっていきたい。
2	昭四七・五・九	参・法務	佐々木静子議員 福岡事件の西武雄及び石井健治郎の恩赦について、見解を問う。	笛吹亨三法務省保護局長 福岡事件の恩赦については、中央更生保護審査会で、できるだけ早く審査するよう努力されているところである。
3	昭四七・五・一〇	衆・法務	中谷鉄也議員 再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者に対して、沖繩復帰恩赦の対象とするのか、見解を問う。	前尾繁三郎法務大臣 再審臨時特例法案の対象となるような死刑確定者に対しては、個別恩赦の制度を活用していきたい。 なお、沖繩復帰恩赦については、現在検討中である。
4	昭四七・五・一二	衆・法務	土井たか子議員 再審臨時特例法案のような死刑確定者に対する恩赦の運用状況について問う。	笛吹亨三法務省保護局長 再審臨時特例法案の対象となる死刑確定者七名のうち、二名は恩赦になり、現在五名が中央更生保護審査会で審理中である。
5	昭四七・五・一八	参・法務	佐々木静子議員 中央更生保護審査会の制度ができてから、死刑確定者が恩赦	笛吹亨三法務省保護局長 個別恩赦では、十件である。

になった件数は何件か。

別表第二十七（昭和四十八年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭四八・四・一七	衆・法務	<p>正森成二議員 死刑判決を受けた者は、相当長期に抑留、拘禁されるが、それについての補償は、刑事補償法第四条第一項で受けるのか、第四条第三項のただし書で受けるのか。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 死刑の場合、その執行のために未決と同様に刑法により身柄を拘置するので、刑事補償法第四条第一項の拘置による補償の対象となる。</p>
2	昭四八・四・二〇	衆・法務	<p>稲葉誠一議員 刑事補償法第四条第三項において、死刑の場合に、逸失利益と慰謝料とに分けている理由を問う。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 刑事補償法第四条第三項に規定されている金額は、慰謝料に当たるものであり、さらに死刑の場合は、事柄の重大性にかんがみ、現実に死刑によって出現した損害と逸失利益も含めて損失額として手厚く補償することになっている。</p>
3	昭四八・五・八	参・法務	<p>原文兵衛議員 死刑執行による補償を、今度の改正案で三百万円から五百万円に改正する理由は何か。死刑の場合の補償の根拠は何か。また死刑の場合の補償の基準額に下限がない理由は何か。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 刑事補償法第四条第三項に規定している補償額は、精神上的の慰謝料に当たるものと理解しており、死刑の場合は、死刑執行の結果失った利益を全部補償し、さらに慰謝料に当たるこの補償額を加算することになっている。したがって、死刑の場合における刑事補償は、一般の刑事補償よりも、手厚く特別の扱いがなされていると理解している。 死刑執行による補償額については、刑事補償法をつ</p>

4	昭四八・五・八	参・法務	<p>白木義一議員</p> <p>全然性質が違ふ交通事故の補償問題と比較して、死刑の執行による補償を三百万円から五百万円にするというのはいかなるものか。</p>	<p>田中伊三次法務大臣</p> <p>日本の裁判は、三審制度で裁判を行い、本人の意思にそぐわない場合においては、三審まで行って死刑が決まる。刑が確定してから死刑を執行するまで平均三年前後を経過している。その間に、非常上告の道はないか、恩赦によって救う道はないか、再審制度にかけて救済する余地はないかなど、刑事訴訟法、刑事法規のあらゆる面から検討に検討を加え、人間として尽くす限りの努力と苦心を重ねて最後に死刑の執行をしているのが現状である。したがって、我が国における死刑の執行に誤りはなかったし、今後もないと信じているが、補償の制度は、やはりつくっておかなければならない。制度をつくっておくならば、経済的情勢の変</p>
				<p>くるときから、死刑執行の補償、特に慰謝料としてどの程度が相当であるかという計数的な根拠はなく、専らこの程度であれば定型的な補償として相当であろうという常識的判断から決められている。最近の交通事故による死亡を理由とする損害賠償事件における慰謝料の額がおおむね五百万円以下で認められているという裁判の実例からみても、死刑執行による補償の範囲を三百万円以内から五百万円以内とするのが妥当であろうという判断に達したものである。</p> <p>また、死刑の場合の慰謝料の最低限を決めるということが必ずしも立法上妥当ではないという配慮から、最低限については、裁判所の判断に任すほうがいいであろうという立法政策により、下限を決めなかったものである。</p>

8	7	6	5				
昭四八・六・一四	昭四八・六・一四	昭四八・五・八	昭四八・五・八	参・法務	参・法務	参・法務	参・法務
佐々木静子議員 死刑囚から出される再審や恩赦の申請などについてどのような認識を持っているか。	佐々木静子議員 死刑囚の佐藤誠の歌集の原稿が刑務所で塗りつぶされたことについて、表現の自由を侵害しないよう慎重に再検討願いたい が、この点につき法務省矯正局長の意見を問う。	鈴木強議員 尊属殺人罪で既に刑が確定して服役の後、仮釈放されて保護観察中の者は何人いるか。 尊属殺人罪等で刑が確定した者に対して、個別恩赦で救済すると聞いたが、いつ、どのような指示をしたのか。	鈴木強議員 尊属殺人罪による死刑確定者はいないのか。	田中伊三次法務大臣 死刑の判決が確定した後、平均三年以上を経過しなければ死刑の執行に判をつけていない。その間に非常上告の要因はないか、再審の道はないか、恩赦の余地	長島敦法務省矯正局長 憲法上の表現の自由に絡む問題であり、従来の通達等につき慎重に再検討を加えているところである。	横山精一郎法務省保護局恩赦課長 尊属殺人等で保護観察中の事件は、七十七件である。 個別恩赦の実施については、昭和四十八年四月十八日付けをもって、法務省刑事局長、矯正局長及び保護局長から、恩赦の上申権者である検事正、刑務所長、保護観察所長等に対して、職権上申の配慮方について通達している。	岩崎隆弥法務省矯正局保安課長 一名いるが、尊属殺では無期懲役が選択され、別件の強盗殺人で死刑になっている。

はないかということを入念に考えた結果、やむを得ないと認められるものについてサインをしている。死刑囚から出される再審や恩赦の申請については、法規、情状の許す限り、十分慎重に検討したい。

別表第二十八（昭和四十九年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭四九・五・三〇	参・法務	<p>佐々木静子議員 昨日法制審議会で最終的な答申が出された刑法全面改正について審議経過を説明されたい。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 結論についての意見内容をかいつまんで申すならば、昨日の法制審議会総会において、多数をもって刑法の全面改正の必要があり、改正の要綱は改正刑法草案によるとする意見が多数を占めたが、少数の反対意見もあった。 改正の必要性ありとする賛成者の意見は、現代語を用い、かつ、判例のとり理論をできる限り明文化しようとしている点等は評価すべきであり、また重く処罰すべきものは重くし、軽く処罰すべきものは軽くしているので全体のバランスが保たれており、重罰主義の批判は当たらない、特に死刑を科し得る犯罪の数が大幅に減っているとしている。それに対し、反対論者からの意見は、踏襲している準備草案は戦前の仮案と同じであり、憲法の精神を無視し、極端な国家主義に立つものである、構成要件の不明確な規定が少なくないので人権の侵犯につながる、保安処分や不定期刑の制度は要件が不明確で濫用のおそれがある、犯罪が減少しつつあるのが現状であるのに、重罰化の傾向が著しいとのことであった。</p>
2	昭四九・五・三〇	参・法務	<p>原田立議員 今回の刑法改正の答申が出たことに対してマスコミ等から</p>	<p>中村梅吉法務大臣 現行憲法がある以上、憲法の精神を十分生かした刑法改正が行われるべきであると考えている。一般世間</p>

5	4	3	
昭四九・九・一一	昭四九・八・二二	昭四九・八・二二	
衆・法務	参・法務	参・法務	
<p>日野吉夫議員 平澤の健康状態及び病院移送の必要性について問う。</p>	<p>佐々木静子議員 平澤の恩赦の審査状況について問う。</p>	<p>佐々木静子議員 死刑確定者平澤貞通の健康状態について問う。また、同人に当局指定の病院で十分な治療を受けさせるとの考えはないか。</p>	<p>様々な強い批判が出ており、非常に大きい反響を呼んでいる。私は現行憲法を順守して改正を考えるべきだと考えるがどう考えるか。</p>
<p>長島敦法務省矯正局長 同人は、一般的に老化現象が認められ、消化器系統が弱っている。心臓の脈拍に結滞が認められたこともあったが、治癒しており、現在、特段の病状はなく、施設内で十分に治療できる状態である。</p>	<p>古川健次郎法務省保護局長 平澤の恩赦については、昭和四十六年八月十日に刑務所長から上申があり、中央更生保護審査会で審理中である。</p>	<p>長島敦法務省矯正局長 同人は、一般的に老化現象が認められ、消化器が弱っている。心臓の脈拍に結滞が認められたこともあったが、治癒しており、現在、医学的に病気ということはない。また、医師の判断等により、病院移送することは法律上可能であるが、現在、同人については、主治医がついて毎日診察するなど、施設内で万全の措置を採っているところである。</p>	<p>は刑法改正草案を読んだ上で反対しているかどうか分らない面があり、ある新聞には今回の改正草案は刑罰が重くなったと書いてある。しかし軽くなった部分も多数あり、例えば死刑が十あるいは十以上なくなるなどして軽くなっている。報道は軽重の両方を比較検討して、一般人が良識ある判断ができるようにしていただきたいのであるが、我々も努力を続け正しい一般世論を反映するよう努めてまいりたい。</p>

6	昭四九・一〇・一八	衆・法務	<p>稲葉誠一議員</p> <p>平澤の健康状態について問う。また、本人を早期に医療設備が整った東北大学病院に移送すべきではないか。</p>	<p>長島敦法務省矯正局長</p> <p>宮城刑務所医務部長の説明では、現在は特に問題とする症状はないが、肝臓の機能に障害がややあるのではないかとのことであった。病院移送については、施設内で十分な治療ができない段階になれば努力するが、現在は健康状態をみているところである。</p>
7	昭四九・一〇・一八	衆・法務	<p>青柳盛雄議員</p> <p>平澤の病院移送を実施しないことについて、病状以外の理由、外圧があるのではないか。</p>	<p>長島敦法務省矯正局長</p> <p>病院移送については、監獄法に定める条件を満たし、外部の病院に移すのが適当との判断に達した時点で行うものであり、現在、病状その他諸般の情勢を慎重に毎日みている状況であり、他のあらゆる雑音には影響されないつもりである。</p>
8	昭四九・一〇・一八	衆・法務	<p>青柳盛雄議員</p> <p>平澤は、死刑の執行がなされないまま逮捕後二十六年間拘禁されている。さらに現在心臓を患っており、外部の病院に移送して治療を行う方がよいのではないかとの新聞報道等がなされているが、私は監獄法第九条から未決拘禁の状態であると考えるならば、死刑の執行停止ではなく、死刑を行うまでの間の拘禁の執行停止が行われてもよいと刑事訴訟法第四百八十二条を</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長</p> <p>自由刑におけるいわゆる刑の執行停止の意味は、結局外部の病院において治療する場合には刑期の進行が止まるといふ実際的な問題があるが、死刑囚についての刑の執行はすなわち命を亡くすことであり、それまでの間は刑事被告人と同様の扱いをするということであるので、執行停止をするのではなく、監獄法に基づく病院移送で十分に事態を賄えるため、刑事訴訟法には特段の規定がないものと理解している。</p>

解釈してもよいのではないかと
考えるかどうか。

別表第二十九（昭和五十年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭五〇・二・二五	衆・法務	<p>大竹太郎議員 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案で、中央更生保護審査会の構成その他を改正する案件の趣旨の中に、死刑確定者等の複雑な恩赦上申件数の増加傾向が挙げられているが、詳しく説明されたい。</p>	<p>古川健次郎法務省保護局長 無期刑仮出獄者の恩赦上申件数が増加しているほか、死刑確定者に対する恩赦上申事件も複雑であり、慎重かつ綿密な調査と審理を必要とするところ、現在、中央更生保護審査会では、十件の死刑確定者に対する恩赦について審理している。</p>
2	昭五〇・三・五	衆・法務	<p>稲葉誠一議員 爆発物取締罰則においては、致死の結果が生じない場合でも死刑になる場合があるのか。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 爆発物を使用した場合においては死刑になり得るが、その適用を受けて死刑になった判決例があるとは承知していない。</p>
3	昭五〇・三・一四	衆・法務	<p>大竹太郎議員 死刑執行の補償額が一千万円では少ないのではないか。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 一千万円という金額は、精神的苦痛に対する慰謝料という性格を持っているものと考えており、最近における交通事故による死亡を理由とした損害賠償責任請求事件における慰謝料の額が漸次高額化の傾向にあることから判断したものである。</p>
4	昭五〇・三・二七	参・法務	<p>佐々木静子議員 福岡事件の西武雄及び石井健治郎の恩赦の審査状況について</p>	<p>古川健次郎法務省保護局長 西及び石井の恩赦については、両名とも一度不当の議決がなされたが、再度両名から上申を受け、現</p>

9	8	7	6	5
昭五〇・六・一九	昭五〇・六・一九	昭五〇・四・一五	昭五〇・三・二七	昭五〇・三・二七
参・法務	参・法務	衆・法務	参・法務	参・法務
<p>白木義一郎議員 死刑確定者が拘禁中に死亡し、その後再審により無罪と</p>	<p>高橋邦雄議員 刑事補償法による補償制度について、自賠法における保険金額などと比較してどのように考えるか。</p>	<p>横山利秋議員 刑事補償金額について死刑執行による補償額を自賠法の死亡の場合における賠償額の改正予定額である千五百万円以上の額にすべきではないか。</p>	<p>白木義一郎議員 高齢の死刑囚は、政令恩赦により釈放すべきではないか。</p>	<p>白木義一郎議員 法務大臣の権限の中の死刑の執行命令は、再審請求中にはできないのか。</p>
<p>安原美穂法務省刑事局長 死刑の判決を受けて執行前に死亡した場合には、死刑の執行をしていないので、刑事補償法第四条の補償</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 死刑の場合の補償金額の一千万円は慰謝料のみの金額であり、慰謝料と物的損害の賠償とを含む自賠法の保険金額とは異なることから、この両者に直接の関係はないと理解している。</p>	<p>稲葉修法務大臣 引上げに努力する所存である。</p>	<p>稲葉修法務大臣 死刑制度を存置しているからには、死刑を執行するのは務めでもある。また、死刑確定者に対する政令恩赦は困難である。</p>	<p>在、中央更生保護審査会で審理中である。</p>

13	12	11	10
昭五〇・一一・二〇	昭五〇・一一・二〇	昭五〇・一一・一八	昭五〇・一一・一八
参・法務	参・法務	衆・法務	衆・法務
<p>佐々木静子議員 有罪判決が確定してから死刑執行までの手続はどのようになっているのか。</p>	<p>佐々木静子議員 過去五年間ぐらいにどのくらい死刑の執行が行われているのか。</p>	<p>諫山博議員 本年度に何人の死刑が執行されたのか。</p>	<p>大竹太郎議員 現刑法施行後実際に死刑を執行した件数、死刑執行前又は死刑執行後、再審の申立てのあったものの有無及び死刑施行後無罪になった外国の例の有無について問う。</p>
<p>安原美穂法務省刑事局長 死刑判決が確定すると死刑判決を言い渡した裁判所に対応する検察庁の長から死刑の執行に関する上申があり、法務省でその確定記録を取り寄せて省内の関係部局で判決及び確定記録を精査するとともに、刑の執行停止事由、再審事由、非常上告事由、恩赦を相当と</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 昭和二十二年から昭和四十九年末までに、死刑の執行は五百十三人である。昭和四十五年から昭和四十九年の間には五十七人である。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 いつの年に幾ら執行したかということは、答弁を差し控えたい。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 昭和三十年から昭和四十九年の間に死刑の執行をしたのは二百九十八名である。また、死刑の執行後に再審の申立てのあったものはない。また、外国で誤判により死刑が執行された事例については、文献により紹介されているものがある。</p>
			<p>なった場合、身柄の拘束を受けたことを対象とする補償にとどまるが、死刑が執行された場合と比較して不均衡ではないか。</p> <p>の対象とはならない。判決が確定後刑務所に拘禁されていることは未決勾留と同じ考え方なので、死亡するまでの拘禁については刑事補償の基準日額による補償がなされる。</p>

17	16	15	14	
昭五〇・一一・二〇	昭五〇・一一・二〇	昭五〇・一一・二〇	昭五〇・一一・二〇	
参・法務	参・法務	参・法務	参・法務	<p>する情況等の有無を検討して大臣に上申し、大臣において最終的に死刑の執行の命令をする手続になっている。</p> <p>安原美穂法務省刑事局長 刑事訴訟法第四百七十六条により、大臣の命令が出たから五日以内に執行している。</p> <p>長島敦法務省矯正局長 法務省矯正局としては、刑事訴訟法に、心神喪失等、死刑の執行ができない事由が規定されており、それに当たるかどうかを確認する趣旨で刑事局から相談があると理解している。死刑確定者については、収容施設からの定期又は臨時の報告により、常時情報をつかんでいるところである。</p> <p>長島敦法務省矯正局長 執行指揮書の件は御指摘のとおりである。恩赦却下の決定書は、同日午後五時近くに到達したが、翌日、却下の通知をすると同時に死刑執行の告知をすることとした方がよいと判断したものである。</p> <p>長島敦法務省矯正局長 刑務所として、死刑執行は大変なことであり、告知時期については、死刑確定者の希望を酌んであげようという考え方であったが、再度検討を始めているところ</p>
佐々木静子議員 Nに対する執行に係る告知時期、同人の書類の廃棄等については遺憾に思うがどうか。	佐々木静子議員 検察官が、昭和五十年六月十六日午後五時前、Nに係る死刑の執行指揮書を持って福岡刑務所に来たのは間違いなのか。また、恩赦却下決定はいつ本人に送達されたか。	佐々木静子議員 死刑執行をできる状況かどうかは法務省矯正局でないと分からないと思うが、具体的にはどのような手続になっているのか。	佐々木静子議員 命令が出てから死刑執行までは何日かかるのか。	

別表第三十（昭和五十一年）

	番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
	該当なし				

18	昭五〇・一一・二〇	参・法務	<p>白木義一郎議員 死刑確定者が拘禁中に死亡してその後無罪になった場合と将来死刑が執行された場合とで賠償金額が大きく異なるのではないかとという問題も検討すべきではないか。</p>	<p>安原美穂法務省刑事局長 御指摘のような問題は、今後検討したい。</p>
				<p>ろである。</p>

別表第三十一（昭和五十二年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭五二・四・二〇	衆・法務	<p>長谷雄幸久議員 刑務官の給与体系、危険手当について問う。</p>	<p>石原一彦法務省矯正局長 手当の一つとして、死刑執行手当がある。</p>
2	昭五二・四・二七	衆・法務	<p>西宮弘議員 死刑確定者に対して死刑を執行する手順及び法務大臣に上申の発議をする局はどこか。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局長 死刑判決が確定すると、その判決を執行すべき検察官の属する検察庁の長から法務大臣あての刑執行の上申が刑事局に来るので、確定記録を取り寄せた上、記録を精査点検する。精査する事柄としては、法律上死刑を執行すべきでない理由がないか、刑の執行を停止すべき場合でないか、再審等の事由があるか、恩赦相当の事案でないかを精査・検討し、これでよしとなること、主査の検事が詳細な事案の説明や大臣が判断するのに必要な最小限の書類を作成し、これを矯正局、保護局に回付し、三局とも死刑執行を不当とする理由がないとの結論に達すると、その書類が大臣のところへ上がり、大臣が慎重に検討の上、最終的に決裁し、再度障害となる事由が発生していないかを確認して、大臣に執行命令を発していただく手続になっている。</p>
3	昭五二・四・二七	衆・法務	<p>西宮弘議員 通常法務省内部の手続にどれくらい時間がかるのか。また、最後に大臣が決裁すると、</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局長 大臣の執行命令があると、法律上、五日以内に刑の執行をすることになっており、通常の場合、おおむね三日ないし五日で執行されることが多い。</p>

5	4	
昭五二・一一・九	昭五二・四・二七	
衆・法務	衆・法務	
<p>稲葉誠一議員 航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案で、人質強要罪への死刑適用問題について、どのように今考えているか。</p>	<p>西宮弘議員 赤堀死刑囚について、リューマチ又は痔疾で苦勞しているが、外部の医師に診察させることはできないのか。</p>	<p>どれくらい時間で現実に執行されるのか。</p>
<p>瀬戸山三男法務大臣 新しい罪種を決める場合にいかなる量刑で臨むかということは一定の画然とした基準があるわけではなく、犯罪の社会的影響や他の犯罪との権衡等を考慮して決められるものであり、特に死刑問題については、最高の極刑であるから、これを改正するときには、法制審議会等で学者や専門家の意見を十分聞いた上で決めるのが適当であり、今回の場合は、同罪に死刑の刑量をしないで法律案を提出した。しかし、犯罪の形態がいろいろ考えられ、人命に重大な危険を及ぼすこともあり得ることも想定されるので、死刑の刑量をすることも含めて今検討している。</p>	<p>石原一彦法務省矯正局長 本人が症状を訴えている両手、両ひざの痛みについて、刑務所及び外部の医師の診察を受けているが、リューマチの疑いはないと診断であり、鎮痛剤及び栄養剤を施用し、痛みは減少しつつあるとの報告を受けている。また、痔疾については、内痔核の手術を行い、現在は止血剤及び座薬を投与し、再手術の必要は認められない。</p>	<p>また、上申からどれくらい期間で執行命令が出るかは、事案によりまちまちで、一概に言えないが、統計的には、昭和四七年からの五年間で死刑を執行された者につき、裁判確定から執行までの期間を計算すると、平均約五年六か月である。</p>

6	昭五二・一一・九	衆・法務	<p>西宮弘議員</p> <p>法務大臣は、ハイジャックの場合、人を殺傷すれば死刑の科刑があるが、単なるハイジャックなら最高でも無期刑で、これでは、この種の犯罪を根絶できない旨述べているが、今出している法律と矛盾するのではないか。</p>
7	昭五二・一一・一一	衆・法務・地方行政・外務・運輸・交通安全対策特別委員会連合審査会	<p>加藤万吉議員</p> <p>ハイジャックは死刑に値する罪状を持つとの大臣発言が、現場の警察官に意思反映しないか憂いている。というのは、長崎のバスジャックでは犯人が射殺されており、人質になった人の苦痛は死に値すると第一線警察官が判断し、これを射殺に及ぶ可能性すら秘めていることが非常に心配だが、どう考えるか。</p>
8	昭五二・一一・一五	参・法務	<p>八木一郎議員</p> <p>ハイジャック等非人道的暴力防止対策本部発表第七の二に「航空機強取者の人質強要行為に関し死刑をもって臨む場合を</p>
			<p>瀬戸山三男法務大臣</p> <p>死刑という極刑は人の命を絶つものであるので、軽々には考えられない、根本的に研究する必要があると言っているのであり、仮に人命を損なわないハイジャックでも、人命を損なうのと同程度の場合もあり得るので、死刑、無期又は十年以上という刑罰規定もあり得る。法制審議会等に諮って、良ければ提案しなければならぬが、今回の場合は、その余裕がないので、今の状態で審議願っている。</p>
			<p>瀬戸山三男法務大臣</p> <p>報道を見ていると、他国であると直ちに機関銃で銃撃してしまうが、我が国ではそういうことはない。ハイジャックについて、仮に死刑を定めた場合に、他国のようにすぐ射殺してよいということにはならないし、あつてはならないと考えている。</p>
			<p>伊藤榮樹法務省刑事局長</p> <p>ハイジャックの場合、その態様の極端なもの、例えば、その結果人の生命が左右されなくても、これに匹敵する刑罰的評価をすべき場合があるのではないかと考えて、特定の極端に凶悪なケースを想定して死刑を</p>

11	10	9	
昭五二・一一・一七	昭五二・一一・一七	昭五二・一一・一七	
参・法務	参・法務	参・法務	
<p>円山雅也議員 千九百七十二年（昭和四十七</p>	<p>円山雅也議員 先の法務委員会、八木委員からの質問に対して、法務省刑事局長は、人質強要罪に死刑を科する必要があるのではないかと、法制審議会の意見を聞いた上で、次期国会に間に合わせる旨の答弁をしているが、どうしてこれに死刑をそこまで固執して科する必要があるのか。</p>	<p>寺田熊雄議員 法務大臣としては、人命を損傷しないハイジャック犯罪についても死刑を盛り込むことを是とするか。</p>	<p>設けること」を挙げ、今後検討するとあるが、これは、死刑を設けるということは決めて、手続的な検討に入っているとも読めるし、この場を逃れるためにこう書いているとも思えるが、どうか。</p>
<p>伊藤榮樹法務省刑事局長 死刑の威嚇力の問題については、百何十年來議論が</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局長 極めて悪質なぎりぎりの場面を考えると、彼らの言う処刑はされていないが、真に人を死に至らしめた場合と同程度に評価されるケースがあり得るのではないかと、その場合には、現在死刑が定められている罪と同程度かそれ以上の刑罰的評価をすべき場合もあるのではないかという意味で、単純に人質強要罪に死刑を科すのではなく、ぎりぎりの場面を想定して検討しているのが実情である。</p>	<p>瀬戸山三男法務大臣 人命を絶つに至らない場合にも、それと同様の評価をすべき非常な極限状態での人命に影響を及ぼす事態もあり得るとの考えに立ち、法制審議会等の審議を経て慎重に決めるという考え方で準備を進めているのが現状である。</p>	<p>盛り込むことで鋭意作業中である。</p>

12	昭五二・一一・二二	参・法務	<p>年)にアメリカの最高裁判所が死刑は犯罪の防止力がない、憲法違反であるから廃止すべきとの判決を出しているが、ハイジャック防止のために死刑を科しても、防止力がないのではないか、裏付けのあるデータはあるか。</p> <p>また、我が国の改正刑法草案における汽車、船舶、航空機を破壊しての致死罪では、改正案では無期として、死刑を少なくしようとしているが、今度のハイジャックの人質強要罪では人質が死に至らなくても死刑とするのでは、刑の均衡が異なるのではないか、意見を求める。</p> <p>円山雅也議員 この度の改正案の中で、人質強要罪を新設し、これを犯すと無期又は十年以上の懲役としていますが、法務委員会の質疑の結果からすると、法務大臣を始め法務当局は、今回の改正にとどまらず、悪質な人質強要罪に死刑を盛り込みたい、しかも次の国会までに盛り込みたいとの意</p>	<p>あり、現に死刑を廃止している国や廃止の傾向を示す国が幾らもあるが、我が国においては、世論調査の結果を見ても、特定の場合には死刑もやむなしとの考えが一般であり、それら国民感情等を踏まえて真にやむを得ない場合は死刑を規定せざるを得ないと考えている。</p> <p>また、改正刑法草案との矛盾の点については、同草案の立場は究極の理想であって、現在立法する場合には、現行刑法の立場を基準としてこれとの刑量のバランスを考えざるを得ないと考えている。</p> <p>福田赳夫内閣総理大臣 この問題について、私はそこまで考えが固まっていないが、両論があり、それぞれ十分理由のある議論なので、政府部内でも十分検討し、法制審議会でも広く国民を代表する立場の意見を伺って結論を得たいと考えている。</p>
----	-----------	------	--	---

13	昭五二・一一・三二	参・法務	<p>向がうかがわれるが、総理も同様な考えか。</p> <p>円山雅也議員 死刑の廃止は世界の動向であり、我が国の裁判所も死刑をなるべく少なく言い渡そうとしており、改正刑法草案でもなくそうとしているときに、なぜ法務当局がこれを人質強要罪に盛り込みたい、しかも次期国会に提出したいとの意向を漏らすのか。これは理性的な判断のほかに、何か特別な配慮あるいは考慮があるのか。</p>	<p>瀬戸山三男法務大臣 死刑の問題は、世界的にも歴史的にも非常に議論のあるところで、死刑を廃止している国もあるが、これは、国民感情あるいは犯罪の態様、与える影響等あらゆる問題を総合して判断すべき問題であり、人命を絶つ刑であるから、慎重の上にも慎重を期して、それが必要であるかどうかを判断すべきものであり、そのような立場で検討しているものであって、特別の何かがあるわけではない。</p>
----	-----------	------	---	---

別表第三十二(昭和五十三年)

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭五三・三・三一	衆・法務	<p>西宮弘議員 刑事補償法における死刑に対する補償額が千五百万円と据え置かれたが、金額の改正を考へる必要はないか。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局長 千五百万円という現在の額は慰謝料に相当する額となつてゐるが、最近の民事訴訟における慰謝料の額あるいは自賠法による死亡の場合の保険金額などを参酌し、今回は据え置いたものである。</p>
2	昭五三・四・七	衆・法務	<p>横山利秋議員 一般の刑法による犯罪抑止力の場合と過激派に対する犯罪抑止力は違ふのではないか。過激派に対して極刑をもって臨むことが抑止力につながると考へるか。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局長 刑罰は行為責任に応じた正しい意味の応報であると同時に、犯罪予防の効果すなわち威嚇力を持つとされておゝり、特に死刑についてはそれが強いと考へられてゐるところである。例え過激派のようなものに対して、生命の危険を覚悟して犯行をあえてするということにつき心理的な抵抗、抑制というものが働くことは当然であり、そういう意味で、死刑というものに相違な威嚇力、犯罪抑止力があると考へてゐる。</p>
3	昭五三・四・一一	衆・法務	<p>稲葉誠一議員 人質による強要行為等の処罰に関する法律案の立案段階において、人質による強要罪を犯した者が人質にされてゐる者を殺害しない場合でも死刑又は無期懲役に処すという議論がなされたことがあるか。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局長 日航機ダッカハイジャック事件の直後の関係者の一部の間には、人質の生命に危険があろうとなかろうと死刑をもって臨むべきではないかという声があつたことは事実であるが、今回死刑については諸外国のすう勢、わが国の法体系等から考へて、その新設については、人の生命にかかわるといふような問題を中心に絞つて考へるべきであるとの立場から、今回のような</p>

7	6	5	4
昭五三・一〇・二〇	昭五三・一〇・二〇	昭五三・一〇・二〇	昭五三・四・二八
衆・法務	衆・法務	衆・法務	衆・法務
<p>稲葉誠一議員 昭和三十八年通達により、死</p>	<p>稲葉誠一議員 監獄法第九条の死刑囚は被告人に準ずるとの規定の趣旨について問う。</p>	<p>稲葉誠一議員 死刑囚平澤貞通の現在の状況について問う。</p>	<p>正森成二議員 犯人の引渡しを検討する場合において、自分の国ではその罪では死刑にしないが、相手国が死刑だという場合に引渡しを拒否する、また、死刑にならない保証がある場合に引き渡すというのが一つの傾向となっているが、我が国にはそのような規定はない。実務上どのような取扱いをしているのか、また、条約上の措置及び国内法上の措置を将来にわたって検討する意思があるか。</p>
<p>石原一彦法務省矯正局長 面会、通信等の外部交通は、監獄法第四十五条第一</p>	<p>石原一彦法務省矯正局長 監獄法第九条の趣旨は、死刑確定者について別段の面があればそれによる、それ以外については刑事被告人の規定を準用することである。</p>	<p>石原一彦法務省矯正局長 特に異常は認められず、処遇の面でも特異な事例はなく、心情も安定している。</p>	<p>伊藤榮樹法務省刑事局長 御指摘の問題は、死刑廃止国が増えている関係で生じている問題であるが、ヨーロッパ条約第十一条でも、死刑のない国から死刑のある国へ引き渡すときは、死刑が執行されないことについて保証がないと引き渡さないことになっている。現在我が国が条約を結んでいるのは死刑存置国であるアメリカとだけであるので、その点の問題はない。現行法の運用として、我が国では到底死刑にならないような罪について、引渡し条約のない請求国であって、そういう罪について死刑の規定を持っている国から請求があったときは、その点をよく勘案し、場合によっては引渡し拒否事由としてそれを考慮することになるかと考えている。</p> <p>法案の形にしたものである。</p>

10	9	8	
昭五三・一〇・二〇	昭五三・一〇・二〇	昭五三・一〇・二〇	
衆・法務	衆・法務	衆・法務	
<p>西宮弘議員 かつて稲葉元法務大臣が死刑執行に当って、再審の請求や恩赦の出願があった場合においては、その結論が出るまでの間、執行を差し控えることも必要であると考えている旨の答弁をしているが、この点について大臣はどのように考えるか。</p>	<p>西宮弘議員 マスコミ関係者との接見が好ましくないのは死刑囚に限るのか。</p>	<p>稲葉誠一議員 死刑囚が無実を訴え再審を主張しているときに新聞社の人が本人と会い、その声を広めることを妨げるのはおかしいのではないか。</p>	<p>刑囚の面会や文通に一定の線を引いたといわれているが、どのような通達を、なぜ出したのか。</p>
<p>瀬戸山三男法務大臣 死刑囚の心情というものは、死刑の判決を受けた者でなければ想像できないが、死刑執行については、稲葉元法務大臣の答弁のとおりである。</p>	<p>石原一彦法務省矯正局長 被収容者全般について同様であり、これは被収容者の人権を守る観点からである。</p>	<p>石原一彦法務省矯正局長 取材のための面会は、本人の心情その他を害するおそれや世間与える影響が大きいことから、できるだけ遠慮願っているところである。</p>	<p>項及び第四十六条第一項により、監獄の長の絶対的な裁量になっており、各拘留所又は拘留支所において取扱いが区々に分かれることとなり問題であるから、死刑確定者について、面会の禁止等や信書の削除、抹消の基準を示したものである。</p>

11	昭五三・一〇・二〇	衆・法務	<p>西宮弘議員 刑を科すということは、一般予防あるいは凶悪な犯人を社会から隔離して一般市民を保護するという問題等があると思う。しかし、平澤について、こういう人を刑務所に閉じこめておくことにどれだけの社会的意義があるのか、大臣に問う。</p>	<p>瀬戸山三男法務大臣 刑を科すということは、議員御指摘のような意義があると思う。平澤の問題については、次々に再審請求が出ています。命を絶つということは慎重の上にも慎重にということ、今日まで延び延びになっているのが実情であって、率直に言ってこういうことでよいのかという感じがある。</p>
12	昭五三・一〇・二〇	衆・法務	<p>西宮弘議員 死刑の執行をもう一度見直すべきであるとする意見が多い中で、平澤のような高齢者に対して死刑を執行する意義があるのか。また、執行の必要性がないならば、釈放すべきではないか。</p>	<p>瀬戸山三男法務大臣 平澤死刑囚を長期間刑務所に入所させたままの状態にしておくことに意見もあろうかと思うが、同行の行為について若干矛盾を感じる点は、有罪判決が確定してから今もなお再審請求を繰り返して無罪を主張しており、一方では無罪であるならば考えられない恩赦の請求をしているという点であり、こうした状況が一方にあることも理解願いたい。</p>

別表第二十三(昭和五十四年)

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
該当なし				

別表第三十四（昭和五十五年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭五五・二・二〇	衆・法務	<p>柴田睦夫議員 昨年行われた三件の死刑確定事件の再審の経過を見ても確定死刑事件にも誤判がある。人間としてこういうものを見た場合に、無実の罪で有罪とされている可能性は否定できないのではないか。</p>	<p>山崎武三郎議員 死刑の執行による補償金の額の上限を千五百万円から二千万円に引き上げる理由を問う。</p>	<p>倉石忠雄法務大臣 御指摘の事件については、最高裁判所または高等裁判所において、ただいまそれぞれ再審開始決定の可否について慎重な審議が行われている段階であるので、私から所見を申し述べることは差し控えたい。 ただし、一般論として申し上げるならば、誤判があつてはならないことは当然のことであるので、検察当局としては今後とも捜査処理に万全を期するものと考ええる。</p>
2	昭五五・三・二八	衆・法務	<p>前田宏法務省刑事局長 今回、刑事補償金の基準日額を引き上げようとしており、死刑関係も引き上げるのが相当であるという考えから、最近の民事事件の損害賠償請求訴訟の実情等あるいはいわゆる自賠法による死亡した場合の保険金額、これらをにらみ合わせ二千万円にしたいと考えているものである。</p>	<p>沖本泰幸議員 拘留所の中に死刑台があるのが当然なのか。また、死刑囚は刑務所に入れられているのか。</p>	<p>豊島英次郎法務省矯正局長 現行法では、死刑囚は拘留所に置くこととなっている。これは、刑務所が受刑者の教育の場所であるところ、死刑囚は刑が確定し死刑を待つ身であり、矯正の対象である受刑者とは身分、地位が異なることから、拘留区に置くべきと考えるからである。また、すべて</p>
3	昭五五・三・二八	衆・法務			

6	5	4	昭五五・四・一八	昭五五・四・一	昭五五・四・一
衆・法務	衆・法務	衆・法務	井上泉議員 平澤貞通の現在の健康状態について問う。	飯田忠雄議員 死刑の判決があった者に対して死刑の執行を猶予する制度をつくるという考え方についてはどうか。	飯田忠雄議員 死刑の判決が確定したにもかかわらず死刑が執行されない者が何人かいるということは、そこに何か死刑を執行するのに忍びない理由があるのではないか。
豊島英次郎法務省矯正局長 高齢であり、全般的には老化現象があるが、特に健康状態に異状は認められない。老人性白内障の初期の	前田宏法務省刑事局長 刑法の全面改正作業の中でも議論されたところであり、一定期間を設けるというような考え方も、全く期間を定めないでやるという考え方も、考え方としてはないわけではないと思うが、逆に死刑の判決を受けた者の立場になると、大変不安定な状態にもなりかねないものである。要は誤った死刑判決がされないこと、また、それが執行されないことが重要であり、不定期的な執行猶予ということがいろいろな面から考えて果たして適当であるかどうか、なお検討の余地があるかと考えている。	前田宏法務省刑事局長 そのようなことはなく、再審や恩赦の申立てなどがあつた場合、申立てを尊重し、再審については、裁判所の判断がなされるのでそれを見てより慎重な態度で臨むということの現れであり、死刑の判決そのものについて特に問題があるというわけではない。また死刑の執行の場合には、あらゆる角度から検討した上で執行となるわけであり、慎重にも慎重を期しているということである。			の拘留所に死刑執行のための設備があるのではなく、特定の場所にしかない。

10	昭五五・一〇・一六	参・法務	中山千夏議員	奥野誠亮法務大臣
9	昭五五・五・一三	参・法務	<p>宮崎正義議員 大臣は、死刑廃止論に対してどのような所見を持っているか。</p>	<p>倉石忠雄法務大臣 刑政について責任を負う立場にある法務大臣としては、国民全体あるいは多数がどう考えているかを十分尊重して態度を決定すべきものであると考える。国民の大多数は現在極度に凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科することを正当であると考えて、しかも死刑は凶悪犯罪の抑制に特別の効果があることを信じているものと思われる。したがって、今直ちに死刑を全面的に廃止するということは適当ではないと考えている。</p>
8	昭五五・四・二四	参・法務	<p>橋本敦議員 補償金の最高限が四千八百円ということだが、有期懲役の判決を受けて服役した者と、死刑という極刑を言い渡され、死の恐怖に直面し、その苦痛を受けた者のどちらの場合も四千八百円でよいと考えるのか。</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 死刑判決を受けた者が、無罪になったということを経験すると、その苦痛というものは計り知れないと思う。したがって、それなりの手当てをしなければいけないという基本的な考え方に反対するものではないが、現在の刑事補償法の中でどのような形が可能であるかについては、なおいろいろと検討をしなければいけないと思う。</p>
7	昭五五・四・一八	衆・法務	<p>井上泉議員 平澤の恩赦の審査状況について問う。</p>	<p>稲田克巳法務省保護局長 平澤の恩赦については、過去二回中央更生保護審査会で恩赦不相当の議決がなされ、現在、三回目の恩赦について、同審査会で審理中である。</p>
				<p>症状との診断を受けているが、点眼薬、内服薬が投与されており、日常生活には支障がない状況である。</p>

14	13	12	11	
昭五五・一二・一八	昭五五・一二・一八	昭五五・一〇・三〇	昭五五・一〇・一六	
参・法務	参・法務	参・法務	参・法務	
<p>中山千夏議員 死刑制度を廃止するまではい</p>	<p>戸塚進也議員 現在死刑未執行者は二十四名で、そのうち十名が再審請求をしているということだが、死刑執行の状態はどのようになっているのか。</p>	<p>寺田熊雄議員 平澤の恩赦の審査状況について問う。</p>	<p>中山千夏議員 先進国では、大分死刑制度を廃止した国が多いようだが、我が国で廃止に至らない理由をどう考えるか。</p>	<p>法務大臣は、死刑制度をどう考えているのか。</p>
<p>奥野誠亮法務大臣 死刑制度の問題については、六年前に法制審議会か</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 死刑の執行は、事柄の性質上、公にすべきものではないので、一般的に数字等は申し上げていないが、死刑の判決が確定すると、関係部局でも十分に検討した上で、執行すべきであるとなった場合には、順次執行するという運用をしている。</p>	<p>稲田克巳法務省保護局長 平澤の恩赦については、過去二回中央更生保護審査会で恩赦不相当の議決がなされ、現在、三回目の恩赦について、同審査会で審理中である。</p>	<p>奥野誠亮法務大臣 法制審議会が示した改正刑法草案の中では、死刑に処する罪種は減らしているけれども、死刑制度は残すという形で答申されており、今すぐ死刑を廃止できる状態ではない。また、凶悪な犯罪が残っている限りにおいては、死刑がこれを抑止し得る役割を果たすのではないかと思われ、また、死刑制度を廃止することの国民の合意ができておらず、単に人道的見地だけで制度改正に踏み切ることが困難である。</p>	<p>死刑というような制度がない社会、つくらなくてもよい社会をつくり上げたいという気持ちが基本的にある。</p>

15	
昭五五・一二・一八	
参・法務	
<p>中山千夏議員 死刑制度に対する法務省の調査は不十分なのではないかという感じがある。例えば、死刑制度を存続した方がいいという意見の中には、犯罪防止の効果ということが挙げられているが、その点に関する具体的な説得力のあるデータや事実を法務当局は出していない。これまでどのように調査してきたのか。</p>	<p>かなくとも、一時的な中止というようなことは考えられないか。</p>
<p>前田宏法務省刑事局長 一言で答えにくい問題であるが、死刑制度を存置した場合と廃止した場合との比較ということは、なかなか性質上できない、実験できないので、いろいろ諸外国の例なども参考にしながら考えていくほかはないと思う。いわゆる抑止力というものがどれだけあるかというのを数的に出すということも、やはり事柄の性質上難しいと考えている。</p>	<p>らの刑法改正の答申の中で死刑に当たる罪種を十八であったのを八に下げているが、やはり死刑制度は存続すべきであるという答申になっている。そういうこともあるので、廃止、中止又は停止という措置は国民多数の意見には反するのではないかと思っている。</p>

別表第三十五（昭和五十六年）

1	番号	昭五六・四・二二	年月日	衆・法務	本会議・委員会の別	稲葉誠一議員 死刑の場合は、その執行停止 決定が出れば、同時に身柄も釈 放されるのではないか。	質問議員・質問要旨	前田宏法務省刑事局長 死刑の場合、裁判所の執行停止決定というのは、死 刑そのものの執行の停止と理解されており、身柄の拘 束については、執行停止決定の効力は及ばないと解さ れている。	答 弁 者 ・ 答 弁 要 旨
---	----	----------	-----	------	-----------	--	-----------	--	-----------------

別表第三十六（昭和五十七年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭五七・三・二三	参・法務	<p>寺田熊雄議員 死刑囚の処遇は、監獄法の規定によれば、刑事被告人に適用すべき規定が適用されることとなつていて、最近ある死刑囚が短歌同人誌への投稿等を禁止されたことが報道されたが、これに関する内規及び禁止の理由を説明されたい。</p>	<p>鈴木義男法務省矯正局長 死刑囚については原則として刑事被告人に関する規定を適用するが、刑事被告人は無罪の推定を受けているのに対し、死刑確定者は犯罪の中でも最も重大な犯罪を犯したということが裁判によって確定されており、その地位の違いから、当然処遇の上でも差異が生ずると考えている。死刑確定者と外部との交通について当局が指導している基準は、身柄の確保を一番重視し、外部との交通が本人の気持ちを不安定にさせることがあつてはならない、社会の人たちに不安を与えるようなことがあつてはならない、刑務所、拘留所の事務が非常に多くなることも困るというようなことを考慮しろということになつていて、御指摘の死刑確定者については、短歌の投稿及び外部からの依頼による短歌の添削に限っては許可し、それ以外については必要に応じ制限することとしているものである。</p>
2	昭五七・三・二三	参・法務	<p>中山千夏議員 死刑についての情報を我々に知らせない理由を説明されたい。</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 死刑の執行は、本人のみならず家族その他の関係者に対して影響を与えることであり、家族の名誉、感情等いろいろな問題がある。また、死刑囚として在監している者の心情の安定等を考慮すれば、死刑の執行は原則としてひそかにこれを行うべきものであると考えている。</p>

6	5	4	3
昭五七・七・六	昭五七・四・一四	昭五七・四・七	昭五七・三・二三
衆・法務	衆・法務	衆・法務	参・法務
<p>横山利秋議員 島田事件の赤堀政夫の死刑執</p>	<p>横山利秋議員 帝銀事件の平澤貞通から恩赦及び再審請求がなされているが、これについての見解を問う。</p>	<p>岡田正勝議員 大臣は、死刑執行の判を押さなければならぬ状態が来れば、押す覚悟か。</p>	<p>中山千夏議員 大臣は好き好んで死刑を執行するわけではないと思うが、本当に政務としてすつきり行えることであれば、執行したことを隠す必要はないはずであるのに、何となく堂々としていられない点に死刑制度の問題があるのではないか。</p>
<p>坂田道太法務大臣 死刑の執行は、人の命を絶つことであるので、この</p>	<p>坂田道太法務大臣 平澤の再審請求は、昭和五十六年一月に行われ、また、恩赦については、同五十五年十二月十六日、中央更生保護審査会において恩赦不相当の議決が行われたが、平澤から第四回目の恩赦の出願がなされ、中央更生保護審査会において調査審議をしているので、その判断を見守りたい。</p>	<p>坂田道太法務大臣 死刑はその言渡しを受けた者の生命を絶つ極刑であり、これが一度執行されると回復し難いことになることから、その執行に際しては慎重の上にも慎重でなければならぬと考えている。法務大臣としての職責とあらば非情なこともあり得るとお答え申し上げます。</p>	<p>坂田道太法務大臣 私は、非常に人間的ではなければならぬ、しかし、役目柄やらなければならぬことはやらなければならぬ、それには非情に徹すべきであるという考えを持っている。</p>

8	7	
昭五七・七・二七	昭五七・七・六	
衆・法務	衆・法務	
<p>高村正彦議員 刑事補償法の改正に当たり、死刑の執行を受けた場合の補償額の二千万円を据え置いた理由を説明されたい。</p>	<p>横山利秋議員 赤堀及び平澤の状況について問う。</p>	<p>行についてどのように考えるか。また前大臣と同様、再審審理中及び抗告をしている間は死刑執行をしないのか。</p>
<p>前田宏法務省刑事局長 死刑の執行についての補償金額をいかにすべきかは難しい問題であるが、従来から交通事故による死亡事件の慰謝料額の動向や自賠法の保険金額を参考にして決めており、これらに照らして現時点において引き上げる必要はないと考え、今回は見送ることとしたものである。</p>	<p>鈴木義男法務省矯正局長 赤堀は健康であるが、同人に限らず、宮城刑務所収容中の死刑確定者については、常時施設の医師が、また、定期的には外部病院の医師が、健康状態を検査している。</p>	<p>ことについては慎重の上にも慎重を期さなければならぬと考えており、その点については前大臣と同様である。</p>

別表第三十七（昭和五十八年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭五八・三・四	衆・法務	<p>横山利秋議員 死刑確定判決に対する再審決定があつても、死刑確定者としての拘置を継続する、死刑確定者と同じ処遇をすることは、社会常識からいっていかなるものか。</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 財田川事件又は免田事件において、裁判所の見解として、再審開始決定が確定したといつても、確定判決自体が失効するわけではないという解釈が示されている。再審開始になつた場合に、元の確定判決の効力が消滅するという規定はなく、刑事訴訟法第四百四十八条第二項には、再審開始決定があつたときには刑の執行を停止することができるという規定されていることから、判決が消滅しないことは明らかであると考えている。</p>
2	昭五八・三・二四	参・法務	<p>近藤忠孝議員 死刑確定判決に対する再審決定があつた場合に、検察は抗告しないことを原則に考えるべきではないか。</p>	<p>秦野章法務大臣 検察も三審制度の中で、特に死刑犯になるような犯罪、凶悪犯のようなものについては、全力を振るって有罪判決を受けるといふことを考えると、ある意味では全身全力を尽くしているといふことを認めないわけにはいかない。しかし、三審制度があつたとしても、後から見てやはり問題があるといふ部分が出てくれば、率直に反省しなければならぬと思う。そういう観点からすると、抗告等についても慎重に扱わなければならぬと考える。</p>
3	昭五八・三・二四	参・法務	<p>近藤忠孝議員 死刑確定判決に対する再審開</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 再審の裁判で改めて裁判があつた場合に、初めて前</p>

6	5	4	
昭五八・五・一八	昭五八・五・一八	昭五八・三・二四	
衆・法務	衆・法務	参・法務	
<p>梅野泰二議員 再審に対する抗告審は、いたずらに公判開始までの時間を延ばすだけに終わっている。再審開始決定に対しては、検察は、</p>	<p>梅野泰二議員 財田川事件以降、検察官が再審開始決定に対し抗告をしているのには、何か特別の理由があるのか。</p>	<p>中山千夏議員 死刑はなくすべきだと考えているが、法務大臣はどう考えているか。</p>	<p>始決定があった場合には身柄を釈放すべきではないか。</p>
<p>前田宏法務省刑事局長 現行法の制度としては、まず再審について、再審の開始をするかどうかの段階があり、その段階で決定になると再審公判が始まることになっており、それぞれについて不服申立ての道が開かれている。事案によ</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 再審開始決定に対しては、抗告の道が認められているが、現実に抗告すべきかどうかの判断は、それぞれの事案に応じて異なり、その決定の内容にもよるので、一律の基準というようなものはない。</p>	<p>秦野章法務大臣 死刑を廃止するかどうかという問題は、現実問題としては法律制度の問題であり、立法府や政府が決断をしなければならぬ問題だと思う。今度の刑法改正案でも死刑の範囲を少し狭めているなど、少しでも減らそうという努力はしているが、現段階で全廃するのは無理があるという感じを持っている。</p>	<p>のいわゆる原裁判、確定判決の効力が失われると考えている。現行の刑事訴訟法第四百四十八条第二項を見ても、再審開始の決定をした場合には、刑の執行を停止することができるということが規定されている。これは、再審開始決定があったとしても、確定判決は効力を失っていないということを明らかに前提としており、このことから再審開始決定により原判決の効力が失われたとは解し難いと考えている。</p>

8	7	
昭五八・五・一八	昭五八・五・一八	
衆・法務	衆・法務	
<p>林百郎議員</p> <p>再審の開始決定があっても、なお刑務所に拘留しておくというのは、刑の執行なのか、それとも刑事訴訟法の中における身柄の勾留の処置なのか、それと</p>	<p>梅野泰二議員</p> <p>刑事訴訟法第四百四十八条に再審開始の決定をしたときに裁判所が刑の執行を停止できるとあるが、刑の執行停止の中に拘留も含むのだということがはっきりするような法改正を早急にする必要があると思うがどうか。</p>	<p>抗告はしないことにすべきではないか。</p>
<p>前田宏法務省刑事局長</p> <p>死刑の場合に執行というのは、絞首そのものことであり、刑事訴訟法でいう勾留は、刑事訴訟法による裁判確定前の身柄の拘束のことをいい、死刑囚についての拘留、刑法による拘留というものは、死刑確定判決による身柄の拘束という独自の性格のものとして理解さ</p>	<p>前田宏法務省刑事局長</p> <p>刑事訴訟法第四百四十八条第二項に簡単に拘留の執行停止を含むと書いただけで済むかという問題がある。第四百四十八条第二項の停止決定をできる裁判所がどこかという問題や、さらに再審開始決定をする裁判所と再審公判をする裁判所との関係など再審構造の基本的な問題にもつながってくる。また、現行法の規定についても、再審の基になる確定判決の重みというものをもどどのように考えるかということ、また死刑の判決という重み、あるいは重要性というものをどの程度に考えたらいいかという基本的な問題があるので、ここに簡単に何字かを加えて改正するというわけには直ちにいかないのではないかと考えている。もちろんいろいろな観点からの検討は必要だろうと思うが、事はそう簡単ではないのではないかと考えている。</p>	<p>り、また、決定の内容等によって抗告せざるを得ない場合も絶無ではないと考える。このような事件について審理に長く時間がかかるということは一般の場合以上に望ましいことではないので、審理の促進に努めるべきものと考えている。</p>

11	10	9	昭五八・五・一八	昭五八・五・一八	昭五八・五・一八
衆・法務	衆・法務	衆・法務	<p>林百郎議員 死刑囚の拘置の状態について問う。</p>	<p>林百郎議員 死刑囚の拘置の処置はだれの命令で行っているのか。</p>	<p>林百郎議員 昭和五十六年六月五日、熊本地方裁判所八代支部が再審における死刑囚の身柄について、同一事件について同一人が受刑者であると同時に被告人であるという言わば不安定な状態は、審理促進によって明確にするほかなしと思料されるところであるという判断を示しているが、一人の身分が、受刑者であると同時に被告人だという不安定な状態であることについてどう考えるか。</p>
<p>鈴木義男法務省矯正局長 死刑確定者については、身柄の確保が大変重要であり、また、死刑を前にしての精神的な不安、動揺が生じないよう配慮した処遇を行っている。</p>	<p>鈴木義男法務省矯正局長 死刑の確定判決の効果として拘置が行われるものと理解しているが、実際の手続としては、検察官から死刑の言渡しを受けた者が拘置されている監獄に死刑確定通知書が送付され、それを基に拘置している。</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 この八代支部の見解は、前提としては、その当該の人が受刑者であると同時に被告人であるという二面性を持っているということを確認しているわけであるが、それはなるべく早く解消すべきであり、審理を促進して解消すべきであるということ述べていると考えている。</p>			

もそれ以外のものなのか。

れている。

14	13	12
昭五八・八・一〇	昭五八・五・一八	昭五八・五・一八
衆・法務	衆・法務	衆・法務
鍛冶清議員 死刑制度の存廃について見解	林百郎議員 刑法や刑事訴訟法の中では、死刑の判決が確定した者が再審で無罪になるということを考慮しての措置はしていないと思うが、法務省は、この問題を根本的に考える時期に来ているのではないか。	林百郎議員 無罪の判決が間違いなく下ると一般的に考えられた場合、矯正行政としてはなるべく早く身柄を自由にしてやりたいと考えるか。
秦野章法務大臣 日本の司法制度はかなりよくできていると考えてい	秦野章法務大臣 その事件が発生した時期が、戦後の混乱期であつて、正直言って警察の捜査も多少荒かったということも事実なのだと思う。しかし、また犯罪を犯す方も荒かった、世の中が荒れていたという中の捜査であるから、今の時期とは大分違うような感じがする。 再審で、無罪の判決が出るというような事態が出てくる可能性は余りないであろうし、裁判所が一審、二審、三審と丹念に裁判を行って、そこで決着ができたものは、大方間違いないものとしなければ、世の中の秩序が成り立たないという面もある。しかし、それにもかかわらず、免田事件のような事件が出てきたということは、その背景の社会状況が若干影響しているような感じがする。御指摘の問題に対応する制度をつくるのがいいのかどうかという問題については、検討の余地はあるが、具体的な問題については、判決が出なければ申し上げられない。	鈴木義男法務省矯正局長 矯正としては、司法的な判断を経て身柄を拘束すべきと認められた者を拘束し、釈放すべきと認められた者を釈放する立場にある。

		15	昭五八・八・一〇	衆・法務	<p>を問う。</p> <p>る。また、死刑の存廃については各国の文化の違いなどの問題もある。そのようなことを考えると、個人の意見だとしても死刑は廃止した方がよいとはいき切れないというのが率直な意見である。</p>
		16	昭五八・八・一〇	衆・法務	<p>鍛冶清議員 抑止力という点で死刑はどういう作用をしているのか、見解を問う。</p> <p>前田宏法務省刑事局長 死刑の抑止力については、存置論の中には、凶悪犯罪の抑止効果があると考えている人が多いと考える。</p>
		17	昭五八・八・一一	参・法務	<p>鍛冶清議員 死刑制度は廃止に向かって進めていくべきと思うが、その点についてどのように考えているか。</p> <p>前田宏法務省刑事局長 刑事訴訟法第四百四十二条のただし書の規定によると考えている。この規定については二つの論点があり、一つは、「再審の請求についての裁判があるまで」というのがいつまでかということであるが、再審の実体裁判が確定するまでと解釈することが可能であると考える。</p>
					<p>寺田熊雄議員 再審の第一審の判決の言渡しがあった時点で免田栄氏を釈放したが、その実定法上の根拠を問う。</p> <p>もう一つは、「刑の執行を停止することができる。」というのが死刑の場合に拘留の執行停止ができるかどうかという問題であるが、この点についても、場合によっては拘留の執行停止も可能であるという解釈を採り、検察官の裁量によって拘留の執行を停止</p>

20	19	18	昭五八・八・一一	昭五八・八・一一	昭五八・八・一一
参・法務	参・法務	参・法務	<p>飯田忠雄議員 死刑を存続する以上、死刑を執行するために、疑わしい点があれば執行を猶予し、国の責任において調査をし、再審の理由があれば法務大臣が最高裁判所に再審請求するという制度をつくるなどの配慮が必要だと思いがどうか。</p>	<p>飯田忠雄議員 死刑判決が行われた事実について、法務大臣の立場から、つまり行政機関の立場から調査される必要はないか。</p>	<p>海江田鶴造議員 最近の国際的な死刑の廃止の流れを問う。</p>
<p>秦野章法務大臣 三審制度の過程での裁判を充実させることで解決する問題と考えている。最高裁判所の上に法務大臣が審査するという制度がつくれるかについても疑問がある。</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 死刑判決の場合には、これが重要なことであるということから、大臣の死刑執行命令が発せられる前に記録を十分精査し、再審の事由はないか、あるいは恩赦の事由はないかという点も含めて十分検討して、その上で執行の手続を採るといふ慎重な手続が採られている。</p>	<p>前田宏法務省刑事局長 諸外国における死刑制度の実情としては、千九百八十年（昭和五十五年）の国連の事務総長の報告によると、数的には存置国の方がはるかに多いというのが実情である。一方、西ヨーロッパ諸国において死刑廃止国があることも一面事実ではあるが、それぞれの国情に応じた判断あるいは結論が出ていると考えている。</p>	<p>し、それに基づいて釈放するというものがある。</p>		

別表第三十八（昭和五十九年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭五九・七・一一	衆・法務	<p>熊川次男議員 再審事件の松山事件の齋藤被告人は無罪になったようであるが、この判決の結果について感想を問う。</p>	<p>住栄作法務大臣 死刑という重大な事件について無罪という判決が下ったということに深刻に受け止めている。このようなことは二度とあってはならない、いろいろな事件に対応するに当たって、いろいろな面から検討を加えて十分な対応をしていかなければならないと思っている。</p>
2	昭五九・七・一一	衆・法務	<p>熊川次男議員 再審の開始要件の改正につき検討されたい。</p>	<p>寛栄一法務省刑事局長 再審の要件の緩和という要望が国会その他であることは十分承知している。ただ、法的安定性と具体的妥当性の調和ということが一番基本の問題で、簡単に窓口を広げればいいというものではない。やはり司法制度全般の基本制度に関連するので、基本に立ち返り、諸外国の法制等を比較検討し、我が国の法制とも照らし合わせて、どのように考えていけばいいか、基本的な検討をしているところである。</p>
3	昭五七・七・一一	衆・法務	<p>中村巖議員 裁判所に係属中の再審事件のうち、死刑判決を受けた者からの再審の申立てはどのくらいあるか。</p>	<p>寛栄一法務省刑事局長 死刑未執行者のうち、本年六月末現在で再審請求を申し立てている者は十一名で、これらの者による再審請求の延べ件数は四十八件となっている。</p>
4	昭五九・七・一一	衆・法務	<p>中村巖議員</p>	<p>寛栄一法務省刑事局長</p>

7	6	5	
昭五九・八・一	昭五九・八・一	昭五九・七・二六	
衆・法務	衆・法務	参・法務	
<p>稲葉誠一議員 法定刑に死刑が含まれている事件については、手持ち証拠を</p>	<p>稲葉誠一議員 三つの再審事件で死刑から無罪になったが、その原因、反省すべき点、今後どう対処していくかについて総括的な所見を問う。</p>	<p>安武洋子議員 死刑から無期に減刑された後仮出獄した者が女子中学生に重傷を負わせた事件について、見解を問う。</p>	<p>再審開始の要件等について、法務省は少なくとも白鳥決定の線に沿って法文を改める意思はないか、刑事訴訟法を改正する意思はないか。</p>
<p>住業作法務大臣 真実を立証する、証拠に基づいて証明するわけであり、必要なものはその段階において提出されており、</p>	<p>住業作法務大臣 大変重大に受け止めざるを得ない。どこに問題があるかということも十分検討して、こういうことが二度と起こらないよう万全を期するために、この事件を契機に率直に検討していかなければならないと考えている。</p>	<p>吉田淳一法務省保護局長 この者は、昭和二十七年の講和恩赦による減刑令により無期懲役に減刑され、昭和四十五年三月十二日に仮出獄の許可を受けた者であるが、十数年間の保護観察期間中、保護司・保護観察官らにより、いろいろな措置を講じて指導してきたが、このような事件を引き起こしたことは残念なことであり、保護観察の仕方を十分検討し、このような事件が起きないように努力したいと思っている。</p>	<p>白鳥決定はあくまで現行法の解釈ということであって、特に改正ということは直ちに出ることはないと思われる。ただ、再審開始の要件をもう少し広げるべきであるという意見があることは十分承知しており、それらの点を含め、再審規定全般について、刑事訴訟法との関連において、全般的、基本的な問題から検討しているところである。</p>

	8	昭五九・八・二一	参・法務	<p>開示すべきではないかと思うが、検察側の在るべき態度を問う。</p> <p>山田議員 免田事件、財田川事件、松山事件の再審判決について、感想を問う。</p> <p>住業作法務大臣 いずれにしても真実がないということで覆されたわけで、これを大変重大に受け止めている。この判決をよく検討してみた上で、捜査の関係あるいは公判維持の関係について、深刻な反省を加え、再検討もして二度とこういうことのないようにすると同時に、制度面についても検討すべき点がないか、あるとすればどういうことかというようなことも深刻に検討していかなければならぬと考えている。</p>
	9	昭五九・一二・二〇	参・法務	<p>飯田忠雄議員 死刑囚として既に三十年近く勾引されている平澤貞通に關し、刑法第三十二条の死刑の時効について、規定の読み方を問う。</p> <p>寛栄一法務省刑事局長 前々から申し上げているとおり、平澤は確定判決を得て以来ずっと拘留されている。その拘留は死刑判決という裁判の執行としてなされており、刑の執行と同視すべき状態にある、したがって時効の問題は生じないと解釈している。</p>
10		昭五九・一二・二〇	参・法務	<p>飯田忠雄議員 死刑の時効という問題については、三十年たてば時効を完成させてよいのではないか。</p> <p>寛栄一法務省刑事局長 死刑がいったん執行されると重大な回復し難い結果を招くことから、執行命令権者としての立場から記録を精査するという点で慎重な検討が必要である。特に死刑確定者本人から再審の請求や恩赦の出願があった場合には、必要に応じその結論が出るまで執行を控えることも必要であろうと考えている。</p>

12	11	
昭五九・一二・二〇	昭五九・一二・二〇	
参・法務	参・法務	
<p>中山千夏議員 平澤が再審も開始されず、死刑も執行されず三十年の間放置された状態にあることを大臣はどのように考えるか。</p>	<p>中山千夏議員 死刑制度についての大臣の見解を問う。</p>	
<p>嶋崎均法務大臣 平澤については、十七回再審請求が出ており、今十七回目を審理中であり、恩赦についても四回出ていて、四回目が現在検討されているところである。三十年というのは長いという感じを持っていることは事実であるが、現在、再審が審理中であり、また恩赦についても論議されているという状態を考えると、その答えが出るまで冷静に見守っていかなければ仕方がないのではないかとこの気持ちを持っている。</p>	<p>嶋崎均法務大臣 死刑というのは、犯人の存在を否定するという冷徹な刑罰を科することであるから、いろいろな意味から論議が行われていることは承知している。こういう問題を論議する場合には、国民がどういう考えを持っているかを十分承知しておかなければならないと思っているところ、法制審議会でも存続すべきものだとされ、また一般の世論調査等の結果をみても死刑廃止という議論は非常に少数になっている現実もあり、そういう点を十分理解して考えていかなければならないと思っている。</p>	<p>平澤については、これまで再審の請求を十七回、恩赦の出願を四回行っており、現在も東京高裁で再審請求について審理がされ、恩赦についても中央更生保護審査会上申がされているので、なおその執行を現在まで差し控えている状況にある。</p>

別表第三十九（昭和六十年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭六〇・二・二〇	衆・法務	横山利明議員 帝銀事件の平澤貞通の釈放の条件づくりをすべきではないか。	島崎均法務大臣 法務省が従来採っている基本的な考え方を理念にして事柄を考えていかなければならない。現在の段階では、判断を待つのが、今の状態から見て採り得るただ一つの道ではないかとの感じを持っている。
2	昭六〇・二・二〇	衆・法務	横山利明議員 再審、恩赦出願中は、死刑執行をしないのは慣例か。	島崎均法務大臣 過去の詳細なことは存じ上げないが、たとえ再審、恩赦があっても刑の執行をすることはあり得ると思っ ている。
3	昭六〇・三・二七	衆・法務	橋本文彦議員 平澤の問題では、三十年の間に、死刑を執行すべき期間である六か月は経過していないか。	島崎均法務大臣 御指摘のとおりである。
4	昭六〇・三・二七	衆・法務	岡本富夫議員 平澤を、人道上の立場から恩赦で早く釈放してはどうか。	島崎均法務大臣 平澤からは、再審請求とともに四回目及び五回目の恩赦の上申がなされており、中央更生保護審査会での内容を吟味しているので、その推移を見守っている。
5	昭六〇・三・二七	衆・法務	柴田睦夫議員 昭和五十九年三月十日以降、	石山陽法務省矯正局長 同人を収容している施設は、接見交通への便宜供与

	6	昭六〇・三・二八	参・法務	<p>仙台拘置支所収容中の死刑確定者佐藤誠と交通を始めた新規文通者について、本人との面接を許さないとした措置は是正すべきと思うがどうか。</p> <p>石山陽法務省矯正局長 監獄法第九条は、刑事被告人の処遇について特に規定されていれば、その例によって死刑確定者の場合も準ずることができるという趣旨であるが、接見に関する第四十五条は在監者一般を通则として規定しており、刑事被告人に関する特則の適用がないので、刑事被告人と同じ待遇はできないということである。</p>
	7	昭六〇・三・二八	参・法務	<p>中山千夏議員 死刑確定者の外部交通に關し、監獄法第九条の解釈について問う。</p> <p>石山陽法務省矯正局長 死刑確定者については、その心情を安定させて被害者の冥福を祈りながら刑の執行を受けるような気持ちにさせなければならぬというのが行刑施設に勤務する職員の願いではあるが、再審や恩赦に關しては配慮している。</p>
8	昭六〇・四・三	参・法務	<p>飯田忠雄議員 平澤に対する死刑執行について、法務大臣の見解を問う。強いて死刑の執行命令を出す考えはないと受け取ってよいか。</p> <p>島崎均法務大臣 九十三歳に達しているという事情もあり、再審請求が行われ、また恩赦が並行的に審査されているというような状況にあるので、これらの推移を十分見守って対処することが必要ではないかと思っており、私個人としては、御指摘のような感じになりそうだと思います。</p>	

11	10	9
昭六〇・四・一〇	昭六〇・四・一〇	昭六〇・四・三
衆・法務	衆・法務	参・法務
<p>三浦隆議員 戦後、死刑確定者が個別恩赦に浴した事例とその理由は何か。</p>	<p>三浦隆議員 平澤問題に関し、時効は逃げて人に限るとする法務省の解釈について、刑法に明記はなく、歴代の法務大臣が死刑執行を怠けていたという法務省に責任があるにもかかわらずそう決めつけるのは一方的過ぎるといふ外国人法哲学者の見解をどう考えるか。</p>	<p>飯田忠雄議員 死刑の時効はどこから始まるか。</p>
<p>依谷利幸法務省保護局長 戦後、個別恩赦により死刑囚が恩赦に浴した数は、十一名であり、いずれも無期懲役に減刑されている。減刑を認めた者は、少年法に犯行時十八歳未満の者</p>	<p>寛栄一法務省刑事局長 逃げた人に限るとは言っていない。平澤のように拘留されている場合に、時効の問題は生じないと言っている。 執行を怠ったとの指摘については、いろいろな問題を慎重に検討して死刑執行の是非を決定するという慎重な態度を採るべきことは当然である。本件は、本人から再審請求、恩赦出願が引き続きなされており、そうした場合には、その結論が出るまで、執行を差し控えるということも必要であると考ええる。そういう意味で、法務省の怠慢であるということや、それでありながら時効は成立しないと決めつけるのは一方的であるとの指摘は当たらないと考ええる。</p>	<p>寛栄一法務省刑事局長 例えばその死刑囚が拘留されていて、その者が逃亡した場合、その時点から時効が始まると考える。 死刑執行の前段階、執行そのものの前段階である拘留は、時効に関しては刑の執行と同一視すべき状況であると解しているのです、その時点では時効は進行しないと考える。</p>

14	13	12	昭六〇・五・一四	昭六〇・五・一四	昭六〇・四・一〇
衆・法務	衆・法務	衆・法務	<p>稲葉誠一議員 死刑制度に対する法務大臣の考え方はどうか。</p>	<p>稲葉誠一議員 死刑制度に対するイギリスとフランスの違いを説明された。</p>	<p>三浦隆議員 平澤の人身保護請求が出されたことについてどう考えるか。</p>
<p>島崎均法務大臣 死刑問題についてはいろいろな議論があるが、死刑判決についてそれを的確に処理するのは法務大臣の重要な職責であり、死刑廃止論の動向のいかんにかかわらず、日本の刑法体系の基礎の中でこれに対処していく以外にないと考えている。また、死刑問題に対する一般的な世論調査においても、その範囲をある程度縮減したかどうかの考え方はあるが、それを廃止すべきとの議論はどちらかというと非常に少ない状況にあり、こうした傾向が一般的に国民の中にも存在してい</p>	<p>箕栗一法務省刑事局長 両国とも、人道主義的見地から、死刑が廃止されたが、イギリスでは、その後、死刑復活法案が提出され、また、世論調査では、死刑存置論が多数を占める現状にあり、フランスでも、死刑復活の運動が国内でなされていると承知している。</p>	<p>島崎均法務大臣 死刑の確定判決に基づき、現在適法に拘置を行っており、また、従来からの法務省の死刑の時効の考え方を前提に考えると、この人身保護請求の理由というのは必ずしも当たっていないと考える。</p> <p>に対して死刑をもって処断する場合には無期懲役を科すという規定ができたことに伴い、旧少年法により犯行時十八歳未満で死刑が確定した者、また、共犯者との不均衡を是正する必要がある者等である。</p>			

19	18	17	16	15	
昭六〇・五・三〇	昭六〇・五・三〇	昭六〇・五・三〇	昭六〇・五・一四	昭六〇・五・一四	
参・法務	参・法務	参・法務	衆・法務	衆・法務	
飯田忠雄議員	寺田熊雄議員 平澤の刑の執行停止問題について、高齢、判決言渡し後三十年たったという点を考慮するか。	寺田熊雄議員 平澤の人身保護請求が東京地裁で棄却された件について、所感を問う。	中村巖議員 平澤の人身保護請求理由は何か。	中村巖議員 平澤の恩赦の審査状況はどうか。	ることを認識して対処しなければならないと思ってい
寛栄一法務省刑事局長	島崎均法務大臣 平澤問題をどう処理するかについては、再審、恩赦、今度の人身保護請求の結論をよく見ながら判断したいと考える。	島崎均法務大臣 東京地裁は、死刑の確定判決によって拘置されている以上、刑の時効は進行しないとの明確な判断を示しており、時効について、我々が説明してきた趣旨が正当なものであると裁判所で是認された点で、非常に意義のある決定であると考えてる。	寛栄一法務省刑事局長 本年の五月七日以降は死刑の時効が完成するので、拘束する理由がなくなる、したがって釈放せよというのが請求の理由である。	俵谷利幸法務省保護局長 平澤からは、昭和五十五年十二月に四回目の恩赦（特赦）の出願が、昭和六十年二月に五回目の恩赦（刑の執行の免除）の出願があり、中央更生保護審査会に係属し、審査している状況である。	

21	20	
昭六〇・五・三〇	昭六〇・五・三〇	
参・法務	参・法務	
<p>飯田忠雄議員</p> <p>再審無罪が生じるのは結局犯罪捜査に問題があるのではないか。シロからの捜査、クロからの捜査が第一審の審理中においても行われ、それが適宜法廷に提出される制度をつくってはどうか。</p>	<p>飯田忠雄議員</p> <p>刑事訴訟法第四百七十五条ただし書が適用されて刑の執行が猶予されたのは何件か。</p>	<p>死刑の事実上の執行猶予期間が三十年に該当する場合に、期間の重みというものは、法の取扱い上考慮すべきではないか。</p>
<p>寛栄一法務省刑事局長</p> <p>起訴前の捜査段階ではシロの捜査も行っており、起訴後も仮にシロであることを疑わせる資料や疑いが生じれば、検察官は事実の確定、真実の追究のために捜査を徹底し、これを公判廷に提出して裁判所の判断を仰ぐことになる。したがって、御指摘の点は、現行法で検察官が十分捜査を尽くし公訴維持に万全を期するという点で十分ではないかと考える。</p>	<p>寛栄一法務省刑事局長</p> <p>ただし書の事由があったから執行が猶予されたという前提ではなく、一定の期間内のものである。それだけの事由に該当した者が何人いるかという点を説明すると、昭和四十年一月一日から同五十九年十二月末までの二十一年間で死刑判決が確定し、かつ、執行した者が合計九十三名おり、そのうち再審請求を行ったことがある者は十四名、請求回数は延べ五十回、恩赦出願をしたことがある者は十三名、出願回数は延べ十六回、共同被告人であった者に対する判決が確定するまでの期間があった者が四名で、上訴権回復請求を行った者、非常上告を行った者はいない。</p>	<p>刑の執行猶予制度と、諸般の事情を考慮して執行を見合わせていたにとどまる場合とは別で、それが三十年に及んだとしても、本件では当たらないが、時効の問題が生じ得る以外には特段の問題は生じず、また、生じさせる必要もないと考える。</p>

22	昭六〇・五・三〇	参・法務	<p>飯田忠雄議員 法務大臣の死刑執行命令は判決確定日から六か月以内になければならない理由は何か。</p>	<p>箕栄一法務省刑事局長 確定した以上は、その執行を漫然と放置することは許されないとの見地、言わば確定判決を尊重する考えから、法務大臣が執行命令を出す一応の目的を明らかにするという趣旨で設けられたと考えている。</p>
23	昭六〇・六・一九	衆・法務	<p>岡本富夫議員 平澤の問題で、刑の執行の判を押すのか。</p>	<p>島崎均法務大臣 事の性質にかんがみ、答弁は差し控えたい。</p>
24	昭六〇・一二・一一	衆・法務	<p>三浦隆議員 平澤について、天皇御在位六十年に当たり、恩赦により救済できないか。</p>	<p>俵谷利幸法務省保護局長 法務当局としては、天皇御在位六十年に当たり、政令恩赦をするというようなことは考えていない。</p>
25	昭六〇・一二・一一	衆・法務	<p>三浦隆議員 平澤について、高齢による刑あるいは拘留の執行停止を検討されたい。</p>	<p>箕栄一法務省刑事局長 刑の執行停止には、刑事訴訟法第四百七十九条第一項による必要的執行停止や同法第四百四十二条ただし書の検察官による任意的執行停止等があるが、いずれにしても、高齢であるという理由だけから判断すべきではなく、個々の事案について諸般の事情を考慮して、真に死刑執行を相当としない事情がある場合には、例えば恩赦等で対応するのが妥当であろうと考える。</p>

別表第四十(昭和六十一年)

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭六一・三・二七	参・法務	<p>中山千夏議員 死刑制度について大臣はどういう考えを持っているか。</p>	<p>鈴木省吾法務大臣 死刑制度については、国民の考えを尊重すべきと考える。何回かの世論調査をみても存続すべきとの回答が七十パーセントを超えており、凶悪犯罪の抑制を考えて、今にわかに廃止すべきでないという意見が多数であることから考えても、そのように考えている。</p>
2	昭六一・三・二七	参・法務	<p>中山千夏議員 帝銀事件の平澤貞通の問題についてどのような考えを持っているか。</p>	<p>鈴木省吾法務大臣 東京地裁、東京高裁、最高裁の三審を経て、いずれも慎重にしかも十分審議された結論であり、その後十七回に及ぶ再審請求がなされ、うち十六回が棄却されており、現在十七回目の審査中であることを考えると、この判決が本当に何ら誤りのないものであったと考える。</p>
3	昭六一・三・二七	参・法務	<p>中山千夏議員 法務大臣の死刑の執行を含む職務についてどのような意見を持ち、どのような態度で臨もうとしているのか。</p>	<p>鈴木省吾法務大臣 法律に従った行為をせざるを得ないが、具体的には十分慎重に対処しなければならぬと考えている。</p>
4	昭六一・四・八	衆・法務	<p>横手文雄議員 平澤問題について、島崎前法務大臣は昨年の当委員会、死</p>	<p>鈴木省吾法務大臣 平澤は現在五回目の恩赦の申請と十七回目の再審請求をしており、それらについて、いずれも審理中であ</p>

6	5	
昭六一・四・八	昭六一・四・八	
衆・法務	衆・法務	
<p>横手文雄議員 平澤について、法律をつくる長として、何か考えても良いのではないかという気もするが、どうか。</p>	<p>横手文雄議員 平澤に死刑の執行がなされな いまま今日に至っているのは、 恩赦出願や再審請求が次々にな されているからであると事務当 局の答弁を解釈していいか。</p>	<p>刑については高齡を理由に執行 を免除することや拘置を解いて 釈放することは、法律上許され る余地はなく、再審で無罪等の 判決があった場合にのみ釈放さ れると答弁しているが、死刑の 執行もできない、釈放もできな いのであれば、被告人はただ拘 置所で死を待つのみとしか言い ようがないが、大臣の所見を問 う。</p>
<p>岡村泰孝法務省刑事局長 現行法上は再審で無罪の場合や、恩赦により身柄拘 置の必要がなくなった場合以外は釈放される道がな い。それ以上にさらに釈放すべき場合を拡張すべきか どうかの立法論については、一般論として、高齡であ るといふそれだけの理由から判断すべきではなく、今 以上に釈放すべき場合を拡張する必要はないと考えて いる。いろいろな事情を考慮して死刑の執行が本当に 適当でない場合は恩赦という道がある。そのような事 情を考え併せると、今の時点で特に立法を行う必要は</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事局長 法務当局としては、再審請求や恩赦出願の推移等を 見守っている間に相当年数が経過したが、現に再審請 求、恩赦出願中であるので、その推移を見守り慎重に 判断しなければならぬと考えている。</p>	<p>り、そのような過程の中で私がいろいろと申し上げる ことは差し控えたい。</p>

10	9	8	7
昭六一・一二・九	昭六一・一二・九	昭六一・五・一四	昭六一・四・二四
衆・法務	衆・法務	衆・法務	参・法務
<p>坂上富男議員 日本における死刑執行の最高</p>	<p>坂上富男議員 平澤は、過去再審申立ても十 九回くらい、恩赦出願が五回く らい、いずれも同時にしていた が、現在、再審は却下のまま で、恩赦だけが出願されている ようである。このような状態に なったのは初めてではないか。</p>	<p>岡本富夫議員 平澤の三回の恩赦出願が却下 された理由は何か。</p>	<p>寺田熊雄議員 死刑囚の外部交通に関する監 獄法の規定及び昭和三十八年通 達について問う。</p>
<p>遠藤要法務大臣 法務省内で十分検討してみたい。</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事局長 正確なことは申し上げかねるが、再審の申立てがな く恩赦の出願もなかった時期が、非常に短い期間では あるが、あったように記憶している。</p>	<p>俵谷利幸法務省保護局長 平澤からの過去三回の恩赦の出願は特赦であるが、 いずれも中央更生保護審査会で不当の議決がなされ ており、その理由は、特赦その他恩赦を認める理由は ない、というものである。</p>	<p>石山陽法務省矯正局長 監獄法第四十五条の「在監者ニ接見センコトヲ請フ 者アルトキハ之ヲ許ス」の「許ス」とは必要的許可で はなく、裁量的許可であることを示したものである。 御指摘の通達は、死刑確定者の信書の発受、面会の基 準を示したものであり、必要最小限度のやむを得ない 制限基準である。</p>

年齢は七十一歳であるとのことであり、また、外国で八十歳以上で死刑の執行をした事例や死刑の宣告を受けて執行のために留置されたままの期間が三十年以上の事例を調査してもらったが、見当たらなかった。

平澤が、初めて再審請求がなく、恩赦のみが係属している状況に立ったことを踏まえ、この際、法務当局でも前向きに検討してもらいたい、感想を問う。

別表第四十一（昭和六十二年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	1	2	3	4
1	昭六二・三・二四	衆・法務	<p>坂上富男議員 帝銀事件の平澤貞通の恩赦の審査状況はどうか。</p>	昭六二・五・一四	参・法務	<p>秋山長造議員 平澤死刑囚が獄中で亡くなった問題について、法秩序維持や人権尊重の趣旨から、裁判所との連絡協調に関して大臣はどのように考えるか。</p>	<p>遠藤要法務大臣 死刑執行は、最も重大な問題であり、しかも平澤死刑囚は再審請求を十八回、恩赦の出願を五回していたということで、審査の請求があった場合には慎重に審査をしてきたと承知している。一般の国民の理解と納得を得て死刑を執行したいという姿勢を採っているということ御理解願いたい。</p>
2	昭六二・五・一四	参・法務	<p>秋山長造議員 平澤死刑囚を三十二年間も放置したのは、その根本に法務当局が死刑をためらう理由があったのではないか。</p>	昭六二・五・一四	参・法務	<p>岡村泰孝法務省刑事局長 死刑の執行は重大な結果をもたらすものであり、平澤死刑囚の場合は、十八回に及ぶ再審請求と五回に及ぶ恩赦の出願がほとんど切れ目なくされてきたもので、刑の執行に関係する立場にある者としては、再審請求あるいは恩赦の出願等の推移を見守るといふことも必要なことであり、そういう事情を検討していったらめ結局刑の執行に至らなかったものである。</p>	<p>猪熊重二議員 帝銀事件の平澤から過去五回の恩赦請求がなされているが、</p>
3	昭六二・五・一四	参・法務	<p>猪熊重二議員 帝銀事件の平澤から過去五回の恩赦請求がなされているが、</p>	昭六二・五・一四	参・法務	<p>猪熊重二議員 帝銀事件の平澤から過去五回の恩赦請求がなされているが、</p>	<p>猪熊重二議員 帝銀事件の平澤から過去五回の恩赦請求がなされているが、</p>

	5	昭六二・五・一四	参・法務	<p>その結論を問う。</p> <p>猪熊重二議員 日本の刑法では、終身刑というものは認めていないが、平澤の死刑判決の執行に対して法務当局が採った態度は、立法権を侵害して法にない終身刑を作り出したり、あるいは裁判所が慎重審議をして下した死刑判決をないがしろにするものではないか。</p> <p>岡村泰孝法務省刑事局長 刑法に定められていないような刑罰を実現する意図の下に死刑の執行を殊更延ばしてきたわけでは決してなく、再審の請求、恩赦の出願など諸般の事情を慎重に検討しつつ適正な対処を心掛けてきた結果として死刑の執行に至らなかったと御理解願いたい。</p>
6	昭六二・五・一五	衆・法務	<p>坂上富男議員 死刑確定者平澤が危篤状態であったとき、遺族は会えたのか。</p> <p>敷田稔法務省矯正局長 危篤状態がやや長く続いた中で、遺族と少なくとも二、三回は面会している。いよいよという時期にも直ちに連絡した。</p>	<p>依谷利幸法務省保護局長 平澤からは、過去五回の恩赦上申があり、前三回の特赦の上申については、中央更生保護審査会で不相当の議決がなされている。また、四回目及び五回目の恩赦上申については、中央更生保護審査会において、継続的に慎重に審査を行い、昨年末ごろには恩赦をすべ</p>
7	昭六二・五・一五	衆・法務	<p>坂上富男議員 帝銀事件の平澤の恩赦の審査はどの程度なされたのか。</p>	

10	9	8	昭六二・九・三	昭六二・五・一五	昭六二・五・一五
参・法務	衆・法務	衆・法務	<p>千葉景子議員 死刑確定者数及び死刑確定者の接見及び信書の発受に関する監獄法の規定及び昭和三十八年</p>	<p>安倍基雄議員 平澤死刑囚について、死刑を執行しないまま何十年もたったが、法治国家として右とも左とも決まらないままこうなってきたのは非常におかしな状況と思うが、法務大臣の認識を問う。</p>	<p>冬柴鐵三議員 死刑制度の存続の根拠とされるところにもいろいろな要素があり、大方の支持を受けている論拠として、死刑が存在することによって一般的に威嚇をして、犯罪の抑止に役立つというものがあるが、これについてどう考えるか。</p>
<p>敷田稔法務省矯正局長 現在二十八名の死刑確定者が拘置されている。御指摘の通達は、監獄法第九条の解釈を明らかにしたものであり、解釈自体を変更したものではない。監</p>	<p>遠藤要法務大臣 死刑執行は、慎重にも慎重を期せということが「法務大臣の命令による」という点において法自体に現れていることと、再審請求が休みなく提出されていたということもあって、慎重に慎重を重ねた結果が今日のような経過になったと申し上げる以外にない。</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事局長 刑罰は犯罪に対して一般的、特別的な予防効果を持つものであると考えられており、最高の刑罰である死刑についてもその例外ではないと考えている。 死刑制度については、いろいろ調査が行われているところであるが、その調査結果を見ても死刑を廃止する必要がないという意見が過半数を占め、時には七十パーセントを超えている場合もあり、この点から見ても死刑には犯罪に対する抑止力があり、そして現在の我が国においては死刑制度の存続が必要であると国民が理解していると考えている。</p>			

11	
昭六二・九・三	
参・法務	
<p>千葉景子議員 昭和三十八年通達にある「本人の心情の安定を害する」とは、どういう根拠で、だれがどのように判断するのか。</p>	<p>通達について問う。</p>
<p>敷田稔法務省矯正局長 「心情の安定を害する」とは、刑の執行に向けての心情を安定させたいという希望に反する場合であり、施設長が客観的、主観的状况を判断し、最終的に決定するものである。</p>	<p>獄法第九条は、刑事被告人に対する特段の規定がある場合には死刑確定者に準用すると規定したものであり、面会及び信書に関しては刑事被告人に対する特段の規定はなく、したがって、準用すべき規定もなく、監獄法本来の解釈に従うことになる。これは、昭和五十二年当時の法務省矯正局長の答弁と同趣旨である。</p>

別表第四十二（昭和六十三年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	昭六三・三・三一	衆・法務	<p>橋本敦議員 合田士郎というペンネームの者が執筆した「そして、死刑は執行された」と題する著書中に、受刑者に死刑執行後の死体の始末をさせたとの記載があるが事実か。</p>	<p>河上和雄法務省矯正局長 記録の調査、退職者からの事情聴取等、当方における調査の限りでは、そのような事実はない。</p>
2	昭六三・四・一	衆・法務	<p>安倍基雄議員 刑事補償法の一部を改正する法律案における死刑についての補償額は、二千五百万円であり、安すぎると考えるが、どういふ根拠で算定したのか。</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事局長 死刑が執行された場合の慰謝料に相当する金額は、刑事補償法の制定以来逐次引き上げられており、その際にも、全体的に見て相当であるという判断があった。今回の引上げについても、最近の交通事故等における死亡の際の慰謝料の金額なども考慮し、二千五百万円に引き上げるのが相当であるという判断によるものである。</p>
3	昭六三・四・一	衆・法務	<p>安倍基雄議員 国が間違つて死刑にしたことを偶然的な交通事故と同視できないのではないか。</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事局長 今回の刑事補償法の改正により、死刑執行の場合のいわゆる慰謝料の上限額を二千五百万円とすると自賠法による死亡の場合の保険金の上限額と同額になるが、自賠法については財産的損害と精神的損害の両者を含むものであり、同列で比較できない点があるなどの点から、直ちにこの二千五百万円が低すぎて相当で</p>

7	6	5	4
昭六三・四・二六	昭六三・四・二六	昭六三・四・一	昭六三・四・一
参・法務	参・法務	衆・法務	衆・法務
<p>千葉景子議員 刑事訴訟法によると確定判決から六か月以内に執行命令を出さなければならぬことになっ</p>	<p>千葉景子議員 正義の実現のために人を殺さなければならぬというのは矛盾であって、悪質な犯罪に対して十分な責任をとらせるべきであるということが、直ちに死刑そのものの肯定につながるものではないのではないか。</p>	<p>中村巖議員 現在の補償額が大変不満足だと思っているが、大臣としての意見はいかがか。</p>	<p>中村巖議員 死刑になった者に対する遺族の補償が二千五百万円程度では、国家が誤った行為をしたことに対する謝罪的な意味を考えれば、低すぎるのではないか。</p>
<p>岡村泰孝法務省刑事事局長 刑事訴訟法は再審の請求等がなされている期間は六か月の期間に算入しないことを定めている。また、死刑囚の心情の安定や手続に更に慎重を期するという観</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事事局長 死刑の存廃の問題については、国民の考え方や国家社会における正義の維持という点も考え合わせなければならず、慎重に検討すべき問題である。世論調査等によると、国民の大多数は極度に凶悪な犯罪を犯した者に対して死刑を科することを正当であると考えていると思われ、現実にも凶悪な重大犯罪がなお後を絶たない現状にあることなどを考え合わせると、死刑を存置する必要があると考えられる。</p>	<p>林田悠紀夫法務大臣 今後、できるだけ充実を図っていくよう努力してまいります。</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事事局長 最近の交通事故における死亡者の場合の慰謝料の額など対比しても二千五百万円は慰謝料の額としては決して低すぎるものではないと考えている。</p> <p>はないということにはならないと考えている。</p>

	8	昭六三・四・二六	参・法務	<p>ているが、過去の例などを見ると必ずしも六か月以内になされていないと思われるがどういう理由によるものか。</p> <p>点を考慮して死刑事件に対処していることから六か月以内に執行できない事例もある。</p>
	9	昭六三・四・二六	参・法務	<p>千葉景子議員 死刑が必要な刑罰であるならば、死刑を執行した事実等は国民に報告するべきではないか。</p> <p>岡村泰孝法務省刑事局長 死刑判決が確定に至った経緯については、すべて公開の裁判により国民の前に明白となつているところであり、その後の死刑の執行については、公表する必要はないし、公表しないのが相当であると考えている。</p>
	10	昭六三・四・二八	参・法務	<p>千葉景子議員 死刑確定者の処遇は、未決に準ずるといふ監獄法第九条の規定を適用していると考えてよいか。</p> <p>河上和雄法務省矯正局長 刑事被告人だけに適用される五つの条文が準用されるが、それ以外の規定については準用されるものではなく、また、準用される規定があるからといって、その地位が刑事被告人と同様であると理解することはできない。</p>
11	昭六三・四・二八	参・法務	<p>千葉景子議員 死刑確定者の処遇はどのような基準で運用されているのか。</p> <p>河上和雄法務省矯正局長 監獄法の規定にある在監者には当然死刑確定者も入るので、それぞれの規定の趣旨に従って解釈しており、できる限り本人の心情が安定する、逃走等を図らない、他の受刑者に悪影響を与えない、保安上、規律</p>	

15	14	13	12
昭六三・五・一七	昭六三・四・二八	昭六三・四・二八	昭六三・四・二八
衆・本会議	参・法務	参・法務	参・法務
<p>坂上富男議員 刑事施設法案について、死刑確定者を含む被收容者の外部交通の制限を大幅に修正するつもりはないか。また、死刑確定者の処遇は現行法どおり被拘留者</p>	<p>関嘉彦議員 死刑の執行による補償については、遺族補償の考え方も取り入れるべきではないか。</p>	<p>橋本敦議員 再審無罪になった死刑事件について、死の恐怖ということも考えて特別の慰謝料というものを考慮する必要があるのではないか。</p>	<p>千葉景子議員 死刑確定者の処遇の基準は、心情の安定等、抽象的であるが、最終的には所長が判断するのか。また、何らかの客観性を持った基準が必要ではないか。</p>
<p>林田悠紀夫法務大臣 被收容者の外部交通に関する制限は、すべて法制審議会の答申を忠実に法文化したものであり、収容目的達成のための必要かつ最小限の制約であり、理解願いたい。また、死刑確定者の処遇については、法制審議会の答申に従い、収容の性質にふさわしい処遇内容を</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事局長 死刑を執行されて死亡したことによって生じた損害が逸失利益といわれているものであり、これが遺族に対する補償、生活保障の面も有していると思われる。</p>	<p>岡村泰孝法務省刑事局長 現行の刑事補償法における補償の上限額は、精神上の苦痛に対する補償、慰謝料といったものを含んだ金額であると理解している。</p>	<p>河上和雄法務省矯正局長 最終的な判断は所長が行っている。また、いろいろなケースを想定して客観性を保たせるような基準を考えると抽象的にならざるを得ないが、行刑施設職員は、四六時中死刑確定者と接しており、心理状態を把握しているので、できる限り客観的に抽象的基準を解釈するよう、今後とも努めてまいりたい。</p> <p>上問題を起さないとといった観点で処遇している。</p>

16	昭六三・一二・六	衆・法務	<p>稲葉誠一議員 現職の法務省矯正局長が書いた監獄法改正に関する論文の中に、「基本方針」として、「未決拘禁、死刑執行等に関する法規は、それぞれ別に単行法とすることを考慮する。」とあるが、刑事施設法案作成に当たり、この点を検討したか。</p>	<p>河上和雄法務省矯正局長 検討したが、単行法としなかったのは、いずれも矯正行政の中に含まれる施設に収容し、相当部分共通の事項が多いことから、別々の単独立法とするより、便宜的に一本にまとめた方が現場が混乱しないだろうという考え方によるものである。</p>
			<p>の規定を活用するよう改める意思はないか。</p>	<p>規定しているところである。</p>

別表第四十三（平成元年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	平元・一二・五	参・法務	<p>千葉景子議員 市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「規約」という。）の第二選択議定書、いわゆる死刑廃止条約の内容、日本政府の対応等を説明されたい。</p>	<p>石垣泰司外務省国際連合局外務参事官 同議定書は、締約国に死刑廃止を義務づけることなどを内容としたものである。 同議定書が今次国連総会第三委員会において投票に付された際、我が国は、 一 死刑廃止の問題は一義的には各国によりその国民感情、犯罪態様等を考慮しつつ慎重に検討されるべきであること 二 死刑廃止についての国際世論の一致があるとは必ずしも言えないこと 三 さらに十分審議を尽くすべきであること を理由に反対投票を行ったところである。</p>
2	平元・一二・五	参・法務	<p>千葉景子議員 死刑制度の廃止に向けた世界のすう勢あるいは国際条約の基本的な理念から考えても、我が国の対応が注目されると思うが、政府として今後死刑制度に対してどういう対応をしていくのか説明されたい。</p>	<p>後藤正夫法務大臣 死刑制度の存廃に関する世界各国の態度は大きく分かれており、我が国の刑事行政に責任を負う法務大臣としては、国家社会における正義の維持を基本として、国民の世論の動向等種々の要素を総合的に勘案して慎重に判断すべきものであると考えているが、国民の世論の現状にかんがみ、死刑制度は現在維持すべきものと考えている。</p>

別表第四十四（平成二年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
該当なし				

別表第四十五（平成三年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	平三・二・二〇	衆・法務	小森龍邦議員 死刑確定者に対し、再審請求の有無に関係なく刑の執行を行うのか、あるいは再審請求をしている者については特別の配慮をするのか。	井嶋一友法務省刑事局長 法律的には、死刑の執行と再審請求手続中であることは関係ないが、再審の訴えが提起され、真摯に審理が行われているという事実がある場合には、その状況も判断しなければならないと考えている。
2	平三・二・二〇	衆・法務	小森龍邦議員 死刑や無期という事件において、まだ最終判決に至る前に、捜査側が証拠だと思っているものをどの程度保存しなければならない義務があるのか、途中で勝手に廃棄処分してよいのか。	井嶋一友法務省刑事局長 訴訟記録の保存の問題かと思うが、訴訟が確定するまでの間にその書類を処分することはあり得ない。

別表第四十六（平成四年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	平四・三・一二	参・法務	<p>北村哲男議員 死刑判決が確定して、死刑を執行できる者はどのくらいいるか。また、そのうち、再審請求などを行っている者はどのくらいいるか。 死刑はどのような順序で執行するのか。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長 死刑判決が確定して未執行の者は、平成三年末現在で五十一名である。そのうち、再審請求をしている者は九名である。 死刑執行の順序については、例えば再審の請求が出ている場合や恩赦の出願がある場合などいろいろな事情があるので一概には言えない。</p>
2	平四・三・一二	参・法務	<p>北村哲男議員 死刑制度については、一挙に廃止するという方法もあるし、あるいは執行を停止してしばらく世論を見定めるといふ方法もあると思うが、世論を正確に計るような形の研究、あるいは法制審議会において真剣に検討するという準備等はないか。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長 死刑存廃の問題については、国民世論の動向に十分注意を払いながら、国家社会における正義の維持等種々の観点から慎重に検討しなければならないことであるところ、世論調査によっても、国民の大多数は、極度に凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科すことは正当であると考えており、しかも死刑に凶悪犯罪を抑制する特別の効果があると信じていると思われる。また、現に、重大、凶悪事犯がなお後を絶たないことを考えると、死刑制度を廃止することは適当でないし、また、その執行を停止すべき状況にはないと考えている。</p>
3	平四・三・一二	参・法務	<p>北村哲男議員 左藤前法務大臣は死刑執行について一回も署名しなかったと</p>	<p>田原隆法務大臣 左藤前法務大臣個人の問題であり、批評やコメントは差し控えたい。</p>

6	5	4	
平四・五・一二	平四・五・一二	平四・四・七	
衆・法務	衆・法務	参・法務	
<p>沢田広議員 死刑の宣告を受けている者はどのくらいいるか。</p>	<p>松原脩雄議員 刑事補償法の一部改正案では、死刑の場合の補償金額が二千五百万円から三千万円に上がっているが、一般の補償より伸び率が少ない理由を説明されたい。</p>	<p>北村哲男議員 死刑制度に関する世論調査を平成四年度中に実施する方向で検討を始めているらしいが、世論調査については、さまざまな意見あるいは調査を基に質問事項を作る必要があると思う。どこでどのような形で質問項目を作り、どういう形で実施しようとしているのか、その内容、時期について説明されたい。</p>	<p>いが、大臣の考えを問う。</p>
<p>飛田清弘法務省矯正局長 死刑で確定している者は五十人前後だろうと思う。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長 拘禁の補償部分については、賃金水準・物価水準の上昇率を根拠に引上げ額を算出しているが、死刑執行の場合の補償は、飽くまで死刑執行を受けた者に対する精神的な損害に対する慰謝料と理解すべきものであり、拘禁補償の日額の引上げと同じ取扱いをする必然性はないと思われる。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長 現在のところ、平成四年度に死刑制度について世論調査を行う具体的予定はない。 質問事項の内容について、これまでの世論調査を踏まえて一般的に申し上げると、客観的かつ正確な結果が得られるように、世論調査の専門家と協議の上決定されており、統計の継続性という観点からこれまでの質問の際の質問方法を踏襲しながら、調査対象者の意見をできる限り正確に把握するよう努めてきたものと理解している。今後同様の調査を行う場合に、なお改善すべき点があれば、世論調査の専門家の意見も更に聞くなどの方法を探り改善を図ってまいりたい。</p>	<p>現在、死刑という法律制度があり、国民世論が相当高いパーセンテージでこれを支持していることから、現在の制度を尊重しなければならないと考えている。</p>

7	平四・五・一二	衆・法務	<p>沢田広議員</p> <p>このところ何代の法務大臣が死刑執行命令に判を押していないのか。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長</p> <p>従来から死刑確定者の数あるいは死刑が確定して未執行の者の数は答弁しているところであるが、どの大臣のときに死刑の執行があったかなかったかということについては、答弁を差し控えたい。</p>
8	平四・五・一二	衆・法務	<p>沢田広議員</p> <p>アメリカで死刑執行の場面がビデオに撮られ公表された例があるが、どのように感じているか。</p> <p>我が国における死刑執行について答弁を避け、言葉を濁したりするのは、かえって権威を失墜させることにならないか。</p> <p>アメリカにおける死刑執行の公表が我が国にどのような影響を与えたと思うか。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長</p> <p>アメリカのカリフォルニア州で死刑執行が公表されたことは、同州の制度としてはそれで差し支えないという考えであろうと思われる。</p> <p>我が国においては、死刑を執行した場合にその事実を公表していないが、各種統計の一部として、その年の死刑執行人員は登載されることになっている。</p> <p>死刑執行の受け止め方というのも外国と我が国とはやはり違うと思う。</p>
9	平四・五・一五	衆・法務	<p>小森龍邦議員</p> <p>我が国全体で死刑囚は何名いるか。その中で再審を求めている者、再審は求めていないが罪を認めていない者、罪を認めている者は、それぞれ何名か。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長</p> <p>平成三年十二月末日現在で死刑未執行の者は五十一名で、このうち再審請求をした旨の報告があった者は十名である。また、過去に再審請求をしたことのある者は六名である。</p> <p>再審請求はしないが罪を認めていない者等の数については把握していない。</p>

10	平四・五・一五	衆・法務	<p>小森龍邦議員</p> <p>死刑囚に対して刑事補償制度等があるということは、裁判制度の中で誤判があり、冤罪で泣く者がいるという意味ではないかと思うが、法務大臣の考えを問う。</p>	<p>田原隆法務大臣</p> <p>死刑の執行が誤って行われるようなことがあってはならないが、刑事補償法を制定する以上、すべての場合を想定して規定を設ける必要があることから、こういう制度ができたのであるが、もちろん死刑の執行後に無罪となつて補償された事例はない。</p>
11	平四・五・一五	衆・法務	<p>高沢寅男議員</p> <p>児童の権利に関する条約三十七条(a)の考え方は、死刑や釈放の可能性のない終身刑は残虐な刑であるという認識が前提にあり、十八歳未満の者にはそういう残虐な刑は科さないということではないか。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長</p> <p>同条(a)は、その前段と後段の文脈からみても、死刑又は釈放の可能性のない終身刑を十八歳未満の者が行った犯罪について禁止しているという規定であり、それぞれの刑罰自体が残虐な刑罰であるということも言っているのではないと理解している。</p>
12	平四・五・一五	衆・法務	<p>高沢寅男議員</p> <p>規約第二選択議定書が国連で採択されたことは非常に重みのあることであり、我が国も死刑廃止の問題について真剣に検討し、取り組むことが必要ではないか。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長</p> <p>死刑制度の存廃問題は、国家、社会における正義の維持あるいは法秩序の維持を基本として、国際世論の動向、国民世論の動向等種々の要素を総合的に考慮して慎重に判断しなければならぬ問題であるが、現在、国民の多くは死刑制度の存続を支持していると認められることなどからして、仮に条約が発効しても直ちに我が国の従来政策の変更につながるものではないと考えている。</p>

15	平四・六・二	参・法務	<p>紀平悌子議員</p> <p>交通事故と誤判による死刑とは、制度・趣旨とも全く異なる事柄であり、金額だけを比較して両者をそろえるというのは適切な改正理由ではないと思う</p>	<p>田原隆法務大臣</p> <p>死刑執行が誤って行われたときにどの程度の補償をすべきかについて明確な基準をつくることはなかなか困難であるので、従来の考えに継続的に沿ったということであるが、今後も補償の充実を図るという見地から検討しなければならないことだと思う。</p>
14	平四・六・二	参・法務	<p>千葉景子議員</p> <p>死刑の執行による補償最高額は自賠法と横並びで決められているが、単に自動車事故などのようなものと並べて考えるのがいいのか、死刑ということの意味合いを含めてもう一度抜本的に考えるべきではないか。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長</p> <p>死刑の執行に対する補償は慰謝料に相当するものであるという本来的性質から、もともとその金額を的確に算定することは困難であるが、過去の経緯からみて、自賠法の死亡保険金の上限額が死刑執行の場合の補償金の引上げの一つの参考となっていると言える。ただ、自賠法の場合は財産的損害と精神的損害の両者を含むもので、死刑執行の場合の補償金額と同列に論ずることはできず、上限額が同じであるからといって死刑執行の場合の補償金額が低すぎるとはいえない。</p>
13	平四・五・二二	衆・法務	<p>中村巖議員</p> <p>死刑の執行による補償が三千万円に引き上げられるということであるが、国家が人の命を誤って奪ったから三千万円支払って終わりというのでは、余りに人命を軽視していることになるのではないか。刑事補償の理念とはどういうものか。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長</p> <p>死刑の執行に対する補償は、命の値段ということではなく、基本的には死刑を執行したことによる死者に対する慰謝料という考え方だと思う。</p> <p>補償金額については、交通事故等による死亡の慰謝料額の動向、自賠責保険の死亡保険金額等を参考にしている。</p>

が、法務大臣の感想を問う。

別表第四十七(平成五年)

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	平五・二・二三	衆・法務	<p>小森龍邦議員 死刑に関する法務大臣の考えを問う。</p>	<p>後藤田正晴法務大臣 死刑制度が存在し、慎重な裁判の結果、死刑を宣告することがあり、また、現在、死刑の執行は法務大臣の命令によるとされている以上、法務大臣の職責として守っていかなければ国の秩序が守られないのではないかと考えている。</p>
2	平五・二・二三	衆・法務	<p>小森龍邦議員 死刑はどのように執行するのか。受刑者も使っているのか。</p>	<p>飛田清弘法務省矯正局長 死刑の執行は、行刑施設の職員の中から行刑施設の長が指定した職員が行う。受刑者が関与することはない。死刑の執行をするときは、執行の当日にこれを本人に告知し、希望があれば宗教教誨を行い、関係法令に基づいて検察官立会いの下に執行することになっている。</p>
3	平五・三・二九	参・法務	<p>竹村泰子議員 今回三年四か月ぶりに死刑を執行した理由を問う。</p>	<p>後藤田正晴法務大臣 死刑の執行について、具体的にお答えすることは差し控えたい。 一般論として申し上げると、三権分立の中で、裁判官に死刑判決を下すという重い役割を負わせながら、行政の法務大臣がそれを執行しないということでは、法秩序そのもの、国家の基本がゆるがせになるのではないかと考える。</p>

4	平五・三・二九 参・法務	竹村泰子議員 死刑確定者について出廷が許されているケースがあるか。何によって判断しているか。判断した結果及びその理由は本人に伝えられているか。	飛田清弘法務省矯正局長 個々のケースは承知していないが、施設の長の判断によって出廷を許す場合と許さない場合がある。施設の長は、護送の状況、拘禁への影響等を総合的に判断して出廷の可否を決定している。判断の結果については本人に告知しているが、理由まで告知しているか否かは承知していない。
5	平五・三・二九 参・法務	猪熊重二議員 最近、死刑囚が再審無罪になった例が四件あったが、今回死刑を執行した者の中に無実の者がいたらどうするのか。	後藤田正晴法務大臣 これらの事件は、新刑事訴訟法施行後の運用が必ずしも熟達していない時期の事件が多かったと感じている。現在は、再審制度等訴訟制度上のシステムがきちんと整備されていると思うし、私の大臣としての仕事の仕方としては、死刑の執行命令に際し、十分に精査し、私自身が納得をしない限り裁決はしないという考え方で処理するつもりである。
6	平五・三・二九 参・法務	猪熊重二議員 世論調査が死刑制度の存廃論議にとって必要だと考えるならば、法務省として、もう少し客観的な立場に立つ死刑存廃に関する世論調査を実施すべきではないか。	濱邦久法務省刑事局長 今後世論調査を実施することになった場合に、なお改善すべき点があれば、世論調査の専門家の意見も更に聴取するなど改善を図ってまいりたい。
7	平五・四・二 衆・法務	鈴木喜久子議員 どう思うか、今回死刑執	後藤田正晴法務大臣 死刑執行の命令に判を押したかどうかについてはコ

10	9	8	
平五・四・六	平五・四・六	平五・四・六	
衆・法務	衆・法務	衆・法務	
<p>小森龍邦議員 先日死刑の執行が行われた者の中に、再審の動きがあった者が二名いたと聞いているが、その点についての見解を問う。</p>	<p>小森龍邦議員 東京拘置所では死刑執行の記事を抹消せずに閲覧させ、名古屋と熊本の拘置所では執行を伝えるラジオのニュースをそのまま流したというが事実か。</p>	<p>小森龍邦議員 先日死刑の執行が行われた者の中に、精神分裂症の疑いがあると診断されていた者がいると聞いたが、法務当局としては、これをどのように考えていたのか。</p>	<p>行命令に署名捺印したのか。</p>
<p>濱邦久法務省刑事局長 一般論として申し上げると、死刑執行のもたらす重大な結果にかんがみ、死刑執行命令を発するに当たっては、再審の請求や恩赦の出願についても、その事情について十分参酌することとしている。他方、国の司</p>	<p>飛田清弘法務省矯正局長 東京拘置所には確認していないが、関係者からの話では、新聞記事は特に抹消していないと聞いている。名古屋と熊本の事実も承知していない。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長 一般的に申し上げて、心神喪失の状態にある死刑確定者に対し、死刑を執行することはあり得ない。</p>	<p>メントしない。 一般論としては、死刑は大変重い刑罰であり、それだけに慎重の上にも慎重を期すのは当然であるが、死刑判決を裁判官にさせておいて、更に我々が別の目で慎重に精査して一点の疑問の余地がないというときに、法務大臣の個人的な感情あるいは物の考え方等でそれを凍結することは許されないと考える。</p>

12	11	
平五・四・二二	平五・四・二二	
参・法務	参・法務	
<p>猪熊重二議員 監獄法で信書の発受は自由であると規定しているにもかかわらず、昭和三十八年通達で心情の安定を害するようなおそれがあるような信書は授受を禁止していいと規定しているのは、通達で法律を改変していることにならないか。法務省が現在国会に出している刑事施設法案では、なぜこうしたことが法律事項として書いてあるのか。</p>	<p>猪熊重二議員 死刑確定者が通信を発受するについて、どのような法規に基づき、どのように制限又は禁止しているか。</p>	
<p>飛田清弘法務省矯正局長 監獄法第四十六条第一項の規定は「在監者ニハ信書ヲ発シ又ハ受クルコトヲ許ス」とあるが、ここで言う「許ス」というのは施設の長の許可にからしめるといふ趣旨であると解釈している。御指摘の通達は施設の長が信書の発受を許可するか不許可にするかについての解釈基準、判断基準を示したものであり、監獄法令を変えていないと解釈している。監獄法は古い法律であり、その改正では、御指摘のように死刑確定者の信書の発受に関する権利の内容等を明確にしようとしているが、解釈がおかしいことはない。</p>	<p>飛田清弘法務省矯正局長 監獄法第四十六条第一項、第五十条及びそれを受けた法務省令の規定である。</p>	<p>法機関たる裁判所において言い渡され、最終的に確定した裁判について、速やかにその実現を図ることも、刑の執行の任に当たる者の重要な職責である。再審請求中であつたとしても、それが例えば数回目であつて、その理由とするところがおおむね従前の請求理由と同一であつて、当然棄却を予想せざるを得ないような場合においては、執行を命ずることもやむを得ないと考えられる。</p>

14	13
平五・六・二	平五・六・二
衆・法務	衆・法務
<p>小森龍邦議員 死刑執行の事実は法務省でなければ知り得ないのであるから、執行に関する情報は法務省から出たのではないか。</p>	<p>小森龍邦議員 三月に死刑を執行されたKという人物は、分裂病の疑いがあるとされていたのではないかと法律で禁止されているから、死刑を執行するはずはないではないか。</p>
<p>飛田清弘法務省矯正局長 死刑を執行した場合、戸籍法の規定により当該施設の所在する市町村長に刑死として届け出ており、また、遺体の引取りのため遺族に連絡し、遺体を火葬にするための手続をすることもあるので、執行の事実を知り得るのは法務省だけというお尋ねには納得できない。</p>	<p>濱邦久法務省刑事局長 一般的に申し上げて、死刑確定者が心神喪失の状態にあるかどうかということも、当然死刑を執行するかどうか判断する場合には考慮されており、心神喪失の状態にある者に対して死刑が執行されることはない。</p>

別表第四十八（平成六年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	平六・六・七	参・法務	下稲葉耕吉議員 死刑について、法務大臣の所見を問う。	中井洽法務大臣 裁判所が司法の独立の中で十分な審議をして刑を下したのであるから、その執行命令に際しては、法務大臣として、自分の良心に問いかけつつ、また可能な限り一つ一つの事案を判断しながら職務を遂行していきたい。
2	平六・六・二〇	参・法務	平野貞夫議員 死刑について、法務大臣の所見を問う。	中井洽法務大臣 死刑の問題については、法務大臣の最も重い任務であると認識し、世論の動向も見ながら、また自分自身の良心に問いかけながら考えとともに、法秩序の維持も法務大臣の最も重い任務の一つであることを十分自覚して職務に邁進していききたい。
3	平六・六・二〇	参・法務	紀平悌子議員 死刑の問題については、即時廃止、終身刑等への移行、現段階で執行停止の上議論、死刑存置など、いろいろな議論があるが、法務大臣の考えは、どれに近いか。	中井洽法務大臣 簡単にいうと、一番最後の答えに近いであろうと考える。
4	平六・一・一・八	参・法務	荒木清寛議員 衆議院及び参議院合わせて百	前田勲男法務大臣 多数の議員の意見に謙虚に耳を傾けなければならぬ

	5	平六・一一・八	参・法務	<p>名を超える議員が死刑廃止という見解を持っていることについて、法務大臣の所見を問う。</p> <p>荒木清寛議員 誤判と死刑について、法務大臣の所見を問う。</p> <p>前田勲男法務大臣 死刑の適用については、裁判においても極めて慎重に審理されていると理解しているし、三審制の下で確定した判決に対しても、再審、恩赦等の救済制度が設けられており、これらは誤判を防止するために有効に機能していると考えている。死刑は、これらの適用事由の有無を慎重に審査し、厳密な調査を行った上で執行されていると理解している。</p>
	6	平六・一一・八	参・法務	<p>荒木清寛議員 国民には知る権利があるのだから、死刑に関する情報公開について、前向きに検討すべきではないか。</p> <p>前田勲男法務大臣 死刑執行の事実の公表については、執行を受けた者の遺族の感情や他の死刑確定者の心情の安定等に配慮し、その公表を控えてきたが、情報公開又は国民の知る権利への奉仕という時の流れ、世界情勢の流れという観点も踏まえて、検討、協議していきたいと考えている。</p>
7	平六・一一・九	衆・法務	志賀節議員	<p>日本で殺人事件を犯し、国外に逃亡した外国人について、我が国が死刑制度を存置しているがゆえに、スウェーデンから犯人の身柄の引渡しを受けられない</p> <p>則定衛法務省刑事局長 スウェーデンの犯罪人引渡法上、犯罪者が請求国で死刑に処せられないことの法的拘束力のある保障が必要であるところ、政府としては、三権分立等の関係もあるため、法的な保障はできないため、要請に応じてもらえないものであり、日本が死刑制度を存置してい</p>

10	9	8	平六・一一・二九	平六・一一・九	平六・一一・九
衆・法務	衆・法務	衆・法務	<p>長浜博行議員 死刑制度の凶悪犯罪の抑止効果について、死刑制度に関する世論調査の結果を踏まえた所見を問う。</p>	<p>志賀節議員 死刑の執行は、極めて隠密裏、密行主義で行われているが、死刑に関する情報公開について、法務省の考えを問う。</p>	<p>志賀節議員 スウェーデンの一件のように、犯罪人引渡しに関し、相互主義を貫き得ない状況が出ており、死刑制度について、国際的な刑法の流れの中で、我々は、共通項を持たなければならぬ時点に差し掛かっているという自覚が必要ではないか。法務大臣の所見を問う。</p>
<p>則定衛法務省刑事局長 死刑制度の存廃については、国民の世論に十分配慮しつつ、社会正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべきで、抑止力の観点のみから議論すべきものではないと考えているが、一般に、刑罰は犯罪に対する抑止力を有するものとされ、世論調査の結果を見ても同</p>	<p>則定衛法務省刑事局長 具体的な死刑執行に関する情報公開の問題については、執行を受けた者の遺族の感情や他の死刑確定者の心情の安定等に配慮し、それぞれの時点で個々の情報を公にすることは差し控えるべきとの考え方で対処しているが、各年度の執行数の統計は公表しているところである。</p>	<p>前田勲男法務大臣 相互主義については、それぞれの国の主権の下で判断されるものと解釈している。</p>			
		<p>かったと聞き及ぶが、その詳細について説明されたい。</p> <p>るから引き渡すことができないという一般的なことではない。</p>			

様に認識されており、さらに、死刑制度の存在が長期的に見た場合の国民の規範意識の維持に有用である点も否定し難いことから、死刑制度は、凶悪犯罪の抑止のために一定の効果を有しているものと理解している。

別表第四十九（平成七年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨				答弁者・答弁要旨
1	平七・二・七	衆・法務	山本拓議員 死刑執行について、法務大臣として現行の枠組みの中で厳正に対処していくつもりか。	2	平七・三・二八	衆・法務	前田勲男法務大臣 司法が慎重に審理し判断した死刑判決に対し、行政の法務大臣がその執行をしなくて法治国家としての秩序が保たれるのかという観点から、法務大臣という職に就いた以上、職責を果たさなければならぬと考えている。
3	平七・三・二八	衆・法務	枝野幸男議員 死刑制度についてオープンに議論する場を設けてみてはどうか。				則定衛法務省刑事局長 検討の場としては、法制審議会、特に、その中の刑事法部会が考えられる。その委員については、矯正、保護の分野を含め刑事法全般について法哲学も踏まえた学識と経験を有している方々が任命されている。
			枝野幸男議員 死刑制度についてオープンに議論する場を設けてみてはどうか。				前田勲男法務大臣 死刑制度の存廃については、世論調査の結果や極めて凶悪重大な事件が発生している状況にかんがみ、国民世論が直ちに死刑を全面的に廃止することは適当でないと考えていると認識しており、政府として死刑制度について議論すべき新たな場を設けるような段階ではないと考えている。

別表第五十(平成八年)

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	平八・二・二七	参・法務	<p>田英夫議員 法務大臣は、死刑制度についてどう考えているか。</p>	<p>長尾立子法務大臣 法務大臣という、言わば我が国の法秩序の維持、国民の権利の擁護の役割を預かる立場としては、国民がこの問題についてどのような認識を持っているかというところに深く思いを致さなければならぬと考えている。現在、国民の七十パーセント程度は死刑を存続すべきであるという意見であり、そういう段階において死刑を廃止するという方向を決定していくことはできないと判断している。</p>
2	平八・二・二七	参・法務	<p>田英夫議員 恩赦出願中や再審準備中に死刑を執行することや、精神障害の可能性が強かったにもかかわらず執行することは、国連における「死刑に直面している者の権利の保護の保障の履行に関する決議」に反すると思うが、どう考えるか。</p>	<p>原田明夫法務省刑事局長 まず、恩赦の出願や再審の請求については、法文上の執行停止事由に当たらないが、恩赦の出願や再審の請求がなされている場合には、法務大臣が死刑執行命令を発するに当たり、十分しんしゃくされている。しかし、恩赦出願、再審請求等の手続中はすべて執行命令が発せられない取扱いとすると、これらを繰り返す限り刑の執行をなし得ないこととなり、刑事裁判の実現を期することは極めて困難となる。また、心神喪失の状態であるか否かについても当然考慮されているところであり、心神喪失の状態にある者に対して執行することはあり得ない。</p>
3	平八・二・二七	参・法務	田英夫議員	長尾立子法務大臣

死刑の執行を一定期間停止するとともに、議論を深めていくために死刑制度臨調とでもいうべきものを設けてはどうか。

死刑の執行を一定期間停止することについては、現行法制の下では、法務大臣がその判断で裁判所が下した判決を停止することは許されない。また、死刑問題は、刑全体の体系の中で考えていくべきものと考えらる。

別表第五十一（平成九年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	平九・一一・一三	参・法務	<p>円より子議員 平成五年三月以降、なぜ半年ごとぐらいに複数の同時執行が行われるのか。また、同時執行の場合、死刑判決確定から執行までの期間がばらばらであるが、執行する基準は何か。</p>	<p>原田明夫法務省刑事局長 個々の死刑の執行がなされたかどうかについては、公表していないので、答弁は差し控えたい。 一般論として申し上げますと、死刑判決の執行については、刑が確定した後、関係検察庁の長から上申がなされ、法務省関係部局において、確定記録を十分精査した上、刑の執行停止、再審の状況、非常上告の事由、あるいは恩赦を相当とする情状の有無等について慎重に検討、審査して、それらの事由ないし情状が存在しないことが確認された場合に初めて死刑執行命令が発せられる。 個々の具体的なケースについては、死刑判決の確定から執行までの期間は一概には言えない事情がある。</p>
2	平九・一一・一三	参・法務	<p>円より子議員 死刑執行について、新聞等で国民に発表はしていないのか。</p>	<p>原田明夫法務省刑事局長 昭和の初年以降、死刑の執行について公表が行われなくなったのは、刑の執行状況について、更に追い打ちをかけてその者をさらす、あるいは関係者に死刑が執行されるといふ不安感を与えるなど、様々な影響があることを考えて、刑の執行が純化したものだと考えている。 実際に死刑執行について報道されるかどうかは別論であるが、法務省として刑の執行を改めて刑の確定以外の場で明らかにしていくことについては、慎重な対</p>

6	5	4	3	
平九・一一・一三	平九・一一・一三	平九・一一・一三	平九・一一・一三	
参・法務	参・法務	参・法務	参・法務	
<p>照屋寛徳議員 昨今の諸外国における死刑制度の動向等について、法務省で掌握している範囲で説明された</p>	<p>円より子議員 死刑に関する世論調査の在り方、死刑執行に関する事実の公表等を含め、法制審議会で検討する必要がありと考えるが、大臣の所見を問う。</p>	<p>円より子議員 執行の告知をされれば動揺があると思うが、だれか落ち着かせるようなことはしているのか。</p>	<p>円より子議員 死刑を執行される本人にはいつ、だれが告知するのか。告知後、家族と最後の別れ等ができるのか。</p>	<p>応が行われてきたものである。</p>
<p>原田明夫法務省刑事局長 第二次大戦後、ヨーロッパ諸国を中心に死刑廃止国が増えたことが指摘されている。しかし、他方で、死刑を廃止した後に復活させた国があるなど、死刑廃止が国際的傾向にあるかについては様々な見方があると思う。</p>	<p>下稲葉耕吉法務大臣 我が国は三審制度を採り、死刑の判決に至るまで慎重に裁判が行われているところである。また、国民世論を十分尊重しなければならぬと同時に、社会正義の実現という要請もあり、現行の制度はやむを得ないものであると考える。</p>	<p>東條伸一郎法務省矯正局長 死刑確定者に対しては、日ごろから、心情の安定に職員が心を砕き、また、教誨師や篤志面接委員の協力を得て、死に向かう心構えを整えてもらう働き掛けをしている。</p>	<p>東條伸一郎法務省矯正局長 執行の当日、監獄の長が告知しており、現在、執行前に家族と面会させることはしていない。</p>	

7	平九・一一・二三	参・法務	<p>照屋寛徳議員 死刑制度について、大臣の所見を問う。</p>	<p>下稲葉耕吉法務大臣 死刑制度の存廃については、国民世論の動向を十分見分けなければならぬ反面、法秩序の維持、社会正義の実現という観点から、慎重に検討しなければならぬ問題だと考える。</p> <p>現在、国民の多くが死刑もやむを得ないと考えている現実があり、著しく重大な凶悪事犯を犯した者に対して死刑を科すことはやむを得ず、直ちに死刑を全面的に廃止するわけにはいかないと考える。</p>
---	----------	------	---------------------------------------	---

別表第五十二（平成十年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨	答弁者・答弁要旨
1	平一〇・三・一三	衆・法務	<p>保坂展人議員 死刑執行の情報公開において、日米間に大きな落差があることについて、法務当局の見解を問う。</p>	<p>原田明夫法務省刑事局長 国の刑罰権の作用は、本来、刑の執行そのものに限られ、それを超えて国家機関が刑の執行の事実を殊更公表し、刑の執行を受けた者やその関係者に、それ以上の不利益や精神的苦痛を与えることは相当でないことから、死刑の執行の都度、その事実を公表することはしていない。死刑執行の事実については、毎年統計において執行数を公表しており、それ以上に個々の執行の事実まで公表する必要はないと考えている。</p>
2	平一〇・三・一三	衆・法務	<p>保坂展人議員 死刑執行のプロセス又は刑場を議員に公開するなどして、議論の材料にしてはどうか。</p>	<p>坂井一郎法務省矯正局長 議論はあるだろうが、国民性や文化の問題、歴史的な経緯があるので、その辺を見極めながら、慎重に検討すべき問題と考えている。</p>
3	平一〇・四・二八	衆・法務	<p>保坂展人議員 明治六年太政官布告第六十五号で、どういう刑具を定めているのか。</p>	<p>坂井一郎法務省矯正局長 基本的に言うと、死刑の執行を受ける人の床が開き、その人が落ち、首に天井で固定された縄が掛かっているの、自重で死亡に至るとい形式である。</p>
4	平一〇・五・一三	衆・法務	<p>保坂展人議員 以前は委員会質疑の場で、その日現在の確定者の数を答えていたが、今は答えていないこと</p>	<p>原田明夫法務省刑事局長 死刑について反対の立場から様々な議論がされている中で、質問の都度答えることになると、いつ執行されるということを発表するのと同じような事態になる</p>

	5	衆・法務	<p>保坂展人議員 死刑執行に立ち会う者、執行する者、執行に要する時間、死亡を確認する者について問う。</p>	<p>について、法務省の見解を問う。</p> <p>ので、毎年一定の時期に、現在確定者は何名ということを公表し、また、答える取扱いを行っているので御理解願いたい。</p>
	6	衆・法務	<p>保坂展人議員 刑務官が上司から執行に係る職務命令を受ける法的根拠について問う。</p>	<p>坂井一郎法務省矯正局長 国家公務員法第九十八条第一項に、公務員が上司の職務上の命令に従わねばならない旨の規定がある。</p>
	7	衆・法務	<p>保坂展人議員 死刑執行を行う矯正局の職員の声を察するべきであると考え、法務大臣の所見を問う。</p>	<p>下稲葉耕吉法務大臣 困難な業務に取り組んでいる行刑施設の職員の心情は、十分心得ているつもりである。そのような中においても、国の法秩序にかかわる仕事は厳格に処理していかねばならないと考える。</p>
8	平一〇・五・一三	衆・法務	<p>金田誠一議員 死刑廃止が世界の潮流になっていると認識しているが、世界の動向をどのように認識しているか。</p>	<p>下稲葉耕吉法務大臣 各国により国柄、民族感情、歴史的な伝統、刑事政策等の問題もあり、各国が一致した方向には必ずしも進んでいないと考える。</p>

11	10	9
平一〇・五・一三	平一〇・五・一三	平一〇・五・一三
衆・法務	衆・法務	衆・法務
<p>二見伸明議員 千九百八十九年（平成元年）には死刑廃止条約が採択され、千九百九十一年（平成三年）に</p>	<p>二見伸明議員 死刑制度の存廃について、政治家としての法務大臣の見識を問う。</p>	<p>金田誠一議員 これまで、国連人権委員会 で、具体的に日本という国名が入った形の勧告が採択され、あるいは国連人権委員会の死刑廃止に関する決議の中で、死刑を未だ維持しているすべての国に対し、段階的に、死刑を適用する犯罪の数を制限することなどが求められ、さらに、本年一月に来日した人権高等弁務官から、外務大臣が死刑廃止に関する議定書などの早期批准を求められているが、これらの要請に対して我が国はどのような対応をしようとしているのか、法務大臣の見解を問う。</p>
<p>下稲葉耕吉法務大臣 私自身は世界の流れというものを重く受け止めている一人であるが、我が国の国民感情、犯罪の動向、刑事政策などをどのように整合させるかという問題もあ</p>	<p>下稲葉耕吉法務大臣 国の秩序を維持するという目的からして、やはりこの制度は維持すべきものだと考えている。</p>	<p>下稲葉耕吉法務大臣 私も人権高等弁務官に会い、死刑制度の問題については、今の国内の情勢では死刑そのものを廃止するということは難しい状態である旨申し上げた。</p>

15	14	13	12
平一〇・一〇・六	平一〇・九・三二	平一〇・九・三二	平一〇・五・一三
衆・法務	参・法務	参・法務	衆・法務
保坂展人議員 死刑の執行が行われた場合、	福島瑞穂議員 死刑確定者は弁護士及び家族以外と面会できないが、これは改善できないか。	福島瑞穂議員 家族は事前に本人が処刑されることを一切知らされないが、この点は改善されているのか。以前は家族に事前に会わせていたと聞いているが、待遇が悪化したのか。	木島日出夫議員 千九百九十八年(平成十年)四月の国連人権委員会の決議は、死刑執行の猶予の確立を求めているが、これに対する所見を問う。
中村正三郎法務大臣 死刑執行の事実が国民に知らされることで議論が深	坂井一郎法務省矯正局長 死刑確定者は厳格に身柄を確保して死刑の執行に備える立場にあるが、接見を厳格に限定するというわけではなく、本人の心情の安定に資する者等との接見の可否については、個々具体的に判断している。	坂井一郎法務省矯正局長 家族には事前には連絡していないが、遺体の引取り等の関係があるので、事後的には連絡している。家族に事前に連絡すると、家族から面会の申出があり本人が死刑執行の日を知るとか、抗議行動等があるなどの問題が生じ、本人の心情の安定を非常に害するという観点から、事前に連絡しない取扱いとしている。	原田明夫法務省刑事局長 決議そのものも、前提は死刑を廃止することについての基本的な合意が背後にある、それに向けて死刑執行の猶予の確立を求めるというニュアンスが含まれていると思われるが、現在の我が国の状況は、そのような状況には至っていないのではないかと考える。

18	17	16	平一〇・一二・三	平一〇・一二・三	平一〇・一〇・六
参・法務	参・法務	衆・法務	<p>千葉景子議員 三名の死刑確定者の死刑執行を同日に行った根拠を問う。</p>	<p>千葉景子議員 十一月十九日、三名の死刑確定者の執行の事実が公表されたが、これを公表するに至った理由を問う。</p>	<p>保坂展人議員 参議院選挙の公示日に、これだけ国会で議論があった死刑執行が行政側の側で行われることについて、大臣の見解を問う。</p>
<p>松尾邦弘法務省刑事局長 死刑執行については、個々の事案につき記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等について、慎重に検討し、これらの事由等がないと認められた場合に、初</p>	<p>松尾邦弘法務省刑事局長 死刑執行に関し、その事実を公表してこなかった理由は、国の刑罰権の作用は、本来、刑の執行そのものに限られ、それを超えて執行の事実を殊更に公表して、刑の執行を受けた者やその関係者に不利益や精神的苦痛を与えることは相当でないこと、他の死刑確定者の心情の安定を損なう結果を招きかねないことなどの問題があるためであり、この基本的な考え方自体は変わっていない。しかしながら、情報を公開することにより、刑罰権の行使が適正に行われていることについて国民の理解を得るとの要請もあるので、公表することによる弊害が少ないと認められる執行日と執行を受けた人数に限って公表することとしたものである。</p>	<p>中村正三郎法務大臣 現にある法律に従って裁判が行われ、それに従い刑の執行が行われるわけであり、法律に賛成であるか反対であるかという行動のあることを想定して裁判や執行の日を選ぶことは難しいと考える。</p>			

法務大臣は、これを率直に認めるか。

まる要素はあると思うが、どういう方法で知らせるかについては、慎重に考えているところである。

21	20	19	
平一〇・一二・三	平一〇・一二・三	平一〇・一二・三	
参・法務	参・法務	参・法務	
<p>福島瑞穂議員 死刑執行に当たり、本人と家族には事前告知すべきでないか。</p>	<p>千葉景子議員 法務大臣は刑場を視察してどのような印象又は見解を持ったか。</p>	<p>千葉景子議員 死刑が確定してから執行されるまで、およそどのくらいの期間がかかっているのか、一番長かったケース、一番短かったケースを問う。</p>	
<p>中村正三郎法務大臣 事前告知については、その後の実際に起こった状況を伺うと、いろいろな問題が起こり得るケースというのはあると感じ始め、結論が出ない状況である。</p>	<p>中村正三郎法務大臣 思ったより簡素であるが、いろいろな配慮もなされていると思つた。死刑が大変な罰であること、法の定めとはいえ、執行される方にも同情は禁じ得ないということを思つた。事前告知、家族の来所の適否等、いろいろなことをこれから考えなければと感じた。</p>	<p>松尾邦弘法務省刑事局長 昭和六十三年一月から平成九年十二月までの十年間において、死刑を執行された二十八名について、判決確定後、執行までの期間は、平均八年十一か月である。最長期間又は最短期間について明らかにすると、実際には、死刑を執行された者を特定することになるから、答弁を差し控えたい。</p>	<p>めて死刑執行命令を発することとしているところ、今回三名について、これらの手続を経て検討を遂げたことから、所要の手続を経て執行したものである。</p>

別表第五十三（平成十一年）

番号	年月日	本会議・委員会の別	質問議員・質問要旨				答 弁 者 ・ 答 弁 要 旨
1	平一・二・一〇	衆・法務	<p>木島日出夫議員 規約人権委員会最終見解第二十一項において、死刑確定者の面会及び通信、家族等への執行の通知について指摘されているが、特に死刑確定者に対する通信について改善すべきでないか。</p>	2	平一・二・一〇	衆・法務	<p>保坂展人議員 国会の空白について度々執行がある。これは国会軽視以外の何物でもないと思うが、法務大臣の所見を問う。</p>
3	平一・二・一〇	衆・法務	<p>保坂展人議員 十二月の参議院法務委員会の千葉議員の質問に対し、大臣は、事前告知も含めて考えてみたいと述べたが、その進捗状況を問う。</p>				<p>中村正三郎法務大臣 その後、今までの経緯を伺うと、関西の方で一時告知をして死刑執行していたが、その時、事故が起こったということも伺い、そういうことをいろいろと法務省内部で話し合っているが、なかなか簡単に結論が出ない問題だと認識を改めているところである。</p>

4	平一・二・一〇	衆・法務	保坂展人議員 確定死刑囚の処遇を法務委員が国政調査権の一環として体験したいと希望した場合は、どう判断するか。	中村正三郎法務大臣 実際にやるとなるとなかなか難しい問題があると思うが、できるかどうか、何でも考えてみる必要がある。
5	平一・三・一九	衆・法務	保坂展人議員 死刑執行の有無を公表するという中村正三郎前法務大臣の姿勢は継承するか。	陣内孝雄法務大臣 そのとおり考えている。
6	平一・三・一九	衆・法務	保坂展人議員 死刑執行の刑場の視察及び拘留所への議員の体験入所についての所見を問う。	但木敬一法務大臣官房長 法務委員会の決定で刑場を視察したいということであれば、法務省として協力する用意がある。 体験入所については、いろいろな問題があるので、事務局で検討させていただきたい。
7	平一・三・一九	衆・法務	保坂展人議員 死刑執行のための最終の大臣決裁のときに、書類を精査して、疑問があるものは差し戻すという考えはあるか。	陣内孝雄法務大臣 報告を聴取して、刑の執行停止、再審または非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等について、個々の事案に対して十分時間をかけて慎重に検討したいと考えている。
8	平一・三・一九	衆・法務	木島日出夫議員 なぜ我が国は、規約の選択議定書を批准しないのか。法務大臣の基本的な認識を問う。	陣内孝雄法務大臣 第二選択議定書の批准問題に関しては、我が国の死刑制度の存廃という刑事司法制度の根幹に関わる重要な問題であるので、国民世論に十分配慮しつつ、社会

	9	平一一・三・二三 参・法務	小川敏夫議員 自分の信念に反するとして、死刑執行の指示を行わなかった法務大臣が過去にいたが、新法務大臣の所見を問う。	における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であると考えており、直ちに同議定書を批准し、死刑を廃止することは適当ではないと考えている。
	10	平一一・三・二三 参・法務	福島瑞穂議員 死刑執行の事前通知をすべきと考えるがどうか。	陣内孝雄法務大臣 受刑者に対する心理的な影響、家族に対する影響、いろいろな問題があるので、そういうつもりはない。
	11	平一一・三・二三 参・法務	福島瑞穂議員 事前告知をやめたのはなぜか。事前告知により自殺するのは仕方がないと思うが、検討の余地はないか。	坂井一郎法務省矯正局長 事前告知のためにいろいろな弊害が生じ、端的にいうと死刑囚が死亡するということもあり、また、現場の感覚からすると、事前に告知することは心理的負担が大きすぎるということで、やめていったと承知している。自殺については、矯正の立場からすると、仕方がないで済む問題ではないと思っている。
12	平一一・三・二三	参・法務	福島瑞穂議員 拘束されている人間は、友人、知人や一般社会にできるだけ近づけるようにしないと寂しい人生になってしまうと思うがどう	坂井一郎法務省矯正局長 本来、死刑囚は死を待つ身であり、余り周りが騒ぎ立てないでそっとしてやるのが在るべき姿だと思っており、そういう観点から、かなりの制限があることを理解願いたい。

13	平二・六・一一	衆・法務	<p>保坂展人議員 今まで禁治産者、準禁治産者として請求をされた過去の受刑者又は死刑確定囚の例はあるか。</p>	<p>坂井一郎法務省矯正局長 統計をとっていないので確実なことは言えないが、従来そのような例があったとは承知していない。最近五年間については、少なくとも心神喪失によって禁治産になった例はない。</p>
14	平二・六・一一	衆・法務	<p>保坂展人議員 確定死刑囚の場合、成年後見制度はどうなるのか。</p>	<p>細川清法務省民事局長 民法の適用においては、死刑囚であることによる差異は生じないので、申立てがあれば、裁判所は成年後見について審判することになる。</p>
15	平二・一一・二〇	衆・法務	<p>保坂展人議員 死刑執行に関し、国会での議論を踏まえて法務行政を執行してもらいたいという点で、法務大臣の所見を問う。</p>	<p>臼井日出男法務大臣 死刑は、正に人の生命を絶つ極めて重大な刑罰であるから、その執行に際しては慎重な態度で臨む必要があるのは当然のことである。それと同時に、法治国家においては、現在そうした法律がある中で、確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないと考えている。</p>
16	平二・一一・二〇	衆・法務	<p>保坂展人議員 平成十一年十一月九日付け朝刊で報道された、札幌拘置支所における死刑囚の自殺事故の事情を説明されたい。</p>	<p>坂井一郎法務省矯正局長 自殺という不祥事が起こったことについては、大変遺憾であり、故人の冥福を祈るとともに、遺族に対しお悔やみ申し上げたい。同人は、午前九時二十八分ころかみそりを受領し、同三十一分までの間に、かみそりで右頸部を切ったものである。</p>

18	17
平一一・一一・一一	平一一・一一・二〇
参・法務	衆・法務
<p>福島瑞穂議員 死刑確定者の処遇について、 矯正の分野でいかなる改善が あったか。</p>	<p>保坂展人議員 同人が、処刑を待たずして自 らかみそり一枚で亡くなったこ とにつき、法務大臣の感想を問 う。</p>
<p>坂井一郎法務省矯正局長 死刑確定者の処遇については、裁判が確定してから 執行されるまでの期間が長期化する傾向があるため、 何らかの処遇を考えなければならず、内部的な検討を しているところである。</p>	<p>白井日出夫法務大臣 本件事故については、本来あってはならず、誠に遺 憾であり、遺族に対し心からお悔やみ申し上げる。本 人が精神的に極めて不安定になっていた状況を的確に 把握して処理できなかつたことは残念である。同種事 故の再発防止に今後とも万全を期したい。</p>